

第十節 藥料、染料、鞣料

一、規那 千九百十五年三月末に於ける官有規那林の立樹數左の如し。

一千貳百貳拾七萬五千本

二、其輸出額 東バンドン規尼涅製造工場製品既往三ヶ年間の輸出額左の如し。

仕向地	一九一一年	一九一二年	一九一三年
和 蘭、箱	一三三三	六〇〇	一、〇七五
ジエノア、同	七六	四七八	五一八
英 同	三、六九五	一、一〇八	—
新 嘉 坡、同	四五六	三五八	二六九
ポードサイド、同	一四	二一	五
日 本、同	三三八	五〇	一〇五
米 同	八五二	五七五	二二五
其 他、同	三三三	三五	四一
合 計	五、五九七	三、二二五	二、一三三

又一昨千九百十三年中規那皮の瓜哇輸出額左の如し。(アムステルダム封度)

政府栽培の分 一、五二二、七一一

私人栽培の分 一七、四四三、四二七

合 計 一八、九六六、一四三

三、コカの輸出 其瓜哇輸出額を擧ぐれば

仕向地	一九一一年	一九一二年	一九一三年
和 蘭、噸	六四五	一、〇三三	一、一三一
英 同	八四	二六	九二
其 他、同	一一	六	九
合 計	七四一	一、〇六五	一、一三二

四、白檀 本品の主要集散地はマカツサーなるが千九百十三年同港輸出額は三十九萬八千二百九十七基此價額十九萬九千四百四十九盾にして内三十七萬三千五百五十二基は獨乙に二萬八百三十一基は米國に向へり。

五、藍の輸出 近年人造藍の使用一般に増加し天然藍の需要減少せる爲め之が耕作も亦頓に減じたり。千九百十三年瓜哇輸出額は左の如し。

乾 藍	三四、六五八基	二五、九九二盾
濕 藍	四一、三九三	八、二七九

六、マンダローブ樹皮 輸出先は馬來半島を主とし特に彼南に向ふ、左に

蘭領東印度

一六五

七、其輸出額 を示さんに。マングローブ樹皮單位一千基

州名	一九一一年	一九一二年
アチー	二、七七七	三、三二二
スマトラ東海岸	一、一二〇	四、一六二
インドラギク州	一、五〇七	二、五九一
メナド州	七六七	一、三三八
其他	一九	五一

ボンテアナ港より該製品の輸出額は左の如し。

仕向地	一九一一年	一九一二年
米	六五、〇〇〇	一五二、〇〇〇
英	四六、〇〇〇	七七、〇〇〇
日本	二二、〇〇〇	—
濠洲	五、〇〇〇	三、〇〇〇
其他	三、〇〇〇	一〇、〇〇〇

八、ガンビールの輸出 ガンビールは工業用としては染料又は漁網の澁に用ひ又皮革の鞣料として效用あり而して又薬用として特效あり本邦に於ては阿仙薬と呼ぶ。其輸出額左の如し。(單位一千基)

仕向地	一九一一年	一九一二年	一九一三年
米	—	—	—
英	—	—	—
日本	—	—	—
濠洲	—	—	—
其他	—	—	—

米	一九一一年	一九一二年	一九一三年
白米	三〇八	五六	—
伊	八七三	二、二二四	二、三〇九
英	三四二	—	—
新嘉坡	三二一	一一二	—
其他	五、九五八	八、一〇〇	六、四四七
其他	一六一	一六九	二〇四

第十一節 木材

一、木材の輸出額 蘭領東印度よりの木材輸出額は左の如し。

種別	一九一二年		一九一三年	
	瓜哇	外領	瓜哇	外領
枕木立方	五、二八〇	—	三、五	—
粗材同	七、五七	—	一、九七	—
挽材同	三、九四六	—	三、六六四	—
黒檀基	—	四、四二六	—	九、〇四一
造船、建築用材盾	—	一、〇七八	—	二、八六三
ウオルテル基	—	八、五四五	—	七、二九〇
其他	—	四、七五〇	—	一、〇七五
蘭領東印度	—	—	—	一、六七

第十二節 牧畜業

一牛馬州別飼育數 バリ島は牧畜業を以て名あり領内各地に移出す左に瓜哇に於ける牛馬州別飼育數を示さん

州名	頭數		七人千人に對する比例	
	馬	牛	馬	牛
パンタム	七、一八五	五、六八	八	一
バタビヤ	二、四三九	二、七三〇	三	一
レブアン	九、七二五	二、二九二	六	一
チエリボン	二、六三三	一、六〇二	六	一
ペカロン	二、二八八	一、一〇八	六	一
スマラン	九、六〇一	二、六七三	八	一
スラバヤ	一、八三六	三、〇九四	六	一
マヅラ	一、五〇三	六、八八二	九	一
バスマン	三、一八四	四、五二二	六	一
プス	三、九三二	二、九六三	九	一
バニユー	四、六六七	七、四三二	四	一

二禽獸產品輸出額 尙重要禽獸產品輸出額を示せば

品名	單位	一九一二年		一九一三年	
		數量	價格	數量	價格
ケヅ	一	一、四七四	一、五八五	一、二八三	一、二八三
ジヨク	ヤカルタ	五、四六	二、七九	五、五三三	五、五三三
スーラ	カルタ	—	—	—	—
マヂ	イウン	二、二四一	一、九七〇	一、五九六	一、五九六
ケジ	リ	一、六五五	二、〇四八	一、四一四	一、四一四
水牛	角	四、三三〇	一〇、八三三	二、九四八	七、三五五
同	同	一〇、三二七	二、五八三	九、一五四	二、四九九
鹿	角	二、三九七	九、八八六	九、七三〇	七、七九一
水牛	皮	二、七三三	二、四七九	二、三二七	三、〇八一
同	同	一、二七五	一、二七五	—	—
牛	皮	四、七二七	二、一〇一	四、八三三	二、〇三二
同	同	四〇、九六	二、〇九二	三、四七七	三、九二六
山羊	皮	一、〇九九	一、一六五	一、四六五	一、三二二
同	同	二、〇八一	五、一五五	—	—
大蜥	皮	—	—	—	—
鹿	皮	—	—	—	—

蘭領東印度

一六九

其支店所在地左の如し

瓜哇 スマラン、スーラバヤ、チエリボン、ジョクジャ、ソロ、バンドン、スマトラ バタン、メダン、タンジョンブーラ、タンジョンバレイ、パンカリス、バレンバン、

ボルネオ バンジャマシン、ボンチアナ、

セレベス マカッサ、メナド、

和蘭 アムステルダム

二其他の銀行 瓜哇銀行の外蘭國又は外國銀行にして當領に本支店又は代理店を有する重なるもの左の如し。

一' *Nederlandsch Handel Maatschappij.*

千八百二十四年の創立にしてアムステルダムに本店を有す拂込資本金五千萬盾
千九百十二年末積立金七百六十九萬二千六百九十七盾

二' *Nederlandsch-Indische Sscompts Maatschappij.*

千八百五十七年の創立にして資本金一千五十萬盾千九百十二年末積立金百五十
七萬七千四百八十五盾

三' *Nederlandsch-Indische Handels Bank.*

千八百六十三年創立本店アムステルダムに在り。資本金一千五百萬盾、千九百
十二年末積立金五百二萬三千五百四十二盾

四' *Kolonial Bank.*

千八百八十一年の設立にして本店をアムステルダムに置く資本金一千百萬盾積
立金一千九百十二年末に於て六十三萬四千八百八十盾

五' *Chartered Bank of Indian Australia and China.*

一千八百五十三年の創立資本金百二十萬磅積立金百六十五萬磅

六' *Hongkon Shanghai Banking Corporation.*

一千八百六十七年の設立にして資本金一千五百萬弗積立金百五十萬磅及銀一千
七百四十五萬弗

七' 臺灣銀行

本年五月初めて出張所をスラバヤに置く。

第七章 貨幣

副領東印度

一、現行貨幣法 は去る千九百十二年十月の制定に係り、一盾を以て單位と爲す、貨幣を分ちて十盾金貨、五盾金貨、二盾半銀貨、一盾銀貨、半盾銀貨、 $\frac{1}{4}$ 盾即ち二十五仙銀貨、 $\frac{1}{8}$ 盾即ち十仙銀貨、五仙ニッケル貨、及二仙 $\frac{1}{4}$ 一仙 $\frac{1}{4}$ 銅貨とし和蘭造幣局に於て鑄造す、其重量及純分比例左の如し。

種類	重量	純分比例
一、金貨	十盾 六、七二	九〇〇(即ち純金六、〇四八)
	五盾 三、三六	九〇〇(即ち純金三、〇二四)
二、銀貨	二盾半 二五、〇〇	九四五
	一盾 一〇、〇〇	九四五
	半盾 五、〇〇	九四五
	$\frac{1}{4}$ 盾(二十五仙) 三、五七五	六四〇
	$\frac{1}{8}$ 盾(十仙) 一、四〇〇	六四〇
三、ニッケル貨	五仙	
	二仙 $\frac{1}{4}$	
四、銅貨	一仙	
	$\frac{1}{4}$ 仙	

右の内半盾銀貨以上は其額に制限なく法貨として通用し $\frac{1}{8}$ 盾以下の銀貨は十盾まで、ニッケル貨は五盾まで銅貨は二盾までを限り法貨として通用す。

銀貨幣に對する金貨維持策として若し銀貨の流通額巨額に達し爲めに金價下落の危険を生ずる場合には蘭國大藏大臣は銀貨二千五百萬盾の高に達する範圍に於て溶解するの權を有す。

種類	純分比例	邦貨
蘭貨		八十錢六厘
一盾		八厘餘
一仙		

蘭領東印度に於て本邦へ郵便爲替を取組む場合には蘭貨百二十五盾に對し邦貨百圓即ち一盾に付八十錢の割にて換算す、又銀行爲替の場合には邦貨百圓に對し百二十五盾五十仙乃至百二十五盾の相場にして時としては百二十六盾に達することあり。

第四編 英領北ボルネオ

一、位置及面積　ボルネオは東北に比律賓群島、東南にセレベス島、南に爪哇島、西にスマトラ、西に馬來半島、北西に暹羅を控え、其の中央に介在せる南洋第一の大島嶼にして、大部分は和蘭領に屬し、英領に屬するは北部の一區劃、全島の四分一即ち三千百方哩の面積を有す。

二、交通及鐵道　蘭領ボルネオが未だ一線をも見る能はざるに關らず、すでに全長百二十六哩の開通を見るに至れり、尙又電信電話の設備及海底電信の新嘉坡に通ずるあり、されど交通機關すでに全しと云ふ事を得ず、彼の鐵道の如きも三呎三吋の狹軌式にして、薪を燃料とし、一時間に辛ふじて十哩を走り得るのみ、一列車必ず一二回の脱線ありと云ふ。

ウエストン、バウフオード間	二十哩
バウフオード、ジエツセルトン間	五十七哩
バウフオード、メラツプ間	四十三哩
リムバワン、ジムバンガ間	六哩

三、港灣航路及哩程　サンダカン、クダツト、ジエツセルト等主なる港にし、就中サンダカンは良港なりとす、航路は香港及新嘉坡よりサンダカン港に航行する二線あり、二週間毎に航行し、毎船香港よりは多數の労働者を此地に輸出す、次にサンダカンより南洋各地に至る哩數を示さん。

新嘉坡へ	一、〇〇〇哩	香港へ	一、二〇〇哩
マニラ	六六〇哩	マカツサー	七五〇哩
ポートダーウイン	一、六〇〇哩		

四、政體　英領ボルネオはサラワク、北ボルネオ、及ブルネー土侯國の三に分たる、サラワク及ブルネーは土酋の領地にして、嚴密なる意味に於ては英國領と云ふ事を得ず、又北ボルネオは英國の保護領なれども、獨立の自治州として、内治に干渉せず、北ボルネオ會社之を經營す、同會社は純然たる一の商會社にして、本店を倫敦、スレッド、ニールブルに置き、資本金二百萬磅、重役會の推選せる知事(任期五年)を派して、一切の行政及經營に任せしむ、されど事實に於ては、いづれも新嘉坡駐在の海峽殖民地總督の指揮權下に在り、唯英國獨特の殖民政策に基き、敢て名目に拘泥せず、たゞ總領事を派して之を監督するのみ。

全州を五部に分ちて理事官を置き、更に之を十七行政管區に細分し、每區、ディストリクト、オフィサーを置き、區を又村に別ちて村長を置く、而して村長は土人裁判所判事を兼ね、區長は治安裁判所判事を兼ね、理事官は地方裁判所長を兼ね、知事は高等法院長を兼ね、且武裝せる六百五十名の警察官に是が總指揮官たり。

五、地味と産業 國の大部分は今尙叢林を以て葬らる、然れども其土地たるや肥沃にして熱帯植民の栽培に適す、就中煙草、護謨、胡椒、ガニビヤ、砂糖、珈琲、サゴ、タビオカ、コ、ナット等の栽培には、最も好適なり、鑛山の調査に對しては未だ充分の精査を盡す能はざるも一九〇三年マルダ灣に於て品質優良なる滿庵を發見し、一九〇六年六月始めて之を輸出し、尙同地方に於て鐵鑛山及炭鑛山を發見するに至れり、而して東海岸地方の諸川に於て砂金をも發見せり、其他銀、石炭、石油の鑛質及鑛脈を有す、要するに地勢一般山地に富み、従つて林産は此地の主要産物にして、鐵刀樹、ルソツク樹、ラミボウ樹、コンバス樹及グリーチング樹等主なるものにして、船材、車輛、枕木及家屋面として好適、需要極めて多し、而して是等の富源は無盡藏なり。

一、煙草栽培 いづれにせよ此地、地味肥沃なる事既述の如きを以て農業は次第に有望視せらるゝに至れり、特に煙草の栽培盛にして、一般之が栽培に注目し、すでに二三

郡に於ては是が栽培を以て主なる事業となすに至れり、其輸出額次の如し。

一九一四年、一六、〇〇〇俵、逐年著しき増加を來しつゝあり。

二、護謨栽培 護謨栽培は煙草栽培に次ぎ萬人の注目する所にして、是が栽培會社はすでに二十二個に上れるが其の内十四の會社栽培地は鐵道沿線にして頗る便宜を有す、英政府に於ては之が産業獎勵の爲今後五十年間は護謨には輸出税を課せざる規定なり。

六、森林と木材の輸出 前述の如く英領ボルネオに於ける無盡藏の富源は實に此の大森林たり、今や木材の輸出は年々著しき増加額を以て發展しつゝあるが、伐木に關しては始んど無條件なるを以て何人に於ても斯業に従ふを得べく、今や支那との間には航路を開き盛んに材木を輸出しつゝあり、而して一面に於ては支那移民を招致しつゝあり、其の輸出税は輸出税表により明かなり。

七、貿易 一九一二年に於ける輸入は五、四七六、二六四弗にして輸出は五、六九二、二七五弗なり、而してこれ等の貿易は重に新嘉坡及香港二港との間に行はれ、これらの港より各國に再輸出せらるゝを常とす、重なる貿易品名次の如し。

八、重要輸出品 蜂蠟、鳥巢、石炭、コ、ナット、コブラ、カンホー材、薪炭、乾魚、ベルチャ、護謨

印度ゴム、胡椒、藤、米、サゴ、沙魚の鱈、貝殻、木材、煙草。

九、重要輸入品 建築材料、衣服、土器、菓實、家具、鐵器、石油及其他の油類。機械、マツチ、阿片、米、鹽、アルコール、文房具類、砂糖、茶、煙草。

十、輸出入税 煙草及木材輸出税、

煙草州に産せしもの 一封度 一仙

木材 四十立方呎の一噸に對し 五十仙

丸木材、同 四十仙

堅木、同 一弗五十仙

カンホー、同 一弗

柔木、同 七十五仙

其の他森林より産する烏の巢、ペルチャゴム、其他の産物は10%の輸出税を課す。

燐寸輸入税 十箱 六錢

十一、財政 歳入の重なるは輸出、輸入税、印紙税、阿片、酒精、燕巢、海關税、郵便、及營業税等にして、歳出は行政費の外、電信及鐵道費を主とす。燕巢は當領内無數に存在し、概ね、國有林に屬するを以て、其收穫の五分の一を政府に納入せしめて採集を許す。一九一二

年に於ける歳入及歳出次の如し。

一九一二年

歳入 一、五〇八、二八五弗

歳出 九一五、六九〇弗

郵便、一八九一年一月一日萬國聯合郵便組合に加盟す。

十二、人種及人口 人口は四十二年末日現在に於て約十二萬人去る三十四年現在に比し十二割の増加を見、一九一一年調査に依れば二十萬八千八百八三に上れり、人口は四分の三迄はポルネオ土人にして之に亞ぐものは支那人なるが其勢力たるや實に強固なるものにして支那人團體を組織し州政府も行政上支那人の利益に關する件に就ては之に關與する事を認め居れり。在留日本人も二百數十名あり。

海岸地方には回々教徒定住し漁業等に從事す、尙ダサン、イタバ、エラン、ピサヤ等種々の人種徘徊せるを見る、尙奥に進まば常に下帯のみを着せる蕃人居住せり、彼等原始的、人種は獸を狩り或は物々交換により食物を求め或はタバコ、煙草等を栽培し、生計を維持し居れり、何れにしても今尙自己經濟時代に屬し充分の發展餘地を存す。

第五編 後印度の部

第一章 緬甸の地勢と風土

1. 地勢と面積 緬甸は一名後印度と稱し大陸半島の一部にして、東は雲南暹羅に接し、北は西藏の高原に界し西南は印度マルタバンに蒞み面積二十三萬〇八百三十九方哩、人口千二百十五萬五千二百七十七人と稱せらる。(一昨年調査)而して大小の河流は四方に縦横し、平野を灌溉し、且つ其支流に至れるも運輸交通に利便を有す。

2. 重なる河流 はイラワデー河、シタング河、サルウイン河、ラナセリム河、ラングン河等の五流なるが其源を北東の邊境より發し洋々として西南海洋に向ひ灌溉に資す。其最大なるはイラワデー河にして長さ一千哩に及び大船巨舶はその七百哩の上流を溯行す、シタング河も一千哩の流域なるが水深淺く大船を浮ぶ能はず、サルウイン河の如きはイラワデー河に次げる大江なるを以て船舶の揖取に便あり。而してラナセリム河の如き又二百哩の上流に小蒸汽船を通はしむるを得べし。斯の如く汪洋たる幾多の河流を有し茫々たる平野を起伏せる所以のものはヒマラヤの山嶺邊境を走りて自然の形勢を成せるに因らずんば非ず。

3. 風土 氣節に乾燥、雨潤の二季ありて、特種的生物の發育を恣にせしむ。然れども西南海岸に沿へるの地及邊境に近き北方の地域は其氣候乾燥を異にし従つて生産物の生育を異にす。

乾燥季自九月至四月八ヶ月間
雨季自五月至八月四ヶ月間

第二章 行政

I. 英國の占領 緬甸は古來獨立國なりしも、一千八百二十三年以來英國と葛藤を生じ、一千八百八十六年迄漸次英國に歸するに至れり。現時は行政上之を上下の二に分ち上部の首都をマンダレー、下部を蘭貢とせり。

2. 行政區域 緬甸を八州に分ち一州を二郡若くは三郡に分ち、州には知事郡には郡長を置き總督之を統轄す、而して總督は印度太守の指揮下にありて蘭貢に駐在す。知事郡長は各英人にして以下村長、區長の如きものは、緬甸人及其他の種族より任命す、郡長以上は官等を十二級に分てるも各裁判權を有す而して徵稅官は總督の下にありて收稅に關する一切を主宰す。

3. 政務 は凡て印度法律に基きて之を行ふも地方に於ける特別のものに至つては各州の知事、郡長等より成る行政會議に於て之を制定す。

4. 官吏の給與 知事は二千七百五十ルービー以下、郡長は二千二百五十ルービー以下の支給を受け居れり。

第三章 市邑及戸口

1. 都市と村落 緬甸はアラカン州、ビーグー州、イラワディー州、テナセリム州、マグイ州、マンダレー州、サガイン州、メーララ州の八州に分たれ、六十三の都市及三萬七千六百七十八の村落を有す。而して全國の面積は二十三萬〇八百三十九方哩にして人口は内外人を併せて一千二百十五萬五千二百七十七人なりとす(一千九百十三年)左に都邑及村落に分てば

2. 都邑の人口

都市 男 六十八萬〇七百六十人 計百十三萬七千九百七十五人
 女 四十四萬七千二百十五人
 村落 男 五百五十萬二千七百三十七人 計一千九十八萬七千二百四十五人
 女 五百四十八萬四千五百〇八人

◎ 緬甸人種の戸口數は

戸數二百十萬一千百六十五戸

人口 男 五百四十三萬二千七百五十五人 計一千六十一萬〇二百五十六人
 女 五百十七萬七千五百四十一人

都邑別	人口	都邑別	人口
ランゲン港	二九三、三一六	タイン市	一四、三九二
マンダレー市	一九八、二九九	ビンマナ市	一四、〇七四
モルメン港	五七五、八二二	インセン港	一三、九九二
アキヤブ港	三七、八九三	アランワタン市	一二、八九四
バセン港	三七、〇八一	ヤンドーン市	一二、五〇〇
プローム市	二六、九一一	ボンデーン市	一一、一〇四
タイポイ港	二五、〇七四	メーミョー市	一一、九七四
ヘンザター市	二五、〇五二	タイミョー市	一一、五七七
バコッタ市	二〇、〇一〇	モゴー市	一一、〇六九
トングー市	一八、五四六	サガイン市	一〇、九三七
ビーグー市	一七、一〇四	シリアム市	一〇、八九七
ミンヤン市	一六、三七九	シユエポー市	一〇、六二九
メグイ港	一四、八八九		

第四章 鐵道及交通

交通は内地の發展を急とし且つ邊境の外に勢力を扶植すべく銳意整備に努力しつゝあるが其已成鐵道は一千九百十三年までに一千五百二十八哩を延長したるのみ、豫定線としてはテナセリム州の首府モルメン市よりタボイを経てマグイに達する線路の布設は一千九百十一年に於て許可せられ、蘭貢及ダウボンへの鐵道布設に對しては政府は九十九萬ルービーの支出を承認し居れり。

1. 既設鐵道の區分 現在に於ける緬甸鐵道を區分すれば左の如し。

- 一、蘭貢を起點とし、マンドレーを経てミテナ (Myittha) に至る幹線、
- 二、マンドレーより分れてラシヨ (Lasho) (シヤムの北方) に出でし支線、
- 三、マレダレーよりブダリン (Buddalin) に至る線、
- 四、蘭貢を起點としてモルメンに出づる二百五十哩海岸線、
- 五、蘭貢よりブROOMに至る二百五十哩の線、
- 六、ブROOM線の中央レトバタンより分岐してバセンに至る線(百五十哩)
- 七、幹線の中央ビンマナより分岐して、メグエに至る線、ミンヤン、ヤンチウエの二線

あり。

2. 航路 蘭貢を起點として各方面に通ずるの船舶は頗る繁多なるが左に其航路、汽船會社等を擧ぐれば

航路	回数
自蘭貢マグイ間	毎週一回
同上ビクトリアポイント間	毎二週一回 マグイ寄港
同上モルメン間	毎二週一回 彼南交通にしてマグイ寄港
同上彼南間	毎二週一回 タイボイ間交通にしてマグイ寄港

第五章 商業

緬甸は英國が東洋に於ける殖民政治的樞要の地域なるのみならず、礦物及林産に富み土壌頗る肥沃にして農業に適し、沿海は漁族群をなし而かも眞珠貝の繁殖するあり陸に海に全く天放の大富庫を有す。

1. 總輸出入表 最近の分を擧ぐれば、

年 度	貨 物	金 銀 價	合 計
後印度の部			

年	輸	入	合計
一千九百五年	八九〇,九三七五	三三〇,一九〇三	一二二〇,一五二八
一千九百六年	八,一七五,七〇七	八五,〇五三	八,二六〇,七五九
一千九百七年	九三六,一六七	一八,八四九七	九,五五八,〇二四
一千九百八年	一一,四九三,五七	一九,一七九三六	一一,三四一,五〇三
一千九百九年	三,三〇,六二七〇	六〇,四五七	三,三二一,〇八七

年	貨物		金銀價	合計
	印度へ	外國へ		
一千九百五年	一六,三六一,三九三	三五,二四六	五,三〇〇	一六,三〇一,八七九
一千九百六年	一五,四九九,九三二	四〇,九八九	四,二七五〇	一五,五八三,六六九
一千九百七年	一五,一四六,二七四	六一,四七六一	三三,五八三〇	一五,二四一,三九〇
一千九百八年	一七,七二一,六五九	六,四三〇〇	一〇,七二五	一七,七六八,八四四
一千九百九年	二,八七六,一〇三	五,二四四一	四四,〇五〇	二,九二二,五五四

即ち一千九百五年に於ての總輸入額九千一百三十九萬五千六百十八盾は七年に於て四百十八萬四千四百九十六盾、八年に於て二千二百〇一萬五千八百八十五盾、九年に於て四千〇五十一萬五千二百二十九盾の逐年著しき増加を見るに至れるも輸出に於ては、之に反して一千九百五年の一六、三〇一、八七〇九盾は、八年に於て一千四百八十六萬九千四百三十五盾の増加を見たるのみにて九年に於ては却て

三千三百二十九萬七千七百五十五盾の減少を見るに至れる變徴を呈せるは、主要の輸出品たる米の不作に因するものにして、其輸入の逐年増加を示せるものは、緬甸内治の施設と相待つて、内地の年々膨脹し文化の進歩を示せるものたらざる可らず。

去れば一旦交通の發達及び其他一般の施設全く成るの曉は著しき産業の開發となりて、逐年の輸出入總額は偉大の進歩を見るに至るべし。

2. 蘭貢及マグイに於ける輸出入表 主要港たる蘭貢及邊陲たる一小港たるマグイを擧ぐれば、

年	輸入價格		輸出價格	
	貨物	金銀價	印度へ	其他へ
一千九百五年	八七八,八三七	三五,六九七	二,八六五,八一九	三四,八九九二
同 六年	八,〇〇,三九九	〇八,九六三	二,九八六,二八一	四〇,九三四
同 七年	九,一三三,七三二	一八〇,九七七	二,一〇七,四一七	六一,三一九
同 八年	一〇,八七六,三二〇	一九〇,九六一	一,四〇五,六四六	六六,三九八
同 九年	二,八六七,九二七	五九,九四七	九,三二五,八六六	五,一八七二

港	イグマ	千九百五年	同 六年	同 七年	同 八年	同 九年
		二五,〇三二	四,〇一六	四,一九七	四,九七三	二四
		一九,九二九	一,〇一〇	四,九五三	五,二五	
		二,五〇八	八,五〇〇	四,二五六	九,七五	
		一一,二六三	七,八〇〇	三,六〇七	一,九〇〇	
		一六,三六一	五,〇三〇	三,五〇〇		

◎これを緬甸全部に於ける總輸出入表に對比する時は、蘭貢は其輸出入の殆んど八分を占むるを見るべし。

3. 重なる輸出入品 は輸出に於ては米、綿花、木材等にして輸入品には織物類、石炭、鐵器、マツチ、其他日用品なりとす。左に重なる品目に就て其輸出入額を示さんに

(一) 精米及粳の輸出 (●印は粳)

年 度	移 入 輸 出		土 地 生 産 米	
	數 量	價 格	數 量	價 格
一九〇五年	● 七六,二二五 一七,九五〇	三三,四五六 四,九七一	三七五,四五八	一三,五六三,七五九
一九〇六年	● 六八,五九六 ● 四七,四三九	二二,六二四 二七,三〇七	三,〇六,七九六	一三,一五二,九七六
一九〇七年	● 四三,五二六 ● 二九,七六九	一四,二七五 八,〇七九	二,八二〇,五四五	一,一八四,五四九

(二) 其他の輸出品

一九〇八年	● 三,七二六 ● 一,五二六	一四,四八〇 六,四三〇	二,九二,六六五	一四,〇六五,二六六
一九〇九年	● 二八,一三七 ● 三,九七三	一三,六〇三 二〇,八四七	二,一五〇,三九九	九,八九七,五五四

品 目	年 度		同 六 年	同 七 年	同 八 年	同 九 年
	一九〇五年	同 六 年				
綿	數量	一三九,六七九	二八五,八二二	二八四,七四六	二九三,〇二七	二九六,三三三
	價格	一三,九三六	二八,四八二	二八,四七六	二九,〇二七	二九,六三三
チーク材	數量	五,八〇九	六,八七八	五,八九九	五,九六一	三,八三七
	價格	五,八〇九	六,八七八	五,八九九	五,九六一	三,八三七
其他材木	數量	五,八四九	六,八四六	五,九三三	五,九七九	三,八五八
	價格	三,六九六	一,七六一	一,七六一	一,七六一	一,七六一
石 油	數量	一,八四八	一,八〇九	一,八〇九	一,八〇九	一,八〇九
	價格	一,八四八	一,八〇九	一,八〇九	一,八〇九	一,八〇九
獸 皮	數量	三,三三五	四,三二八	五,四〇一	三,七七七	二,八〇九
	價格	三,三三五	四,三二八	五,四〇一	三,七七七	二,八〇九

其他陶器類は土人の製品にして、一箇年の輸出額八萬九千九百九十盾に達し尙ほ織物及び絲類にて六萬三千五百九十三盾寶石類にて二萬二千九百九十盾を算する

が、これ等は元より土人の内職的手工に屬するを以て甚だ微々たるを知るべし。

(三) 絹物の輸入(原料品を含む)

年 度	殖民地		支那		香港		日本	
	ポンド	價格	ポンド	價格	ポンド	價格	ポンド	價格
一九〇五	一八四〇〇	九五〇、九六二	二、四四八	一三、九〇三	七、七二二	四三、五二一	—	—
一九〇六	二八、八七七	六四三、六八九	三、二六二	一七、〇七三	八、五八二	四八、七七一	一〇、五	七、〇〇
一九〇七	三、四一七	六四七、二五	三、六三三	一、九〇八	四、八〇六	二、六、四六	—	—
一九〇八	三、四〇九	七、八、七六	二、〇九七	六、七、五九	五、七、七	三、六、五五	—	—
一九〇九	一、七六三	一〇〇、一、〇〇	三、〇五三	一、三、七、四七	八、六、八	六、三、四六	一、四〇	七、〇〇

4. 緬日の貿易

(一) 總輸出

年 度	日本より輸入額		緬甸より輸出額	
	ポンド	盾	ポンド	盾
一九〇五	—	—	—	—
一九〇六	—	—	—	—
一九〇七	—	—	—	—
一九〇八	—	—	—	—
一九〇九	—	—	—	—

一九〇九年

二、九五

二、六五〇、三四七

合 計

斯の如く緬甸より日本に輸出する三千餘萬ルービーに及べる主なるものは、精米なるが、其米の數量及價格を表別すれば左の如し。

(二) 輸米の數量及價格

年 度	ハンドレッドエート		ルービー	
	數量	價格	數量	價格
一九〇五	九二七、六九〇	—	三、五二一、一八七六	—
一九〇六	六五九、三一四三	—	二、七三三、〇六八四	—
一九〇七	二六六、二八八二	—	一、二〇六、三四三九	—
一九〇八	二四九、七九七九	—	一、二九三、六六六〇	—
一九〇九	四一、〇八〇〇	—	二一七、八六八〇	—

合 計

にして尙ほ移入したる分にて輸出したるものは

年 度	ハンドレッドエート	ルービー
一九〇五年	二一、六七八四	五二、一八五五

一千九百六年	二、九八二九	八、〇九三七
一千九百七年	八、〇四八一	二四、五七九二
一千九百八年	七七六〇	二、五八六八
一千九百九年	一、六九八六	六、〇八三三

合計

(三) 日本が緬甸より精米を仰ぎたる十ヶ年表

年次	噸	年次	噸
明治三十六年	二八三、六八一	明治四十一年	一〇二、〇二四
明治三十七年	四二九、七六三	明治四十二年	一三、〇四八
明治三十八年	四二六、四七一	明治四十三年	二〇、三一〇
明治三十九年	一五三、七七〇	明治四十四年	七五、九三五
明治四十年	一四七、七二三	大正元年	一六五、七二二
一千九百五年	一二九、六九九		

5. マグイに於ける眞珠貝の産額 を示せば

年次	價格
一千九百六年	一一六、七八八
一千九百七年	一四〇、四一二
一千九百八年	一二一、一三三
一千九百九年	八七、二七五

第六編 印度

一、最近十年間に於ける商業及産業 歐洲各國に比すれば印度の商業及産業は元より幼稚なりと雖ども近年著しく進歩し特に最近十年間は甚だしき發達を見るに至れり。即ち諸外國よりの商品輸入合計は、

五三 crores 一八八〇—一八一、
八一、一九〇〇—一〇一、
一三四、一九一〇—一、

其の輸出額は (二クロレウスは百萬ルビ)

七五 crores 一八八〇—一八一、
一〇八、一九〇〇—一〇一、
二一〇、一九一〇—一、

上表に於て見る如く最初二〇年間(一八八〇—一九〇〇)の輸入額増加は五二%、次の一〇年間に於ける増加率は六五%なり。

一八八〇年には五八の綿製造所ありしのみ、其使用人僅か四八、〇〇〇人なりし

が、一九一一年に於ける綿製造所は二五〇にして其の使役人員も二三一、〇〇〇に増加せり、尙又 Jute Mill (織物製造)の數も一八八〇年より一九一一年までに二一、より五八まで増加し使役人夫も三五、〇〇〇より二一六、〇〇〇に至れり。
一八八〇年より一八八一年迄に於ける石炭の産額は一、〇〇〇、〇〇〇噸なりしが、一九一〇年—一九一一年には一二、〇〇〇、〇〇〇噸餘の産額を見たり。之れ一面に於ては農業に従事して生計を維持せる貧困なる労働者に一大活路を與へたるものと云ふべし。

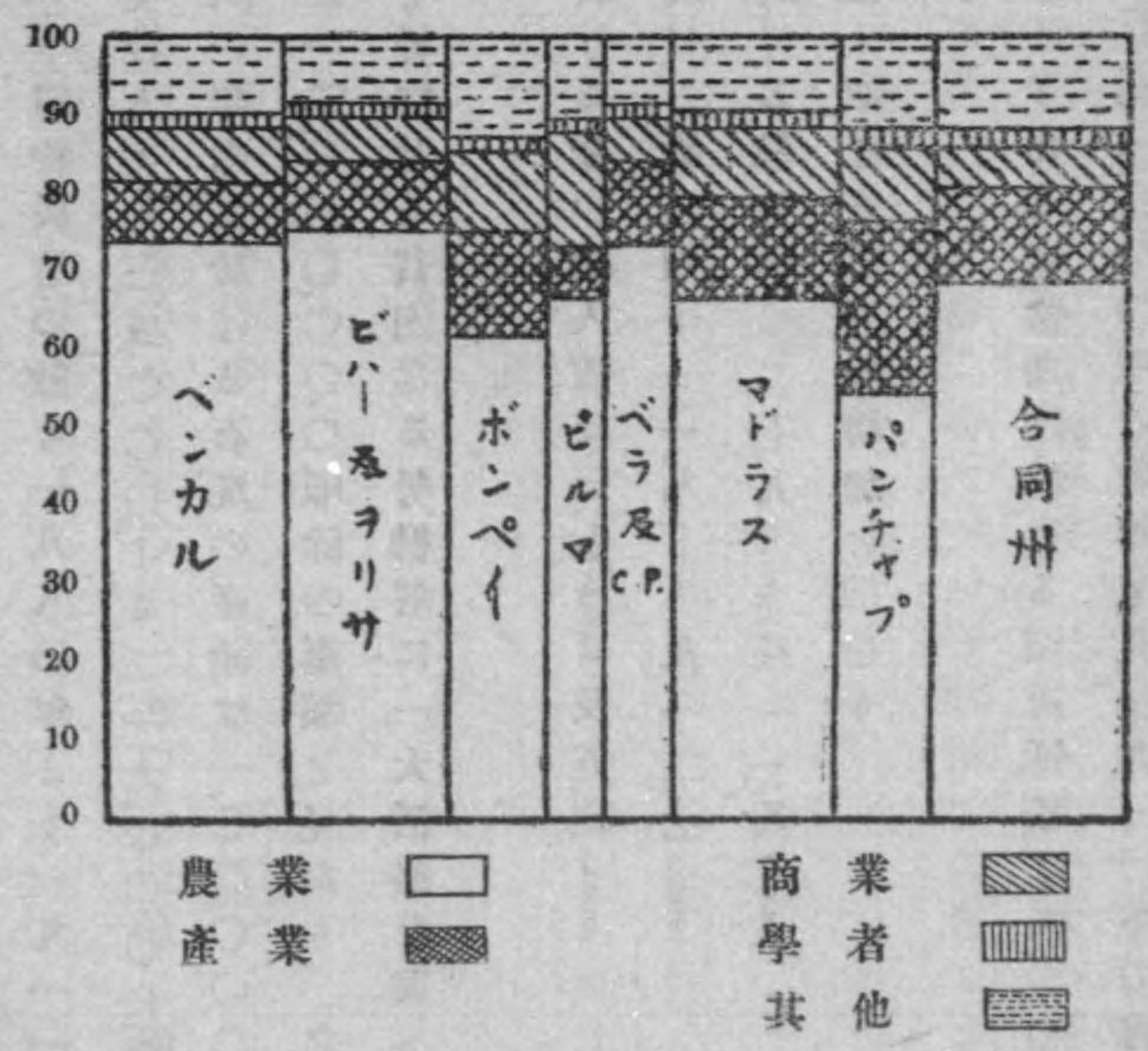
一八八〇—一八一に於ける金の輸入額は三、七 crores 及五、三 crores にして
一九〇〇—一〇一に於ける輸入額は一一、九 crores 及一二、七 crores
一九一〇—一一に於ける輸入額は二七、九 crores 及一一、八 crores
一九一—一二の輸入額は五〇%の増加を示せり。

鐵道に依る交通發達

一八八〇年以來著しく進歩せり、當地に於ける鐵道延長は九、〇〇〇哩にすぎざりしが、此の後一〇年毎に約八、〇〇〇哩の増加を見、一九一〇年の終りには其延長、三二、〇〇〇に達せり是を以て商業著しく進歩せり。

二、印度人口職業別圖解地方別

南洋年鑑



100

三、職業戸數別

職業別	戸數
銀行家及金貨業	一、二二〇
仲買及問屋	二四一
織物商	一、二七七
皮革商	二九七
木材商	二二五
金屬類販賣	六〇
陶器製造	一〇二
藥劑商	一七二
宿屋及酒屋	七一九
食料品販賣	九、四七九
衣類及化粧品	三〇七
家具商	一七三
建築用諸道具材料	八五
運送業	二三九
燃料商業	五二五
雜品販賣	五二二
其他雜業	二、一二六

101

人口の六パーセント即ち一七、八〇〇、〇〇〇は商業に従事す、其の中過半は食糧品販賣業者なり、次位に位するは織物に於ける商業にして人口の千分の四を占む。

四、面積人口及戸數、男女別(一九一一年調査)

面積(方哩) 町及村の數	印度		英國管轄地		ネーチープ州	
	(1) 町	(2) 村	(1) 町	(2) 村	(1) 町	(2) 村
戸數	七、〇三、四二二	六、〇三、七四六	四、九、一四〇、九四七	四、四、〇九、一二二	一、四、五、九、三三	一、六、八、三、五
人口	三、七、〇、一七九	三、五、一、五、三九六	四、四、七、三、一八六	二、四、二、六、七、五、四二	七、〇、八、八、八、五、四	六、九、〇、五、三
男子	一、六、一、〇、八、三、〇、四	一、六、一、三、八、九、五、五	二、一、五、五、八、三、〇	一、一、五、五、八、三、〇	三、六、四、五、二、四、四	三、五、八、二、四、七、四
女子	一、五、〇、九、三、〇、二	一、九、〇、七、四、四、一	二、八、一、七、七、五	一、二、九、三、三、八、五	三、四、四、三、六、一、〇	三、三、一、七、七、〇
合計	三、一、一、〇、一、三、二、二	五、四、一、九、八、四、〇	四、九、七、三、六、〇、五	三、四、四、九、二、一、六	七、〇、一、七、四、三、五	十、〇、〇、四、一、二

五、病者男女地方別表

地方別	狂者		盲目者		癩病者	
	男	女	男	女	男	女
印度	五、〇、〇、四三	三、〇、九、三三	一一、九、二、五二	八、〇、六、四〇	三三、九、二、六	三三、七、七
ブリチッシュ プロビンス	四、一、〇、六四	二、六、〇、四	一〇〇、八、八	六、八、〇、八四	一、七、五、二、四	一、七、一、三三
ネーチープ ステート	七、九、七九	四、八、六九	一八、四、三三	二、五、五、六	四、六、七、〇二	四、八、六、〇四
合計	一六、九、〇、七四	一〇、五、八、四六	二二〇、八、一、一〇	一七、四、一、一、二	四一、一、五、五、六	四一、一、五、五、六

右表各病を通じ男數は女數よりも多きを知るべし。

六、一方哩人口地方別表(一九一一年調査)

地方別	人口
カルカッタ及其近傍	一、〇、四、三、三〇七
ボンベイ	九、七、九、四、四、五
マドラス及其近傍	五、一、八、六、六、〇
ヒデラバット同	五、〇、〇、六、二、三
ラックノ同	二、九、三、三、一、六
ラックノ同	二、五、九、七、九、八
デラハット同	二、三、二、八、三、七
合計	二、〇、〇、〇、〇、〇

ラ	ホ	ア	ー	同	二二八、六八七	七、八一六	
ア	メ	ダ	バ	ツ	同	二一六、七七七	
ベ	ナ	グ	レ	ス	同	二〇三、八〇四	
ア	グ	ラ	ラ	同	一八五、四四九	一一、〇〇二	
ホ	ウ	ラ	同	同	一七九、〇〇六	二〇、九八五	
カ	ウ	ン	ボ	ア	同	一七八、五五七	
ア	ラ	ハ	バ	ツ	同	一七一、六九七	
ボ	ー	ナ	同	同	一五八、八五六	一一、二四六	
ア	ム	ツ	サ	ー	同	一五二、七五六	
カ	ラ	ラ	チ	同	一五一、九〇三	一五、二七六	
マ	ン	ダ	レ	ー	同	一三八、二九九	
ジ	ー	バ	ー	同	一三七、〇九八	五、五三二	
バ	ト	ナ	同	同	一三六、一五三	四五、六九九	
マ	ド	ラ	同	同	一三四、一三〇	一五、一二八	
トリ	チ	ノ	ボ	リ	同	一三三、五一二	一九、一六一
ス	リ	ナ	カ	ー	同	一二六、三四四	一五、四三九
バ	ー	レ	ー	リ	同	一二九、四六二	一五、七三五
ミ	ー	ラ	ツ	ト	同	一一六、二二七	一六、五五二
ス	ラ	ツ	ト	同	同	一一四、八六八	二六、三二七
ダ	ガ	同	同	同	一〇八、五五一	三八、二八九	一五、九一七

七病者男女年齢表

ナ	グ	フ	ー	同	一〇一、四一五	五、〇七一	
バ	ン	ガ	ル	ー	同	七、四四七	
ジ	ヤ	バ	ル	ボ	ア	同	六、七一〇
ナ	ー	同	同	同	同	同	同
一〇	一	一	〇	四	五〇八	四七	一八
一〇	一	一	一	〇	二七五	一七五〇	二四
一〇	一	一	一	一	四、三	二六六	四九
一〇	一	一	一	一	四六三	三、一五	一、二四
一〇	一	一	一	一	二〇	五、四三	二、三四
一〇	一	一	一	一	二五	六、二九	二、六三
一〇	一	一	一	一	三〇	三、二〇	七、七四
一〇	一	一	一	一	三五	六、五八	九、五七
一〇	一	一	一	一	四〇	四、八三	九、七六
一〇	一	一	一	一	四五	四、七〇	二、七五
一〇	一	一	一	一	五〇	三、〇六	三、五八
一〇	一	一	一	一	五五	二、七五	三、五八
一〇	一	一	一	一	六〇	一、二七	三、〇五
一〇	一	一	一	一	六五	一、四八	一、九二

六五—七〇	四八〇	三七二	七七八	五五二	八六四六	九八九	一四三七	四七二
七〇以上	八五五	七五二	一六五五	一三三九	三〇、一〇五	三七一五	二四三八	八九二
不明	四四六	一五五	四四三	一八三	一〇七九	九四四	六	二七

八、印度炭

a 印度石炭産出状況

産出 印度に於ける石炭採掘事業は今尙ほ完全の域を脱せざれど最近十年間に於て顯著なる發達をとげ一九一三年中の總産出額一六、二〇八、〇〇〇噸に達せるが之に前記産額中に含まれる炭坑作業者自用の分三十二萬四千噸を加ふれば一六、五三二、〇〇〇の巨額に達す。

炭坑 左に其地質による石炭の種類及各炭坑産出高を示さん。

州名	甲、ゴンドワナ地質炭坑	州名	乙、第三四層炭坑
ベンゴール州	八五、三〇〇	ラニガンジ	五、三二七、〇〇〇
及ビハール	八〇七、〇〇〇	サム、パールプル	四二、八〇〇
オリッサ州	八、六〇九、〇〇〇	ウコリア	一四九、〇〇〇
	三、六〇〇	モーパニ	六四、九〇〇
	三、〇〇〇	ベンチ谿	八九、八〇〇
		ワルダア谿	八〇、九〇〇
		シンガレニ	五五二、〇〇〇
		ハイデラバット	一五、八一四、三〇〇
		小計	

中央印度	ラニガンジ	五、三二七、〇〇〇
中央	サム、パールプル	四二、八〇〇
州	ウコリア	一四九、〇〇〇
	モーパニ	六四、九〇〇
	ベンチ谿	八九、八〇〇
	ワルダア谿	八〇、九〇〇
	シンガレニ	五五二、〇〇〇
	ハイデラバット	一五、八一四、三〇〇
	小計	
州名	乙、第三四層炭坑	
ベルチスタン	コスト	四五、六〇〇
アッサム州	ソル、レインヂ、マーチ	七、三〇〇
西北境州	マカム	二七〇、九〇〇
パンジャブ州	ハサラ	一〇〇
	ジエラム	四六、一〇〇
	シャーロプル	四、九〇〇
	ビカナール	一八、八〇〇
	ラジュプタナ	三九三、七〇〇
	小計	一六、二〇八、〇〇〇
	合計	

此の如くゴンドワナ式炭坑大部分を占め全産出額の九割七分六厘に當れり。
り、外國炭の輸入

左に重なる輸入炭の千九百十年に至る五年間平均額に最近三年間輸入數量を示
さん(單位噸)

英 本 國	一 九 一 一 年	一 九 一 二 年	一 九 一 三 年
五年間平均輸入	二四四、〇四三	一四五、〇九七	一八五、〇三四
英 本 國	五六、〇〇〇	三五、七〇三	九二、〇八七
濠 洲	四〇、〇〇〇	一五、〇八六	九六、〇七六
日 本	六、〇〇〇	六、九七五	九七、二〇八
其 他	八、〇〇〇	一五、八六二	一三〇、七九一
合 計	三四四、〇〇〇	三一八、六六九	五六〇、七九一
合計金額(留比)	一、二〇四、〇〇〇	五、四四四、九四三	九、八二九、六三八
印度炭輸出額	一、二〇四、〇〇〇	五、四四四、九四三	九、八二九、六三八
仕 向 地	一九一一年	一九一二年	一九一三年
ア デ ン	一、〇〇〇	一一、六六七	一一、五七七
英領アフリカ	一、〇〇〇	—	—
マウリシアス	五、〇〇〇	—	—
錫 蘭	三九九、〇〇〇	四九四、〇六三	五七九、一五一
			四二六、二〇六

瓜 哇	一 一、〇〇〇	五、二〇六	六二五
海峡殖民地	一九九、〇〇〇	二二五、四九五	一四九、〇三一
スマトラ	八七、〇〇〇	一〇九、三八三	一一九、四二七
香 港	二九、〇〇〇	—	—
其 他	三六、〇〇〇	一六、三九九	三二、六〇八
計 數量(噸)	七七五、〇〇〇	八六二、一七七	八九八、七三九
計 價格(留比)	六、五二九、〇〇〇	七、二六四、〇五八	九、〇二七、二六三
			七、四四六、五七四

第七編 南洋新領地

一、面積及地質 日本の南洋占領地面積は、マリアナ群島の六百二十六吉米、マーシャル群島四百十萬吉米、カロリン群島の八百二十萬吉米にして其島嶼の數は、概算一千有餘なり、而して是等群島の地質は大部分珊瑚礁にして其珊瑚礁の周圍は殊に能く環礁發達せり。而して稀に火山島あり彼の「マリアナ」群島の如きは其北部に今尙噴烟せる活火山あり。其外「ツラック」「ボナペ」「クサイ」「バラウ」の半島の如きも火山に本を置ける島嶼にして即ち群島の周圍の地質構造に就ては大に研究に値すべきものあり。

二、西班牙獨逸統治の歴史 初め西班牙の領有なりしが、同國はこれ等群島に向つて何等の施設するものなかりしが十九世紀の初めより獨逸の大に注目する處となり一度びは西班牙と獨逸の國際上紛擾を來したることありしも獨逸は遂に一八八五年以來「マーシャル」群島を、一八九九年に「マリアナ」群島及「カロリン」群島をスペインより買収す。之より各群島は獨逸の經營する處となれり。其初めに於ては「ブットラ」民事會社に政治を託し唯獨逸は監督官を派遣せしに過ぎざりしが、其後千九百

六年に至つて監督官を廢し民事會社の特權を奪つて獨逸政府直接に統治することとなり爾來僅かに十年頗る見る可きものあるに至りたり。

三、獨逸政廳の執りし對土人策

一、學校教育は土人行政上の發達進歩を期する唯一手段として生徒の學校出席に關しては政府は勸誘努力する所あり同時に教師と協力して獨逸語の普及を計りたり。

二、會長の子弟は必ず入校せしめ將來會長たるに必要な素養を得せしむ。

三、教科書を編成す而して書中に行政上必要な事項を網羅す。

四、土人の勞働時期と無踊時期とを大體に區別し前者を一ヶ年の七ヶ月後ちを五ヶ月とす、踊は土人の快樂とする所なれば之を禁止せず但だ勞働すべき時期に於て踊するものは老幼に應じ罰として適當の勞働を課す。

五、椰子の植付及害虫驅除に關しては、政廳自ら其範を示し一人に付一ヘクターの椰子畑を必ず有せしめ種子苗床の撰擇方法植付の距離等は政廳自ら之を定め指導獎勵す。

六、道路の補修並に掃除等は勞働時期にあらずとも地方との住民をして受持ちて

之を實行せしむ。

七、労働の習慣を作ると同時に彼等の収入を多からしめんが爲めに必ず椰子實は之をコブラとして商人に賣渡さしむ、又家屋建築及通寶石製作等無効の勞力を防

止せしめんとす。

政廳は土人に家屋建築方法を教授し全島(ヤップ)を通じて百五十人の土人に就て之を習熟せしむ。

八、人頭税を納入する資格無き未成年者たりとも一ヶ年以上使役する時は其勳勞に對し相當の俸給を交付す。

九、結婚せんと欲する者は先づ會長を通じて男女の兩人より政廳に此由を届出さしめ醫師の體格検査を受けたる後結婚せしむ、會長及本人より其旨を政廳に届出さしむ。

十、離婚せんとする時は會長及夫婦は政廳に出頭し其旨を具申し許可を得て後之を行ふ。

十一、兩親又は親族たりとも有夫の婦人に對して離婚を迫り又は他所に連れ行くことを禁ず。

十二、姦通し又は未婚の婦人を汚したる者は其頭髮を斷ち四ヶ月禁錮に處す。

十三、大會長の部下土民の妻に對する獸的行爲に關する權限は之を除去す。

十四、未亡人は亡人の兄弟と結婚することを禁ず。

十五、幼年者の許嫁を禁ず。

十六、養子を行はんとせば會長の許可を受けざるべからず。

十七、隋胎及之を幫助したる者は一ヶ月以上の禁錮に處す。

十八、妊娠せる婦人の旅行せんとする時は必ず醫師の診察を受けしむ。

十九、土人の習慣たる分娩後二ヶ年間夫婦同棲せざることは餘り長期に失するを以て之を三ヶ月に短縮すべし。

二十、一夫多妻を嚴禁す。

二十一、未成年者人頭税納入資格無き者及月經無き婦人は喫煙及椰子を嚼むを禁ず。

二十二、公共的事業の爲め部下の住民を使役する會長の權限を從來通りに保有せしむ。

二十三、刑事訴訟事件は之を住民間に私に決裁せしむるを禁ず。

二十四、如何なる階級に在る住民と雖も直に會長を経ずして政廳に出頭し自己の權利の確保主張に付て具申するも差支なし。

二十五、訴訟に於て辯護を嚴禁す、但し獨逸語を使用し得ざる爲め通譯を使用するは差支なし。

二十六、土地の所有權は總て政廳に屬す、住民は之を保存するに過ぎず故に土地の賣買貸借は政廳の許可を経たる後ならざるべからず。

二十七、土地財産は必ず嫡子相續すべきものとす、但し其幾分は他の子女に分配するも差支無し。

二十八、土地に對して女子相續の權能無し、但し寡婦は再婚する迄亡夫の土地を所有することを得。

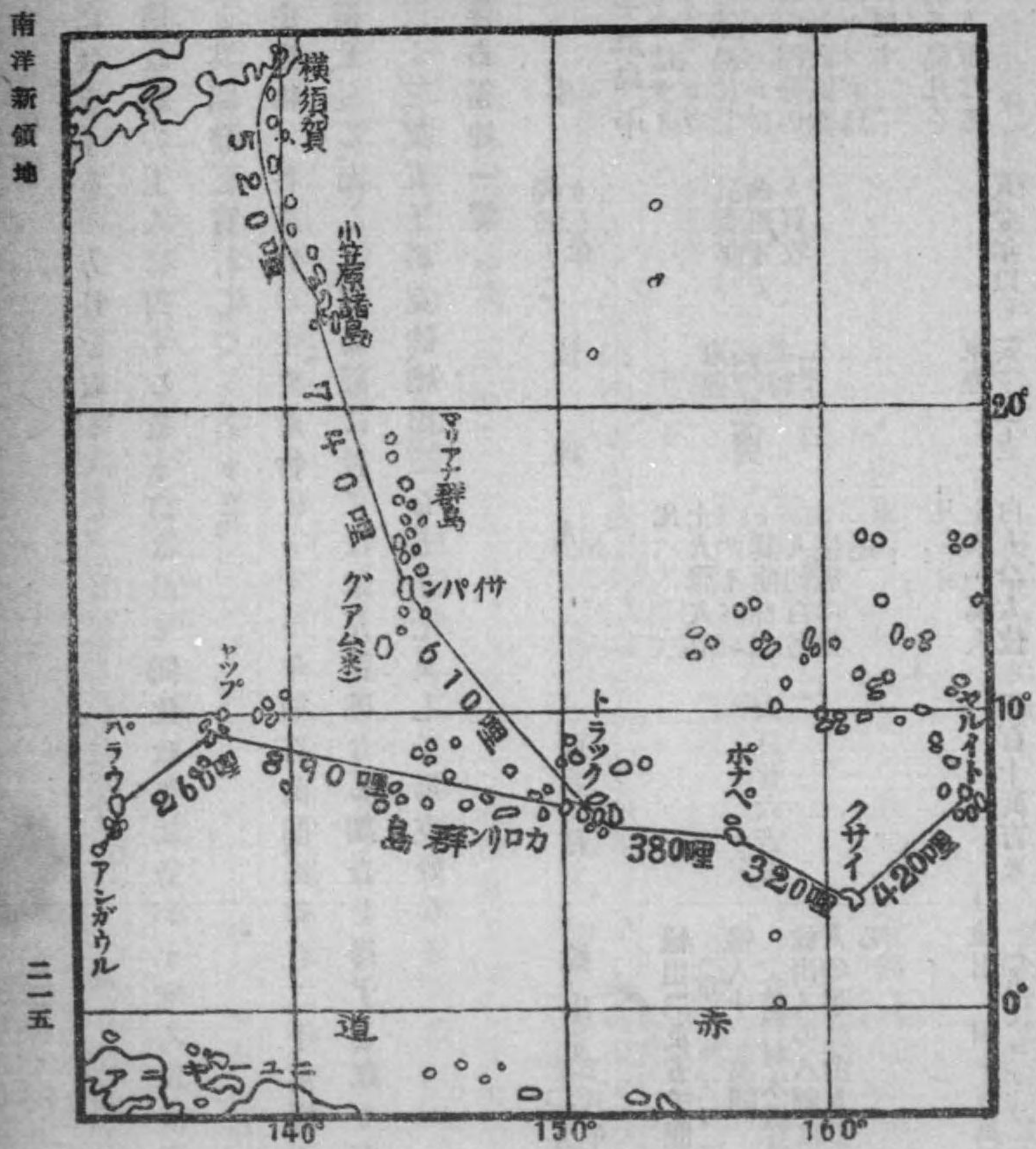
二十九、リーフは土地と同様に取扱を受くるものとす。

三十、奴隸は自由民と總ての點に於て同等の權を保有せしむべきこと。

三十一、會長は更に之に代はるべき適當の人物あるに非ざれば決して之を變更するを得ず。

三十三、會長には其權威を保たしめんが爲めに出來得べくんば之を處罰すること

五 南洋占領地略圖



南洋新領地

なく親切に教導するの方針を取るべし。
 要するに獨逸政廳の土人に對する遣り口は敢て同化政策に急がず寧ろ民情適應を
 旨とし徐々と其開發を實行しつゝありき。

六、各群島の主産物 各群島の主要産物はコブラ年額百萬圓、燐礦百二十萬圓、水産二
 十萬圓餘と稱せらる、而して貿易額に付ては未だ精確なる調査を得ずと雖も概して
 輸入は三百三十三萬五千馬克餘、輸出三百五十七萬七千馬克餘なり。

七、帝國の南洋占領地一覽

記 事 獨領となりし年 位 地 人 口 面 積 輸出入(一九〇八年調)

記 事	獨領となりし年	位	地	人 口	面 積	輸出入(一九〇八年調)
「マリアナ群島」中大なるものはサイパン、グアム、ロタ、バガン、タイニ、カタガエ、諸島にして總人口の四分の一を占むる行政區劃としてヤップ島の管下に屬す	一八九九年より買収	東經一四一—一四三 北緯一四—一三	凡士人學人位 サイパン 其他日本 人約百名 住居の見込	六百廿六吉米	輸出二萬五千圓 (重にコブラ) 輸入十二萬圓 (食料材木機具) 輸出入の八割は日本人の手に由りて行はる	
マシマ 住民の居る島凡そ二十一あり重なるものは	一八八五年より買収	東經一六一—一七三	凡士人一萬人 白人千人位	四百十萬吉米	輸出 四十五萬圓位 (重にコブラ)	

島群	ル	北緯	東經	日本居住者	輸入
ジャル	イト(首府)	四一—四五		居せざる	三十萬圓位
エボン	アルノ				
マシマ	等				

島群	ル	北緯	東經	日本居住者	輸入
カ	行政區劃を東西二部に分つ	三三—一四		東部 八〇 西部 二〇 白人三〇七 土人二〇七 約八百二十萬吉米	東部 五萬圓 西部 十一萬圓 合計 十六萬圓
ナ	部に分つ				
ブ	は約七百の島嶼より成り中に大なるものはポナペ、ヤップ、トルク、パラウ、及クサイ等也	三三—一四			
ロ	は約七百の島嶼より成り中に大なるものはポナペ、ヤップ、トルク、パラウ、及クサイ等也				
リ					
群					

八、南洋占領諸島私人企業心得

- 一、企業は凡て日獨交戰中我海軍の軍事占領期間に限る、軍事占領撤去後に於ける當該企業の繼續は更に定むるものとす。
- 二、企業が在來の住民社團等に關係ある場合に在りては其の間に於ける一切の事項に付當該企業者其の責を負ふものとす。
- 三、企業着手後軍事上の必要に依り當該企業の停止又は中止を命ずることあるべし。
- 四、企業者は先づ實地に就き確實なる調査を遂げたる後案を具して企業を臨時南洋

群島防備司令部に出願すべきものとす。

五、企業者は其の出願許可されたる後九十日以内に實地に就き企業に着手するを要す。

六、企業権利の譲渡を許さず。

七、企業者は領地に於ける一切の軍令を遵守履行すべきものとす。

八、企業者及其の使用人は特に免ぜられたるもの、外占領地住民と同等の租税を課せらるゝものとす。

九、期間の終了許可の取消其の他の理由に依り企業終了の時は企業者に於て原状回復の義務を負ふものとす。

第八編 ニューカレドニア島

一、其面積と人口 ニューカレドニア島の面積は千二百九十三方里にして我四國と淡路とを併せたる物より猶ほ大なり。此に屬島面積百五十二方里を加へ總面積千四百四十五方哩たり、人口一昨年末の統計五萬七千二百八人なりしが昨年六月新に日本人一千人上陸せるを以て今は約五萬八千人となり即ち一方里四十人となれり。而して本島の物産は第一鑛山第二農業第三漁業第四牧畜となす。

二、其鑛山 鑛物は本島物産の大宗にしてニッケル、格魯謨の二種あり、ニッケルは世界産額五分の四は本島より出づるものにして其大部分は鑛石の儘歐米國に輸出せられありと雖ども其含有量六パーセント以下の物は輸出するも收支償はざるを以て明治四十三年以來同島に私設精製所を設立し之を精製して輸出しつゝ、あり。格魯謨は其硬度鐵との中間に在りて硬度の軌條原料に供せらるゝものにして世界産額の三分の二は本島より産す。大正二年度の輸出左の如し。

未製	精製	格魯蘭
三七、六三七	一、五〇〇	一八、〇八七
英		
ニューカレドニア島		

佛	一三、六一七	九五三	三、〇六九
白	二七、〇九七	三、四〇〇	
獨	一一、五六七		
蘭	二、二二〇		
米			
計	九三、一九二	五、八五三	六三、三七二

次に一昨年に於ける一噸價額左の如し。

ニッケル	未製	一二
	精製	二四〇
格魯謨		一二

右の外尙はコルバルト鑛あり一種の鑛物染料にして七八年以前迄は盛んに採掘しありしが一時或る事情の爲めに中止し來りしを本年下半年より再び採掘を初めたり其餘眞鍮鑛もあれど今中止しつゝあり而して此等各鑛山に勞働せるは殆んど全部日本人なることを知らざる可らず。

三、其農業 同島は山高く水清く雨量適順にして地味肥へ氣候亦暑からず寒からず最も農業に適す随つて鑛山に次げる重要産業を農業となす、一昨大正二年度の農産

物輸出左の如し。

椰子	三、二一六	綿	六三三
珈琲	六一八	香木	五〇一
罐詰食物	四四八	玉蜀黍	二三〇
乾物	二七	製紙原料	一九

にして其外、煙草、ルム酒、野生護謨、ココア、香料、蠶、蜂蜜、鹿角、蘭等あり而して目下同島に在つて農業に従事しつゝあるは(一)佛本國より農業の目的を以て渡航し來りたる者、(二)佛本國より囚人として流され來りて改悛したる者、(三)佛領モロッコのアラビヤ人にして囚人として流され來り改悛したる者、(四)佛領印度支那人、(五)日本人等なり。

四、其漁業 農業に次で有望なるを漁業となす、大正二年度に於て高瀬貝一千一百三十二噸、海鼠二十三噸、鳥糞二噸、籠甲四貫八百目を輸出せしが其従業者は佛人、日本人、土人等なり。

五、其牧畜 全島至る所の平野に牛馬を放養せり、羊は一頭も無しと雖、牛は一昨年末の統計に依れば十萬五千頭ありて大正二年度に於て牛皮二百八十三噸、牛脂百十八噸、牛骨四十八噸、罐詰肉五噸、牛角四噸を輸出せり、然れども現在に於て牧畜業には日

本人は何の關係をも有せず且つ將來に於ても恐らく然るならん去れど日本と本島との間に直航船の往復するに至る時あらんか生牛を初め種々日本に輸入し得べきものあるべし。

六日本人 日本労働者の始めて同島に渡りたるは明治二十五年巴里ニッケル會社の依頼に依り全部熊本縣天草郡より募集して吉佐移民會社より送りしを始めとす然るに其後鑛業の不振に陥りたると雇主と労働者との意志疎通を缺きし故其期滿たざるに全部送還することとなり其内今現に残留しあるは僅かに二人にして一を前川金太郎氏と云ムヌメア市に在つて洗濯業を營み何呉れとなく労働者の世話をしつゝあれば労働者の神として尊敬せられつゝあり。一を堀尾嘉六氏と云ムチヨ村エムマ鑛區にて監督をなしつゝあり。

次で明治三十三年第二回の移民募集をなせしが又雇主と意思疎通せず労働者は殆んど全部逃走して全島に散在するに至れり。而して其結果は極めて不良にして浪費の習慣發生し賭博の惡風盛んとなり時に困苦して貯金せる者も此を日本に送金する方法を知らず其間に日本人若しくは白人の不良の徒の爲めに或は詐取せられ或は強奪せらるゝ等のことありて甚しきに至ては主人たる白人が全く勞銀を支

拂はざるありて明治四十二三年迄の日本人は唯慘憺混沌の状態にて僅かに糊口をなすに過ぎざりし。

四十二年鑛業經濟漸く回復し來り、ニッケル會社は第三回の移民募集をなし、四十三年パランド會社新に鑛山業を始め日本殖民會社に托して移民を募集せしが是に於て兩社の間に劇烈なる労働者の爭奪行はれ、勞銀意外に昂騰して日本人は意外の收益を得るに至れり此時よりして志ある者は商業、漁業、農業等に從事するに至れり而して現在同島に在る日本人は約三千五百人にして此等の人々は如何なる業務に従事しつゝありやと云ふに、第一商業第二漁業第三農業第四労働となす。

七、日本人の商業 日本商店の尤も大なるはヌメア市の日本貿易會社にして西山英清小平隆次郎二氏其監督に當りて極めて盛大なり。又パランド商店も盛んに日本品を販賣しつゝあり。然れども是等の人々は移民より身を起したるに非ず、隨て目下同地には此等の人々の外に移民より起りて商業に従事しつゝある人亦實に少からざるなり。左に之を記さんに

チヨ村はニッケル會社の所在地にして日本人約一千人ありて同村の名和商店は岐阜縣人名和喜一郎、杉浦政太郎、森甚吉三氏の合資經營にして日本商店の白眉と稱せ

られて今やコバルト採鑛業にも従事しつゝあり。

熊本縣人阪本金喜氏亦同村に在りて義氣に富み日本人を指導しつゝあり而して此名和阪本兩商店は日本商店として推稱するに耻しからぬ盛望あり尙ほ同村には岐阜縣人堀田松次郎、廣島縣人宗盛、龜吉、福岡人森田音吉、沖繩縣人友喜、眞嘉良、同縣人照屋文藏の諸氏あり。

バゴメン村は格魯謨鑛の所在地にして日本人三百人あるが岡山縣人山本健太郎氏は日本人として最初に自己の家屋を建築せるの人、其餘熊本人日置勇岐、阜縣人高井光次郎の諸氏あり。

グオ村に熊本縣人桑田仙八氏あり。

コネ村に熊本縣人吉田政喜氏あり。

ヤテ村に熊本縣人武藤乙吉氏あり何れも店舗を開き相當に營業しつゝあり。

八、日本人の漁業 目下日本人にして同島の漁業に従事しつゝあるは多く沖繩縣人にして二三噸の小船に日本人二三人白人土人二三人乗組み高瀬貝の漁業に従事しつゝありて日本人の漁船を有せる者約二十艘にて五十人程乗組み居れり。

然れども同島に於ては日本人漁業は到底發達の見込無きなり何とすれば同島の法

律は極めて日本人に不利にして即ち(一)亞細亞人には船舶の所有を許さず、(二)亞細亞人は船長たるを得ず、(三)若し亞細亞人を雇人として船舶に乗り組ましむるには其と同數の白人若しくは土人を乗り組ましめざるべからず。

故に日本人は自ら船舶を所有し乍ら別に白人の所有名義となし外に白人たる船長と自分等と同數丈けの土人若しくは白人を乗り込ましめざる可らず而して此等には別に勞働をなさしめずして普通一人分の勞銀を支拂はざる可らざるなり。

此の如くして如何に有益なる漁業なればとて安んぞ利益を收むるを得んや唯目下高瀬貝が未曾有の高價を現はしつゝある爲め僅かに收支を償ひつゝあるのみ故に此等に就ては一日も早く救済の策なからざる可らず。

九、日本人の農業 日本人の農業に従事しつゝあるはラファ村に於ける福岡縣人東大西二氏の共同經營せるを以て稍成功せる者と目するを得べし。其餘最近全島に涉て野菜園珈琲園等の耕作に従事せる者甚だ多しと雖ども未だ成功と目すべき者なし然れども同島の農業は極めて有望なり。

十、日本人の勞働 ヌメア市は本島の首府にして人口一萬を有し一流の商店ホテルも少からず日本人として日本貿易會社を始め、フック氏の經營せる日本人ホテルあ

り、長崎縣人加藤勘藏氏之を主管せり其他洗濯業に、前川金太郎氏あり、理髮店に中島萬吉氏あり、雜貨店に矢島某ありレストランに野田某あり、其餘三千人は鑛山勞働者なり。

尙ほ同島日本人に就て愉快なる現象あり、他なし同島も他歐洲の殖民地と同じく競馬の盛なる地なるが數年前より日本人も之に参加し而して一昨年の如きは殆んど優良なる馬は日本人に買ひ占められ到る處の競馬場は日本人全勝となり、昨年の如きは到底白人の馬は日本人の馬に勝つの見込なきを以て何れの白人も云ひ合はしたる如く出馬を拒みたるが故に遂に競馬の成立を見るを得ざりし。(一九一五年日本移民協會調査)

第九編 濠洲聯邦

1.面積及人口(一九一四年六月三十日現在)

地 方	首 府	面 積	人 口(概算)
ニューサウスウエールズ	シドニー	三〇九、四六〇	一、八五五、五六一
ヴィクトリア	メルボルン	八七、八八四	一、四二一、九八五
サウス、アウストリア	アデレード	三八〇、〇七〇	四三八、一七三
クイーンズランド	ブクスベーン	六七〇、五〇〇	六七八、八六四
タスマニア	ホーバル	二六、二一五	一九六、七五八
ウエスターシアウストラリア	ペール	九七五、九二〇	三二三、九五二
北 部 諸 州	グアウキン	五二三、六二〇	三、六六四
パ ン 州	ポートモレスビー	八八、四六〇	三五〇、〇〇〇
聯 邦	カンベラ	九一二	二、八六八
計		三、〇六三、〇四一	五、二七一、八二五

2.人種及宗教別人口(一九一一年調)

種別	人口	
	種別	人口
濠洲人	四、四五五、〇〇五	英國教會派 一、七一〇、四四三
支那人	二五、七七二	長老教會 五五八、三三六
日本人	三、五七六	メソヂスト 五四七、八〇六
印度人及錫蘭人	四、一〇六	其他新教 四五八、三七九
土人	一八〇、〇〇〇	ローマンカトリック 九二一、四二五
歐人土人雜種	一〇、一一三	猶太教 一七、二八七

3. 總督及内閣員

- 總督
アーブル、シー、マンロー、フアグソン
- 内閣總理大臣兼大藏大臣
エー、フイツシャー
- 檢事總長
ダブリエー、エム、ヒユース
- 外務大臣
フリー、マホン
- 内務大臣
ダブリエー、オー、アーチバルド
- 遞信大臣
ダブリエー、ジー、スペンス

國防大臣

商務大臣

内閣副議長

名譽大臣

- ジー、エフ、ピアース
- エフ、ジー、チユーダー
- エー、ガーデイナー
- イー、ジェー、ラッセル
- ジエー、エー、ジェンソン

4. 議會 上院は一般投票により選舉せられたる議員三十六名下院は七十五名にして内二十七名はニウサウスウエルズ州、二十一名はヅキクトリア州、十名はクキーンランド州、七名はサウスアウストラリア州、五名はウエスターンアウストラリア州、五名はタマスニア州より選出せらる現在のの上院議長はテイー、ギヴンスにして下院議長はシー、マクドナルドなり。

5. 國防 一九一三年に於ける陸海軍兵力は二六一、三二〇人にして内海軍に屬するもの將校二九九人兵士八、二四五人陸軍に屬するもの將校五、二九六人兵士二四七、四八〇人也海軍は一九〇二年英本國及濠洲聯邦政府との間に協約する處あり總て英本國に於て濠洲海上防備の任に膺り之に對し聯邦は濠洲より二十萬磅新西蘭より四萬磅を英本國政府に納付することとなるが濠洲聯邦に於ては更に一步を進め

聯邦政府の下に海軍を備へんとするの希望を有し近來益々其機運を昂めつゝあり、陸軍は滿十二歳以上二十六歳までの市民を徴し訓練を施しつゝ、あり平時常備兵八萬戦時には見習兵十五萬市民兵十二萬に上る。

6、財政 一九一四―一五年に於ける聯邦政府の歳入歳出豫算總額は歳入二二三、二七三、〇〇〇磅歳出三六、三六一、三一四磅にして其主なる科目は左の如し。

歳入		歳出	
關稅及國稅	一一、七〇二	各邦へ支出	六、四一八
郵便電信收入	四、五六六	遞信費	五、四四三
地租	二、七〇〇	軍事費	一六、〇六九

7、産業 一九一一年及一九一二年に於ける産業狀況を示さん

種別	一九一一年	一九一二年
農業	三、八七七四	四、五七五
牧畜	五〇、七二五	五、六一五
乳酪	一九、一〇七	二〇、二八〇
漁業	五、七二八	六、四三二
鑛業	二、三、四八〇	二、五、六二九
製造業	五〇、七六七	五、七、〇二二

計

一八八、五八一

二〇六、七三二

8、農業及牧畜 聯邦の總面積は一、九〇三、七三一、八四〇エーカーにして内開墾せられたるは一九一二年―一三年に於て一七、三六八、〇〇〇エーカーに過ぎず左に農産物の主なるものにつき一九一三―一四年の數字を示さん。

種別	作付面積	産出高
小麦	九、二九五	一〇三、五一七、七二五
裸麥	八五九	一五、二三八、九三二
蜀黍	三三六	九、〇七七、六六二
玉蜀黍	二、七五六	三、三七四、〇五二
乾豆	一六〇	二、二七一、五五八
甘蔗		

尙家畜數左の如し。

種別	一九一二年	一九一三年
羊	八四、〇〇〇	八五、〇四六
牛	一一、六五八	一一、四九三
馬	二、三九九	二、五二二
豚	八四四	八〇〇

一九一三年聯邦より産出せし獸毛は六四八、八五二、〇〇〇封度牛酪一九八、六四八、〇〇〇

〇〇封度乾酪一九三六〇、〇〇〇封度ペーコン及ハム五二、一七九、〇〇〇封度に達せり。

9、鑛業 一九一三年に於ける金産出高は九、三七六、五七三磅銀及鉛四、二二五、六八二磅、石炭四、六二八、〇六三磅銅三、二六九、二三五磅を算せり。

10、外國貿易 一九〇九年以降五箇年間の輸出入額左の如し但し貨幣及金銀塊をも含む。

年次	輸入	輸出	合計
一九〇八	四九、七九九	六四、三一	一一四、一一〇
一九〇九	五一、一七一	六五、三一八	一一六、四九〇
一九一〇	六〇、〇一四	七四、四九一	一三四、五〇五
一九一一	六六、九六七	七九、四八二	一四六、四四九
一九一二	七八、一五八	七九、〇九六	一五七、二五四
一九一三	七九、七四九	七八、五二三	一五八、二七三

(二)、輸出入額を主要國別に示せば、

國名	一九一二年	一九一三年	一九一二年	一九一三年
英	一九一二年	一九一三年	一九一二年	一九一三年
吉	四五、九二五	四七、六一五	三一、四五九	三四、八〇五
利				

獨逸	北米合衆國	白耳義	佛蘭西	新西蘭	印度	錫蘭	日本	日南亞利加
五、一四五	九、四五〇	二、一四六	五七四	三、三五二	二、一〇六	八六四	九五〇	二九五
四、九五六	九、五二二	二、二五八	六二五	二、五二三	二、九六四	九六八	九一八	一二七
七、四四一	二、〇四三	六、五八五	八、〇二二	二、二二九	二、九一五	七、五八九	一、一六九	一、四八八
六、八七三	二、六三一	七、四六五	九、六八四	二、三五六	一、三五五	一、一二三	一、四二九	一、九四一

(一)、一九一三年に於ける主なる輸出入品を示せば、

輸入		輸出	
品名	金額	品名	金額
衣服織物類	一八、三八五	獸毛	二六、二七七
鑛物及機械	一九、四七〇	小麥	七、九八七
藥品類	二、四九三	獸皮	五、五四六
木材類	三、五七四	牛酪	三、一八二
紙文房具	三、一三五	銅金屬條等	二、九七二
袋物類	二、〇九二	錫	一、八五七
油類	一、九七〇	牛肉	二、六五二

附録
興信録

南洋年鑑

酒

類

二、〇九六

羊

肉

二、八九七

二三四

11、船舶 一九一三年に於ける船舶は汽船一、一七二隻三一九、八七八噸帆船一、三一八隻五六、二一一噸其他の船舶二八一隻五六、二一一噸計二、七七一隻四三六、一三六噸にして同年に於て聯邦内各港に入港せる船舶數二〇、一四五、三七一噸、出港せるもの、一九七隻、一五、二三〇、四一七噸あり、之を國籍別とする時は、英一、三七七隻、獨二、〇五隻、佛、八七隻、北米合衆國四二隻なり。

附録
興信録

附錄
興信錄

南洋年鑑

酒

類

二、〇九六

羊

肉

二、八九七

二三四

11、船舶 一九一三年に於ける船舶は汽船一、一七二隻三一、九八七噸帆船一、三一八隻五六、二一一噸其他の船舶二八一隻五六、二一一噸計二、七七一隻四三六、一三六噸にして同年に於て聯邦内各港に入港せる船舶數二〇、一四五、三七一、五三一噸、出港せるもの、一九七隻、一五、二三〇、四一七噸あり、之を國籍別とする時は、英一、三七七隻、獨、二〇五隻、佛、八七隻、北米合衆國四二隻なり。

南洋年鑑
興信錄

第一抄 領事館及諸團體

一、在帝國領事館

一、在新加坡日本領事館 (開設明治二十二年一月) 歴代の領事名

就 職	退 職	職 名	姓 名
明治二十二年一月 (事務代理)	明治二十三年六月	書記生	中川恒次郎
同 二十三年一月	同 二十八年八月		齋藤 幹
同 二十八年五月	同 三十年十月		藤田敏郎
同 三十年十二月	同 三十二年四月		森川季四郎
同 三十二年五月	同 三十三年十一月		中山嘉吉郎
同 三十三年六月	同 三十六年二月		久永三郎
同 三十六年二月 (事務代理)	同 三十六年十二月	書記生	大賀龜吉
同 三十六年十二月	同 三十九年十月		田中都吉
同 三十九年十一月 (事務代理)	同 四十年三月	書記生	岸 倉 松
同 三十九年十二月	同 四十年八月	領事官補	木部守一

領事館及諸團體

同 四十年八月	(事務代理)	同 四十一年十月	書記生	岸 倉 松
同 四十一年十月		同 四十三年十一月		鈴木榮作
同 四十三年六月	(領事代理)	同 四十三年十二月	副領事	近藤 愿 吉
同	十二月 (同)		同	岩 谷 讓 吉
大正二年四月	(任領事)	大正二年四月(死去)	同	
大正二年四月	(事務代理)	同 二年七月	書記生	皆 川 太 郎
同 二年七月				藤 井 實

明治十二年四月支那人胡璇洋領事代理として就職し四十三年十二月退職爾後二十一年まで閉鎖せられたり。

二 在バダビヤ日本領事館 (開設明治四十二年十月)

領事 浮 田 郷 次 書記生 佐 藤 三 雄 同 渡 邊 任

三 在カルカッタ帝國總領事館 (明治三十九年總領事館設置)

總領事 信 夫 淳 平

所在地 No. 10, Hasting Street, Calcutta, India.

四 在孟買帝國領事館 (明治二十七年領事館設置)

領 事 矢 田 部 保 吉

所在地 Mount Pleasant Road, Malabar Hill.

一 星架坡日本人小學校

同校は大正元年十一月三日の天長節を以て開校す、創設に就ては當初星架坡日報南洋新報等に於て盛んに其急務を主唱し當時青年會を改めて日本人會としたるが如きは、其主なる眼目の一は小學校の設立等にてありしが、種々の事情の爲め一年有餘中止の姿なりしに佐藤有太、大貫公光、古本豊之、植ドクトル等四名の發起するあり各有志者間に立ち大に奔走する處あり爰に漸く議熟し開設するに至れるなり。現在の學務委員及び教員、生徒數は左の如し。

生 徒

幼稚園より尋常六年迄の學級を有し生徒收容數は合計三十六名内男子一〇、女子

二六

教 員

山 田 榮 治 柳 田 毅 三

領事館及諸團體

學務委員

中野光三 川端政夫
大塚智船 小山德松

田中半右衛門

中川菊三

維持費

有志者の寄附金及び月謝として生徒より一弗を徴收し居れるが本年六月迄に約六百弗の當座預金をするに到れり、而して尙ほ寄宿舎の設あり。

三、スマトラ日本人協會

▲同協會の創立は明治三十年八月なるが爾來會員の協心努力に據りて圖書部、俱樂部等諸般の設備成り、今日に於ては和蘭官憲より日本人に對する警察事務の一端を託されしのみならず在瓜哇日本領事館は便宜上スマトラ島東海岸に於ける一般の事務を同會に囑託する等漸く意義ある團體たるに至れり、大正三年末の會員は男女合せて四百五十八名にして現在の役員は左の如し。

會 頭 横 田 益 雄 副會頭 八 木 暁
幹 事 山 崎 助 同 原 島 貞 吉 同 永 野 正 七

▲スマトラ島東海岸在住日本人數

メダン市二百五十人(男百五十八人、女七十二人)
地方 五百人(男四百三十人、女一百七十人)

▲蘭國々祭日は左の如し。

四月十九日 王婿誕生日
同 三十日 王女誕生日
八月二日 王妣誕生日
同 三十一日 王母誕生日

四、パタビヤ日本人會

同會は大正二年十一月の創立にして現在の會員百名あり、役員左の如し。

會 頭 吉 阪 寅 吉
幹 事 玉 木 長 市 藤 野 貞 藏 辻 本 安 次 郎
花 岡 恭 芳 野 英 山 崎 仁 録

五、ソラバヤ日本人協會

泗水日本人會は、大正二年一月十日の創立にして會員は百二十餘名なるが各州に散在せる邦人團體を代表し内外の事件に交渉しつゝあり。現在の役員左の如し。

會 頭 野呂隆太郎 副會頭 柳 悅 耳
役 員 橋本健一 上田丑松 市川直太郎 西堀由太郎

泗水日本人協會々則(大正四年七月四日定) (期總會ニ於テ改訂)

第一章 總 則

- 第一條 本會は泗水日本人協會と稱し社團法人とす
- 第二條 本會は在往同胞の親睦と福利増進を期するを以て目的とす
- 第三條 本會は事務所をカンメンザツボン、三井物産會社(Mitsui Bussan Kaisha, Kamban Jappon)に置く但し役員の決議に依り之を移轉することを得
- 第四條 日本臣民にして本會の趣意に賛同し役員會に於て許可せられたるものは本會々員たることを得
- 第五條 本會は會長壹名副會長壹名會計壹名評議員四名を置きて役員となし會務を處理す
- 第六條 本會は毎年二回總會を開き又役員會は必要に應じて之を開く
- 第七條 役員は總會に於て正會員中より選舉し任期は滿壹ヶ年とし再選することを得
- 第八條 本會の經費は會費及寄附金を以て之に充つ
- 第九條 本會の財産は會計に於て保管し役員全部其責に任ず
- 第十條 本會々則の改正變更は總會の決議に依る

第十一章 各項に渉る細則は別に設く

第二章 會員に關する細則

- 第一條 本會々員を分て名譽會員、正會員、通常會員の三種とす
名譽會員は評議員會に於て推薦せられたるものとす
正會員は毎月一名以上とす
 - 第二條 名譽會員及正會員は選舉權並に被選舉權を有し普通會員は選舉權を有す
 - 第三條 正會員は必要に應じて總べての帳簿を閲覧することを得
- ##### 第三章 役員に關する細則
- 第一條 會長は會務を總理し協會を代表す
 - 第二條 會長は總會及役員會の議長となる
 - 第三條 協會解散したる時は會長副會長及會計は其精算人となる
 - 第四條 役員は其任期満了の場合と雖も後任者の就任する迄其職務を行ふものとす
 - 第五條 役員任期中に欠員を生じたる時は次の總會に於て補選する迄會長は正會員中より指名することを得
 - 第六條 副會長は會長を補佐し會長差支ある場合に於て其職務を代理す

第四章 入退會に關する細則

- 第一條 入會せんとする者は正會員の紹介を要し役員會の協賛を得て原籍現住所姓名生年月日を記載し會費を添へ會長へ申込むべし但し會長に於て拒絶する場合もあるべし
- 第二條 退會せんとする者は其理由を記載し會長に届出づべし
- 第三條 一旦退會したる者又は除名せられたるものにして再度入會せんとするときは役員會の決議に依る

第五章 集會に關する細則

- 第一條 總會を分て定期總會及臨時總會の二種とす
- 第二條 定期總會は毎年一月及七月に之を開く臨時總會は役員會に於て必要と認めたる場合若しくは正會員十名以上の請求ありたる時其理由にして役員會に於て必要と認めたる場合は之を開く

第三條 總會及臨時總會は正會員三分の一以上を以て之を開く決議事項ある場合は出席者の半数以上の同意を得て之を決す可否同数なる時は議長の決する所に依る

第六章 會費、會計、財産に関する細則

- 第一條 名譽會員は會費を徴せず正會員は貳義を通常會員は五十仙を毎月前納すべし
- 第二條 收納したる會費は如何なる場合と雖も之を返戻せず
- 第三條 毎半期に於ける決算は定期總會に於て報告す
- 第四條 剰餘金は會長の手を経て會名を以て確實なる銀行に預け入るゝものとす
- 第五條 財産什器に関する帳簿は別に整理し總會に提出するものとす
- 第六條 會費三ヶ月以上滞納したる者は退會者と見做す

第七章 事業目的に関する細則

- 第一條 會員の冠婚葬祭の届出ありたるときは祝吊の意を表するため左の金員を贈る婚禮の場合金拾義出產の場合金拾義死亡の場合金八拾五義、葬儀には役員一名參列すべし尙會員にして表彰すべき行爲ありたるものは金品を贈りて之を奨励することあるべし
- 第二條 會員外にして不運の傷病に罹り或は不幸貧困に陥り衣食に窮したる者又は不時の災厄に遭遇し或は死亡し然も近親の救ふべきものなき場合に於ては役員會の決議に依り相當の方法を以て之を救護することあるべし
- 第三條 會員にして會の安寧秩序を亂し又は本會の趣意に悖るものは之を訓戒忠告し猶改悛の狀なきものは除名す事の重大なるものは相當の處置を取るべし
- 第四條 會員にして彼我の官憲其他に對し具申する場合其仲介を本會に要求する者ある時は役員會に於て議決の上之れが補助の勞を取る事あるべし
- 第五條 異常の事件發生の際は本會に於て明細迅速に之が報道をなし適當の措置を取るべし

六、泗水日本人共濟會

同會は大正三年十二月の創立にして會員數八十名役員及び會則左の如し。

- 會長 平松一壽 副 安田 馨
- 幹事 中島準二 内田宇太郎 倉田隆吉 荒木久四郎
- 蘭領瓜哇泗水日本人共濟會々則

第一章 總 則

- 第一條 本會は泗水日本人共濟會と稱す
- 第二條 本會は在留同胞の親睦を計り緩急相輔け吉凶相慶吊し特に會員の冠婚葬祭に其祝吊の意を表し福利増進を期するを以て目的とす

第二章

- 第三條 本會はチャンテアン街三十七號平松商會へ假事務所を置く
- 第四條 日本臣民にして本會の趣意に賛同し二ヶ月以上泗水に在留せるものにして素行善良なるものは本會々員たることを得
- 第五條 本會々員を分ちて名譽會員特別會員正會員普通會員の四種とす
- 第六條 本會は會長壹名副會長壹名會計貳名評議員拾名を置き會務を處理す
- 第七條 特別會員は随時に評議員會議に列席し且つ評議員同等の権限を有す
- 第八條 本會は毎月十五日一回評議員會を毎年一月、七月の二回に總會を開く
- 第九條 會長以下役員は總會に於いて正會員中より選舉す其任期は滿壹ヶ年とす但し再選するも妨げず
- 第十條 本會の經費は會費及寄附金を以て之れに充つ
- 第十一條 本會の財産は別に定むる處の會計規定に依りて之れを處理す
- 第十二條 本會々則改正及變更は總會の決議に依るものにして會則に明文なき事項は評議員會の決議に依り之れを定む
- 第十三條 但し本會の解散及第貳章第七條、第參章第拾四條、第七章第貳拾九條の改廢變更は一般會員中に異議なきにあらざれば之れをなすことを得ず

第三章

第拾參條 名譽會員たるものは本會の爲め百盾以上の金品を寄附せられ又本會の爲め相當の援助を寄せられし者に對し評議員會の推薦に依るものとす

第拾四條 特別會員たるものは一時金五拾圓以上の金品を寄附せしもの又は七ヶ年以上本會正會員たりしもの又は拾ヶ年以上本會普通會員たりしものとす

第拾五條 正會員たるものは一家の戸主若くは獨立の生計を營み得るものとす

第四章 役員に關する細則

第拾六條 會長は本會の會務を總理す

第拾七條 會長は總會及役員會の議長となる

第拾八條 本會解散したるときは役員は其精算員となる

第拾九條 役員其任期満了の時と雖も後任者の就任する迄は其任務を行ふものとす

第貳拾條 副會長は會務を補佐し會長不在の際に會長代理として會務を處理す

第五章 入退會に關する細則

第二十一條 入會せんとするものは正會員の紹介を要し原籍現住所年月日を記載し會費を添へ會長に届出べし

會長は時機に依り役員會にて入會の諾否を議決せしむることあるべし

第二十二條 退會せんとするものは其理由を記載して會長に届出ずべし

第六章 會計及財産に關する細則

第二十三條 名譽會員及特別會員は會費を徴收せず正會員は壹盾を普通會員は五十仙を毎月前納すべし

第二十四條 收納したる會費は如何なる場合と雖も之を返戻せず

第二十五條 財産備什器に關する帳簿は別に整理し總會に提出するものとす

第七章

第二十六條 會員にして表彰すべき行爲ありたるものには金品を贈りて之れを獎勵することあるべし

第二十七條 會員にして不時の災厄に遭遇し近親の救ふべきものなき場合に於ては相當の方法を以て救助す

第二十八條 會員にして冠婚葬祭の届出ありたるときは祝吊の意を表する爲め左記の金品を贈る

婚禮の場合 金拾盾 出産の場合 金拾盾 死亡の場合 金七拾盾

會員歸國若くは他領移轉の届出ありたるときは相當の金品を贈る

第二十九條 會員葬儀の場合毎戸必ず一名以上參列するものとす

但し止むを得ざる事故あるものは代人を以てするも妨げず

第三十條 會員にして本會の趣意に悖り平和を亂すが如き行爲あるものは誠飾忠告し猶聽かざるものは除名若くは評議員會の決議を経て相當の處置を執ることあるべし

第三十一條 會員にして其姓名住所變更したるときは必ず届出するものとす

第三十二條 會員にして會費三ヶ月以上滞納し會計の督促に應ぜざるものは退會者と見做す

第三十三條 會長以下役員の選舉權を有するものは名譽會員特別會員及正會員に限る

第三十四條 總會及臨時總會に於て決議事項ある場合出席すること能はざるものは他の會員に委任することを得

第三十五條 一旦脱會又は除名されたるもの再び入會せんとするときは評議員會の承認を要す

第三十六條 一旦脱會又は除名されたるもの再び入會せんとするときは評議員會の承認を要す

七、精英日本人會

同會は馬來半島ペラ州イツポ市に在り、大正二年十一月十五日創立す、役員及會則は左の如し。

會長 松竹勝次 副會長 浦田志徳

幹事 田坂多七 友森次作 保田又三郎

名譽書記兼會計 奈良守太郎の六氏なり。

領事館及諸團體

精英日本人會々則

會 の 名 稱

- 第一條 本會は在留人にして正當なる職業を有する者及各有志家を以て組織し精英日本人會と稱す
- 第二條 本會は事務所を吡叻一保へール街第二號奈良寫眞館内に置く
- 第三條 本會は日本人の體面を保持し會員の職業及び福利の増進を計り交互相助て會員發展を期するを以て目的とす
- 第四條 前條の目的を達せんが爲左記各項を實踐す
本會の威信を保持する爲會員は互に德義を慎重し苟も悖道失理の行爲あるべからず
- 第五條 常に弘く全半島に設置しある性格を有する諸會と氣脈を通じ隨時諸大家を招待し會員の參考となるべき講演を聞くことあるべし

第六條 本會員の死亡したる時又は非常の災害に罹りたる者には金品を贈りて慰問又は弔意を表す
役員の選舉及權限

第七條 本會に左の役員を置く

會長 壹名 副會長 壹名 幹事 參名 名譽書記 壹名 會計 壹名 有給書記 壹名

第八條 役員は毎年定期總會に於て選舉す

第九條 役員は任期は壹ヶ年とす但し滿期再選を妨げず役員は任期満了すと雖後繼就任するまでは其の職務を行ふものとす

第十條 役員中缺員を生じたる時は臨時補缺選舉をなす

但し事務經理上支障なき限りは次期の總會まで延期することを得補缺員の任期は前任者の殘任期間とす

第十一條 會長は本會を代表し役員を指揮監督し諸般の事務を統理す

第十二條 副會長は會長を補佐し會長事故あるときは其の職務を代理す

第十三條 幹事は庶務を參與應掌するものとす正副會長共に事故あるときに幹事の合議を以て會長の職務を代理す

- 第十四條 副會長幹事會計名譽書記は選舉法に依り記名投票を以て定む
- 第十五條 會計は本會の收入支出を管理し及其決算をなすものとす會計は役員に兼任とし役員中より互選す
- 第十六條 本會諸般事務は役員會の決議を経て執行す
- 第十七條 本會の事務を處理する爲名譽書記を置き總本會に對する庶務は名譽書記を経て會長に差出すものとす

會 議

第十八條 會議を分けて定期總會臨時總會役員會の三種とす

第十九條 定期總會は毎年九月之を開き前年度の事績及收支決算之報告并に役員の選舉をなし且つ當該年度の事業計畫を議定す

第二十條 臨時總會は次期の定期總會を待つべからざる緊急事件あるか又は會員三分の一以上の請求あるときは之を開く

第二十一條 役員會は會長副會長幹事會計名譽書記を以て組織し毎月一回之を開く但し會長必要と認めたる場合は何時にても招集

することを得

第二十二條 總會の決議は全會員の半數以上役員會は役員半數以上出席し其出席員過半數の同意を以て之を決す

可否同數なるときは議長の決する處に依る

總會の決議事項は各會員に役員會の決議事項を各役員に議長より通達するを要す

第二十三條 會議の議長は會長之に任ず會長事項あるときは副會長之を代理し副會長も亦故障ある時は幹事互選を以て代理す

會 計

第二十四條 本會の會計年度は十月一日に始り九月三十日に終る

第二十五條 本會經營に要する費用を充つる爲會員は毎月一弗の會費を負擔するものとす

第二十六條 會計は前年度會費の精算を定期總會に提出し其承認を求むべし

會員の入會及退會

領事館及諸團體

第二十七條 本會に加入せんとするものは營業住所氏名を明記し申込書を作り名譽書記を経て會長に差出すべし

入會許否は役員會の決議に依る

役員會の決議に依り加入を承認したるときは會長は名譽書記を経て承認の通知をなす

加入者にして承認の通知に接したる場合は會員は五弗の入會金を添へて名譽書記に届出すべし

然る後に會長は其會員證を交附す

第二十八條 會員にして本會を退會せんとするものは其理由を明記し會員證を添へ名譽書記の手を経て會長に差出すべし

退會者は如何なる事情あるも本會財産の分割又は既納金の拂戻を請求するを得ず

若し會費未納なるときは完納すべきものとす

賞 罰

第二十九條 本會の爲特に功勞顯著なるもの若くは本會に有益なる特殊の事績を擧げたるものには記念品又は頌德表或は感謝狀等を贈呈して其德行を頌表すべし

第三十條 會員にして本會の體面を汚損する行爲ある場合には總會の決議を経て相當の懲戒に附し又は除名することあるべし

第三十一條 本會の決議事項は總て議事録として保存するものとす

第三十二條 本會則は本總會の決議を経るにあらざれば増減變更するを得ず

八、マガイ日本人

眞珠貝の産地 南洋群島中眞珠貝の産地は、西濠洲ヒリツピン、木曜島及緬甸のマガイ等なるが日本人にして其採取權利を有するはマガイを除いて他に非ず、現在(正六)に於けるマガイ在住邦人の職業別を擧ぐれば

職業別	人員	職業別	人員
潜水夫	五六(内二十六人は採取業を兼ね)	下宿業	一
女子	二九	洗濯業	一
小兒	二	寫眞師	一
繩持	一二	錫山經營者	二
眞珠採取業者	二	栽培業	二
醫師	一		
合計	百〇九人		

マガイ市の發達 同市は北緯十二度三十五分東經九十八度四十分位に位し戸數四千五百人口一萬四千八百に過ぎざる一小港なりと雖眞珠貝の採取を以て世界に著聞す。今より二十餘年前に於ては椰子樹茂れる漁村たりしも附近の島嶼を連接する海中眞珠貝の繁殖する多きに政府の留意するあるに至りては以來年々移住者の増加し來り市街の體面を改めつゝあるに至れり。日本人の渡來 此地に邦人の入り込みたるは二十年前即ち明治二十七年の交にして僅かに二十名内外の潜水夫なるがこれ等は當時初めて眞珠採取業を起したる英

人キャブレン、モト及びマカレス、タ氏の兩氏に雇はれたるものにして以來斯業の發展に従ひ毎年其數を加へたり。

マダイ日本人會（現時の會頭は米井虎一郎）同會が最近三ヶ年間に於て公共事業の爲めに投じたる金額を示せば、

金高	支途	年次
三〇〇、〇〇	火災義捐	一千九百十年
二〇〇、〇〇	故エドワード陛下紀念公園設置費へ	
二〇〇、〇〇	現英皇帝戴冠式遙拜祝賀會(寄附)	
二五〇、〇〇	在留民共同墓地設置費	
一二〇、〇〇	同胞死去者又は不具者本國送還費	
一〇〇、〇〇	圖書部設置費	

九、農園労働者令（海峽殖民地及馬來聯邦州）

第一條 本令は千九百十年發布農園労働者（衛生）令と稱し知事總長が官報に告示する日より之を實施す（千九百十年十二月發布）
 第二條 本令は他の現行法令を以て規定せる雇主の義務及罰則を斟酌せず又毫も官吏に賦與したる職權を制限せず且又治罪法刑法の適用範圍に關涉せざるものとす但し何人も同罪のために彼此二重に罰せらるることなし
 第三條 本令の雇主とは其農園に十名以上の労働者を使役する個人、團體、會社或は法人及其代表者又は代理者或は一時的若しくは

永久的に其事業の責任を負ふ所の者を總稱す
 労働者使用とは給料を直接雇主より仕拂ふと請負人より労働者に仕拂ふとに論なく労働者が雇主のために作業し又は契約請負の下に就業する場合を云ふ
 労働者とは農園の作業に直接従事するか又は請負、契約の下に就業する亞細亞人を云ふ
 農園とは農業の經營せらるる地又は野菜樹木の農産物を收穫し得べき地にして其面積二十五噓以上に亘るものを云ふ
 常務支配人とは労働者の就業する農園に常住するか、或は其農園の直接責任を負ふべき雇主又は雇主の代理者を云ふ
 保護官とは支那民務局書記官或は該官吏が知事の允許を経て其職務履行を委任せる者を云ふ
 長官とは千九百四年發布印度移民令により任命せられ居る長官或は千九百九年發布印度移民令により任命せられ居る長官若しくは其長官が知事の允許を経て其職務を委任せるものを云ふ
 知事とは農園所在地の州知事を云ふ
 衛生官とは馬來聯邦州の醫務長官或は該長官が知事の允許を経て其職務を委任せる者を云ふ
 雇主とは農園労働者の宿泊に供する一時的又は永久的の家屋或は家屋の集團を云ふ
 危険なる傳染病感染病とは「ペスト」虎列拉、痘瘡其他知事總長が危険なりと認て時々官報に告示すべき傳染病、感染病を云ふ

第四條 雇主は請負、契約又は其他の規約の下に自己の農園に使役する各労働者及自己の農園或は農園外の所有地、借地、其他の管理地に居住せしむる各労働者に對し雇舎を給與すべし
 (イ) 恰當適良の雇舎
 (ロ) 良水の充實給與
 (ニ) 病室及其附帶設備
 (ハ) 適切良好の衛生設備
 (ヘ) 精良藥品の充實給與
 (ホ) 醫の診療及病院内の食品
 (ニ) 精良藥品の充實給與
 第五條 (一) 雇舎は常に衛生的要求を履行し且其周圍は常に衛生的清潔に保持すべし
 (二) 雇舎又は其周圍の状態が労働者の健康保全を害すべき場合に其雇舎に労働者を宿泊せしめたる雇主は其宿泊せしめたる労働者各一名に對し百弗以下の罰金に處せらるべし

但し一級判事之を判決す
 第六條 農園に使役又は居住する労働者が一國民或は一人種に非ざるときは各國民或は各人種に各別の雇舎を給與すべし委細は知事之を命令す

第七條 (一)本令實施後、雇主が農園又は其隣地に永久的屋舎を建設するには特に知事の許可を受けたる場合の外は知事總長の命に依て調製しある一二の圖案に準據し指定材料を使用すべし而して其位置は衛生官が労働者の屋舎に適せりとして許可せるものなるを要す(圖案は知事に出願せば無代價にて雇主に附與すべし)

(二) 第一項の圖案に據らずして屋舎を建設せんと欲する者は豫め知事に出願して其圖案の許可を得るを要す

(三) 下水溝は衛生官の指定する場所に排水せしむべし

第八條 永久的屋舎は事情の許す限り森林より遠隔すべく其周圍二百尺以内には森林又は建物を存置すべからず

常務支配人は此區域内に於ける排棄物及排泄物の掃除、屋舎内の日々清掃、屋舎内外排棄物の集塊、埋蓋を監督し日々是等作業に要する労働者を指定すべし

第九條 衛生官は屋舎の位置、構造、大きさ又は其他の事項が居住労働者或は其以外の人の健康に害ありと認むるときは其報告書及改善法を知事に上申すべし知事は其報告により該屋舎の移轉、改築或は増築を一定期間に竣成せしむべき旨其雇主又は常務支配人或は兩者に通牒命令すべし

但し知事が必要と認むるときは屋舎の移轉すべき位置、改築條項或は増築の方法及其大きさを命令し且其命令せる移轉、改築、増築の竣成以前には其屋舎内に労働者の宿泊を絶體禁止するが若くは其宿泊人員を限定することを得

第十條 各労働者の飲用、厨用及浴用給水量は知事が一般に公示せる一日量が或る農園に向て特に指命せる一日量よりも少なきことを得ず

雇主が序上の給水を怠るときは其不足の持續する期間内一日に對し百弗以内の罰金に處せらるべし但し一級判事之を判決す

第十一條 衛生官が農園の使用労働者若くは居住労働者の衛生上必要と認むる場合には何時にても常務支配人に通牒して河川、水流、堀割、水溜、池、井又は其他の源泉水の飲用、厨用浴用を絶對に禁止するが若くは命令書指定の改善方法に着手或は之を勵行せるときが使用を禁ずるか或は着手勵行する迄一時的に其使用を禁ずることを得又同じく常務支配人に通牒命令して水溜、井を閉鎖し或は池を填廢せしむることを得

第十二條 農園所設の井水を飲用、厨用、浴用に供する場合に衛生官吏の命令ありたるときは常務支配人は井の全部若くは一部を知事總長の認可せる一二の圖案に従て煉瓦造となすか又は改築すべし其圖案は知事無代價にて雇主に附與す

第十三條 衛生官は屋舎居住の労働者に對し給水不足又は水質不適と認むるときは其趣を知事に上申すべし知事は其報告に據り給水の増量又は水の改善を一定期間内に竣成せしむべき旨其雇主又は常務支配人或は兩者に通牒命令すべし而して知事は該水質が

適良せざるとき又は適良する迄或は改善法が着手又は勵行せらるゝ迄該水の使用を禁ずることを得

第十四條 (一) 糞便取扱は知事總長が官報にて布告する本令細則に據るべし

(二) 第一項の細則に抵觸する件を以て衛生官より一定期間に其改良を通牒命令せられたる雇主にして其改良を怠るときは一級判事百弗以内の罰金に處し其宣告日より起算して怠慢行為の持續期間中一日十弗宛の罰金を追徴す

第十五條 衛生官は屋舎居住の労働者の厨用労働者又は労働者以外の人の衛生上危険なりと認むるときは其報告書及改善法を知事に上申すべし知事は其報告に據り該厨用の移轉或は改造を一定期間内に竣成せしむべき旨其雇主又は常務支配人或は兩者に通牒命令すべし但し知事が必要と認むるときは厨用の移轉すべき位置及改築條件を命令し且其移轉改築の完成以前には其厨用の使用を禁ずることを得

第十六條 衛生官は農園の使用又は居住労働者の衛生上必要と認むるときは何時にても厨用の閉鎖又は指定消毒を常務支配人に通牒命令することを得又農園の一般消毒に就て指揮命令することを得べし

第十七條 知事は何時にても労働者を使用する農園内又は其近接地に規定の病室數を有する私立病院の一定期間内建築及其維持を通牒命令し又病院已設の場合には其擴張又は不足病室の増築を通牒命令することを得且又千九百十七年發布の醫師登錄令により登錄せられたる醫師を居住せしめて農園病院若くは其他雇主の保管に係る病院を擔任せしめ且つ衛生官の首肯する適良家屋を醫師に給與すべきことを要求することを得

二個以上の農園の位置が一病院を以て相互の患者に便宜を與へ得べき場合には相互の雇主は知事の許可を経て一の共立病院を建設することを得

但し相互の雇主及常務支配人は其病院の維持、規定の醫員部、手當、食料、藥品の給與、及規定の病院、監査執務並に規定の届出に就て責任を有すること各別各別の病院に於けると同じ

第十八條 入院當時農園に居る者又は居らざるも解約後七日以内の契約労働者の入院治療費は總て雇主の負擔とし給料より控除若くは他の方法を以て之を回收することを得ず但し特に労働者との契約ある場合の外入院中の給料は之を支拂ふに及ばず

普通労働者の入院治療費は雇主之を回收することを得但し入院日數三十日以上入院料比率は知事が知事總長の允許を経て官報に告示する所に據る

第十九條 入院當時農園に居る者又は居らざるも解約後七日以内の労働者を公立病院に入院せしむる場合には其入院治療費は雇主の負擔とし其比率は知事が知事總長の允許を経て官報に告示する所に據る、入院治療費は其多少に論なく該病院長の起訴あれば

民事廷にて雇主より支辨すべきものとし病院長の提出書、記載の金額は絶対不動の立証たるものとす

但し普通労働者の場合に在ては三十日以上入院治療費は雇主より支辨するを要せず

第二十條 雇主又は常務支配人が正當の理由(其辨疏は本人自から提出すべし)なくして醫療を要する使用労働者の送院をなさるときは五十弗以内の罰金に處し初犯後二年以内に同罪を再三犯す者は五百弗以内の罰金に處す

第二十一條 知事總長は患者の數に應じ左の項目に對する細則を發布す

(イ) 常設及維持すべき病室及附屬物の性質

(ロ) 給與すべき患者食料の詳細及其分量

(ハ) 常備すべき藥品及内科用品の詳細

(ニ) 使用すべき看護事務員厨夫掃夫其他其他必要雇人の數

(ホ) 常備すべき各藥品の量及内外科用品の數

第二十二條 知事總長は左の項目に對し時々細則を設定す

(一) 農園病院の監査、執務に就き常任醫師の心得及常任醫師の居らざる病院に於ける擔當看護手の心得其他農園病院に保管すべき患者の記録簿登錄簿及其書式並に記載事項

(二) 疾病、死亡、其他の正確報告を農園病院より衛生官及其他の官吏に提出すべき場合及方法

第二十三條 農園病院は特に知事の命令なき限りは少くも一ヶ月に一回、又衛生官の要求ありたる場合には其度數丈け大英國愛蘭土聯邦醫學會委員の決議により登錄せられたる有資格醫師の巡檢を経ざるべからず雇主自から此手續を履行すべく若し常務支配人が雇主ならざる場合に此巡檢なきときは常務支配人は其旨雇主に通告すべし

第二十四條 農園又は其近接地に農園病院を建設維持すべき必要なき雇主は知事が衛生官の意見を徴して通達すべき命令に據り患者を處置すべし

第二十五條 (一) 常任醫師は(醫師の不在中若くは常任醫師の設備なき農園に在ては常務支配人)農園に於ける労働者或は其以外の者が危険傳染病或は感染病に罹れる疑あるときは即時に其患者を隔離し且同病に感染せる恐ある者を拘束し置き直ちに衛生官及近住政府醫員に報告すべし該衛生官又は其委任を受けたる政府醫員が農園に來着するに先だち何人も傳染病疑似患者の宿泊したる屋舎内に入らせしむべからず

(二) 第一項規定の手續を盡さず怠慢の行爲ある者は五百弗以内の罰金若くは三ヶ月以内の禁錮に處す但し一級判事之を判決す

第二十六條 (一) 農園に傳染病又は感染病の發生したる場合に、衛生官が公衆衛生若くは他の農園労働者のため其労働者等を分離するの必要ありと認むるときは雇主は自費を以て隔離收容所を建設し其收容所内労働者の扶養及衛生官が必要と認むる治療設備をなすべし

(二) 衛生官は農園労働者の一人が傳染病又は感染病に罹り居るか又然らざるも公衆衛生若くは他の農園労働者の衛生上患者を監督の許に移すの必要ありと認むるときは患者を指定の場所に移らしめ政府醫員の放釋認許の通牒ある迄其處に拘束せしむべし

第二十七條 常務支配人は自園の労働者が醫療を要する場合には猶豫なく農園病院若くは農園病院の設備なき場合には最近所の公立病院に送致すべし患者輸送の設備、處置等は衛生官の命令に従て準備すべきものとす

第二十八條 頭目、「カラニー」、「マンドル」其他労働者組の直接監督に在る者は部下の病氣欠勤者人名を直ちに常務支配人に届出べし此届出を怠りたる者は判事又は常務支配人五弗以内の罰金に處し其給料より控除することを得但し常務支配人は記録を保管し置き判事又は判事が通牒委任せる官吏の應檢に提供すべし

第二十九條 衛生官は農園労働者の衛生上必要と認むるときは通牒を發して左の事項を常務支配人に命令することを得

(イ) 命令書記載の内服量及服藥度數に従ひ農園労働者又は居住者の全部若くは特示の人員に規尼涅を無料にて正規的に服せしむること

(ロ) 農園労働者の全部若くは特示人員に種痘せしむること

(ハ) 命令書を以て農園労働者の全部又は局部の人員に熱加辨、又は「コンニー」を飲取せしむること

但し或る食料と共に副食せしむる場合に其食料は雇主の負擔とす

第三十條 雇主は有資格看護手又は他の責任者をして日々屋舎を巡視し屋内清掃、屋外排棄物の整理如何を點檢して常務支配人に復命せしめ且つ労働者中に罹病者ありるときは之を診察して必要に應じ病院に送致するの手續をなさしめ其都度常務支配人に届出しむべし

第三十一條 知事が允許して農園に告示せる衛生規則を故意に違反し或は常務支配人、常住醫師、若くは有資格看護手の命令に服せずして入院を怠り又は之を拒む労働者は五弗以内の罰金若くは十四日以内の禁錮に處す

第三十二條 (一) 知事、保護官、長官、地方官、衛生官其他是等の官吏に由て通牒委任を受けたる官吏は何時にても農園、農園内の家屋、其他雇主の所有地、借地又は其他の管理地内に建設せる労働者の屋舎、農園病院、倉庫に侵入することを得雇主及常務支配人は以上官吏の侵入を妨礙せず居住労働者の状態に關する審査、訊問に便宜を興へ使用労働者を應檢官吏の面前に來らしめ

領事館及諸團體

二五五

且つ本令及其細則により雇主又は其病院に保管を命ぜる登録簿及記録簿を點檢に供すべし
(二)雇主又は其以外の者第一項に記載せる官吏の臨檢、訊問、審査を故意に阻碍するか或は治罪法第十章に抵觸する罪を犯すときは治罪法の該章に照して處分す

第三十三條 知事總長は本令勸行のため及び農園労働者の衛生保全のため必要と認むるときは何時にても本令に抵觸せざる範圍に於て總て細則を制定し且其細則違反の罰則を附することを得

但し細則は官報にて發布し其發布當日より之を實施す

第三十四條 雇主が第四條の給與を怠り或は第九條、第十三條、第十五條、第十七條、第廿四條又は第廿六條の命令に違背するときは二百五十弗以内の罰金に處し其違背行爲の持續期間中一日五十弗宛の罰金を追徴す但し一級公判廷にて宣告するものとす

第三十五條 常務支配人が第八條、第十一條、第十二條、第十六條、第廿七條又は第廿九條の命令を怠り若しくは否認するときは二百弗以内の罰金に處し其違背行爲の持續期間中一日十弗宛の罰金を追徴す

但し一級公判廷に於て宣告するものとす

第三十六條 雇主又は常務支配人にして左の項に該當せる者は二百弗以内の罰金に處す

(イ)知事の命令に違背し異國民の労働者に各別の屋舎を給與せざるとき

(ロ)位置選定上許可を得たる圖案に従はず又は豫め許可を受くべき手續をなさず或は許可を得ずして永久的屋舎を建設し若しくは建設せんとしたるとき

(ハ)第廿一條の細則を遵守せず或は第廿二條の細則に規定せる時間内に報告書の提出を怠りたるとき

第三十七條 本令又は本令の細則中特に刑罰の規定なき條項に違背せる者は百弗以内の罰金に處し初犯後一年以内に同罪を再び犯す者は二百五十弗以内の罰金に處す

第三十八條 本令施行上の雇主、常務支配人に非らず若しくは本令或は其細則が強制若しくは禁止する事項の責任者に非らずと抗辯する者は自ら其雇主、常務支配人或は其責任者に非ること立證せざるべからず

十、瓜哇在留民須知要項 (在バタビヤ帝國領事館告示大正四年七月一日)

一、土地所有權の事

當領に於いては小面積の土地を除き土人以外の者に土地の所有を許さず但し土人以外の者も或る條件の下に之が貸下を受くることを得小面積の土地とは市街宅地、製造所建設地を指すものにて拾バウ以下に限る其他の官有地にありては借地料を仕拂ひ七十五年以内の期間永租借する事を得
尙ほ無産者にて田地若しくは畑地の小規模耕作に従事せんとするものに對しては有利なる條件を以つて拾バウ以内(必要の場合にては二十五バウ迄擴大するを得)の土地の賃貸を許し政府は特に其開墾に關し便宜に供與するの規定あり(本規定並に手續等の詳細に關しては「バタヒヤ」印刷局 Agrarische Begeelungen を参照せられたし)
即ち栽培等を目的とする土地の賣買は到底不可能なるも和蘭東印度會社時代及英領時代に於て土人以外の者の所有する所謂私有地は今尙ほ各地に存し之等は當事者と協定し買取ることを得べく従つて土地所有權を繼承し得べきものなり。
外領土地租借を許さるべきものは瓜哇に於けると同じく和蘭臣民、和蘭住民、蘭領印

度住民又は和蘭又は蘭領印度に設立せられたる商事會社たるを要し租借料は登記後六年目より毎年壹バウニキ壹盾以内を納入すべきものなり。

外領官有地永租借規程譯文は昨年六月十一日付を以てスーラバヤ、マカツサー、ボンチアナ、メダン、及バダン各日本人會に回送せり必要の仁は各會に就き照會せられたし。

二、鑛業權の事

鑛山の試掘及採掘權を取得し得るものは和蘭人、和蘭又は蘭領東印度住民及和蘭若しくは蘭領東印度に於て蘭法に遵據し設立したる會社にして重役の過半数は蘭國臣民若しくは蘭領東印度住民たるを要す又或る地方特に島嶼にありては私人の採鑛を許さるる所あり。

三、漁業權の事

當領水産法規中重要なるものは眞珠貝及海鼠漁業規程にして其他一船的漁業としては獨り、リオ洲内に地方的規則存する位に止まれり即ち同洲に於ては邦人にして地方官の許可を得て漁業に従事するものあるも其他當領沿岸に於いて外國人の漁業差支なきや否やの問題は今日處判明せず尤もバククバ、ントートク等に於いて

は地方官の黙認を経て漁業に従事する日本人あり當領政府は目下漁業規程の制定中に屬し本年中には多分發布せらるゝに至るべければ、黙認の下に従事するものは兎に角其他に於ける漁業希望者は右制定を俟つて開始するを安全とす。

四、遺産の事

正當相續人又は近親の者なき死亡者ありたる時は其遺産は *Wesren Boedelkamer* にて、管理精算し殘額は煩雜なる手續を履みたる上當館にて受取り次で在本邦遺族に送付する事となり居れり然れども遺産管理局に於いては右死亡者の債權債務を精査する爲め公告等をなし決着までには意外の長時日を要し、又之に要する費用少なからず然るに普通の場合に於て遺族は多額の遺産を期待し實際送金額の少きを見て死亡者の知人等に對し疑を挿し來るもの甚多し或は管理局あり殆んど價值なき所有品の回送を受け當館に於ては止むなく其運送費を自辨せざるを得ざる場合等あり勿論斯る場合に於ては遺族より之を要せし費用を回收する見込なきにつき今後死亡者ありたる時は右の事情含み置かれたし。

五、入國の事

外國人の入國に付ては瓜哇に入るものと外領諸地に上陸するものと稍々手續を異

にし前者にありては、タンジョン、ブリオク、スマラン及スーラバヤの三港に限り上陸を要するものにして下船前下船監理官港長又は港務員より上陸許可證を受け其際免許料二十五盾を納入すべきものとす該免許料は船便次第にて乗船切符購入の際同時に仕拂を要することあり右上陸許可後三日以内に移民官に出頭し入國免狀と引換ふべきものなれども自活に途なきもの又は公安に害あるものと認めらるゝものは何國人たりとも入國を拒絶する事となり居れり。

右日本人入國の際に於ける自活能否の手心に付ては當館より隨時其筋に交渉する所あり此儀に關しては標準を歐洲人同様ならざる様致しあるも尙ほ入國者が移民官に對し充分自活の途を有する事を辯明し得る用意肝要なり入國許可證は二ヶ年間有効にして期限に至れば更に一ヶ年づゝ二回延長を求むる事を得右許可證は外領地に於ても效力を有す。

外領入國條件は稍寛にして免許料の納付を要せず(ホルネオ西岸州に於ては瓜哇に於けると略同様の規定を敷けり)而して其有効期間は六ヶ月とす。瓜哇に入國後六ヶ月以内に退去するものは曩に納付したる免許料二十五盾の拂戻を求め得べし又船舶の通し切符若くは往復切符を有するものは入國條例の拘束を

受けず自由に瓜哇内地を旅行することを得醜業婦の入國は許さず。

六 住民權の事

當領に於て苟も永久的に栽培其他の事業に従事せんと欲せば先づ住民權を獲得するを要す住民權を得んと欲するものは總督宛の願書を認め之れに入國免狀を添へ居住地を管轄する地方廳を経て總督に申請するものとす然れども公安の爲め若くは出願人に於て充分生活上の途を有せずと認むるときは總督は右申請を拒絶するの自由を有し而して該拒絶に會ひたる場合は退去を要するものなり即ち住民權を得る最も確たる途は一定の住所及適當の收入を有し又租税を負担し素行善良なる等之也。

永住權出願書式等は本年四月二十四日付を以てパタビヤ、スマラン及スーラバヤ、三日本人會に送付しあり。

七 居住營業の事

帝國臣民が當領内各地に旅行し又は滞在の自由を有することは日蘭通商條約第一條の規定する處なるも右は當領國法に遵由を要するものたることを忘る可からず即ち内國臣民又は最惠國臣民一般に適用さるゝ規程は無論遵奉すべきものにして

國法の制限を犯してまでも旅行し又は居住し得る次第にはあらず在留民中往々之れを誤解し地方官憲の措置を云々し來るものあれども是等は多く條約又は國法の存在を知らざるか又は適當の手續を取らざるに歸因す、或者歐洲人及對格者の旅行制限區域に對し苦情を申立て來るものなきにあらずるも是は別問題として考察するを要す然れども條約の保障あるにも拘らず他に正當の理由もなくして他外國人に許し獨り日本人に許さざるが如き不公平なる取扱ある場合には躊躇なく事情を詳報せらるべし。

支那人、亞拉比亞人等は歐洲人對格者にあらず彼等の有する特種便宜(他面より見れば不利益)を日本人が享有せんとするは又別個の問題なり。

現行日蘭通商航海條約は日佛兩文共去る大正二年十二月九日付竝に其後の日付を以て在バタビヤ、スマラン、スラバヤ、バンドン、メダン、ボンチアナ、バダン、アンボイナ、ドボ、チエリボン、ジョクジャ、マカツサー、メナド、モノクワリ、バリクパシ、バンジャルマシン、バンカルビーナン、サマリダ、各日本人會、日本人會の設立なき地にありては其地の主なる在留民宛頒布しあり。

八、醜業者の事

醜業者は當領刑法により處罰せらるべし醜業者取締の件に關しては去る大正二年八月十七日付竝に本年四月十二日付管内各日本人團宛當館通告の通り。

九、醫師及齒科醫の事

當領に於て醫師及齒科醫を營むには先づ當領規定の試験に及第するを要するは大正元年末當時存立日本人團宛警告せるが如し、蘭領東印度に於ける開業醫の資格(試験科目等共掲載明治四十四年十月通商彙纂第五十九號は其當時關係各地に配付し又改正試験規則は大正三年五月十日付を以てバタビヤ、スマラン、スーラバヤ、メダン、バダン、ボンチアナ、マカツサー各日本人會に通知しあり。

十、實業届の事

在留邦人發展狀態參考上當領に於て農工商漁業に従事し大凡左の資格を有するものは毎年末の情況翌年二月までに届出でられたし右は他に公示すべきものにあらずれば陰蔽なく事實を報告せられたく之れを缺くときは自然自己の不利益を招くことともなるべし。

記

一、直接輸出入貿易に従事するものにして店舗を構へ一箇年一萬圓以上の取引を

爲すもの(本店たると支店又は出張所たるを問はず)

二、右の外店舗を構へて一箇年一萬圓以上の賣買を爲すもの

三、年額一萬圓以上と認むべき製産高を有する製造業者

四、前同額以上の收穫ありと認むべき農業者牧畜者又は漁業者

右等營業主の原籍姓名、商號、社號、本店及支店出張所、資本、貿易賣買生産漁獲高、所有

又は借入田畑の面積、使用人員、器具、器械の代價

本邦人にして外國人と協同し右等の營業をなすものは其全體の情況を報告し且

つ本邦人の出資高又は分配高を付記すべし。

届出の形式は左の雛形に準ぜられたし。

營業主支配人 若しくは主任	稱	號	本籍地名	營業種別	資本	取引賣買 製造漁獲高	使用人員	摘要
山口 菊松			山口 順天堂		三千圓	一萬五千圓	三人	

十一、送金額報告方

外國に在留する本邦人が毎年本邦へ送金する金額を調査することは極めて緊要の義なるが故左記事項により各日本人團體に於て夫々精査し既往一箇年分を翌年二月までに報告せられたし。

記

一、各一定区域内全體の分を調査すること右は在留邦人一般に關する送金を計上すべきものなるも商業資金として流通せらるゝ種類の送金に限り除外し算入すべからず。

二、正確なる送金高送金の種類等につき疑あるものは推定に據らるゝも差支なし報告書は左の雛形により作成せられたし。

自 年 年 月 月 日 日 在何地方面邦人本邦へ送金額調

至 年 年 月 月 日 日 送金者人名 金額(邦貨にて記す)

送金方法

- 外國郵便爲替に依るもの
- 外國銀行爲替に依るもの
- 臺灣銀行爲替に依るもの
- 某商店又は歸朝者委託送金せるもの
- 自身携帶歸朝せるもの

備考 送金方法は單に例を掲げたるものなるにより地方の狀況に應じ便宜細別せられたし

十二、人事に關する諸届の事

從來在留届其他戶籍に關する諸届を提出するに當り其形式又は記載事項を一々當館に問合來るもの多く且つ當館に送越せる届書中にも不完全不規則なるもの往々有之が爲め當館事務の進涉に不便を醸したること少なからず且一々之が應答の煩に堪えざるを以て今左に在留届並に戶籍に關する諸届中當館に於て從來最も多く接受せるものに付其形式記載事項並に其他注意事項を詳述すべし。

- A 在留届、當領内に在留する帝國臣民は、外國在留帝國臣民登録規則に従ひ其在留地到着後七日以内に氏名片假名にて振假名を付すべし本籍族稱、生年月日、職業、在留地、到着月日、旅券番號を記載したる在留届を當館に提出せられたく右届出なき在留者に對しては在留證明其他一切の證明を拒否することあるべし追て別封を以て送付したる「カード」赤白合計 枚在留届に代用するを得るものにして今後新に到來在留届提出の要ある際には男子は赤色「カード」女子は白色「カード」各欄に夫々當該事項記入の上當館宛御送付あれば其を以て在留届と認むべし。
- B 轉住、歸國届、當領在留者にして轉住したる場合には直ちに其旨當館に届出ら

れたく又歸國の場合には其一時的たると永久的たるとを問はず歸國届を提出せらるべし。

- C 出生届、當領在留者間に出生ありたる場合には出生後十四日以内に別紙書式甲號に従ひ當館に出生届同文二通提出すべし。
- D 私生子認知届、當領在留者にして私生子を認知せんとする場合には別紙書式乙號に従ひ當館に私生子認知届同文三通提出すべし。
- E 婚姻届、當領在留者間に婚姻ありたる場合には別紙書式丙號に従ひ婚姻届同文三通當館に提出すべし。
- F 死亡届、當領在留者間に死亡ありたる場合には届出義務者が死亡の事實を知りたる日より七日内に別紙書式丁號に従ひ死亡届同文二通を作成し之に醫師診斷書若くは檢案書又は警察官の檢視調書の謄本を添付して當館に届出づると同時に當該和蘭地方官憲にも必ず其旨届出で且日蘭領事條約第十二條に據り同地方戶籍官吏の發給したる死亡證明書謄本を當館に送付する様依頼せらるべし。
- G 諸届書認め方其他注意事項、總て戶籍法に據る諸届書には略字又は符號を用

ゐず字畫明瞭なることを要し年月日を記載するには一二三十の文字を用ゐずして壹貳參拾の字を用ふことを要す文字は之を改竄することを得ず。

當館に提出したる前記戸籍に關する諸届書は外務省を經由して當該届出人の本籍地市町村役場に回送せらるゝものなれば當館に右届出をなしたるものは更に其本籍地市町村役場に届出するの必要なきものとす是等戸籍に關する諸届は戸籍法上必ずしも當館を經由するの必要なきものにして各届出人に於て直接其本籍地市町村役場に送付するも差支なく但し右の場合には當館に對しては其旨を付記し同種の届一通を提出すべし當館に於ては事務簡捷上在留者の可成此の方法を採られんことを希望す。

在留證明願其他の證明願は二通宛提出すべし。

十三、旅券の事

外國旅券は自分證明其他の場合に於て最も必要なものたるに拘はらず本邦出發前海外旅券の下附を受けず當領到着後和蘭官憲より旅券の閲覽を要求せられしを得ず當館に旅券下附を出願するものあるも右は取締上甚だ不都合の次第に付き向後は渡航前必ず之を受領せらるべく然らざる者に對しては當館に於て旅券下附を

拒否することあるべし旅券の下附を請ふ者は書面に姓名、本籍、族稱、生年月日、職業、旅行地名、旅行の目的を認め之に戸籍謄本を添付し出願すべし。

旅券を紛失又は發見したる場合は其旨直に届出べし。

十四、徴兵猶豫の事

徴兵令第二十三條第二項により當領内に在留する徴兵適齡者は本人の願により徴集を猶豫せらるべきも右出願には徴兵事務條例第五十五條により本領事より在留の證明を受け之を徴兵猶豫願に添付し町村長の奥書證印を得たる上毎年四月十五日迄に當該聯隊區徴兵官に提出すべきものなり。

徴兵猶豫願出に要する在留證明書は其歳一月一日以後現住者に發給す即ち一月一日以前の日付に係る證明願書に對しては證明を與へざるべし該證明は前記在留を提出したる者にて且旅券を有する者に對してのみ發給し右届を怠り若くは旅券を有せざるものに對しては其證明を拒否することあるべし。

十五、手数料の事

各種の證明旅券交附其他に關する手数料左の如し。

在留證明 一盾二十五仙

出生證明 一盾二十五仙
 死亡證明 一盾二十五仙
 旅券交附 二盾五十仙
 旅券查證 一盾二十五仙
 營業證明 二盾五十仙
 輸入證明 一盾二十五仙

右手數料は證明申請若くは旅券下附出願と同時に送金ありたく手数料を受理せざる間は證明書若くは旅券を發給せず。

書式甲號

出生届 (本籍、族稱、職業)

父 (氏) 名 (名)
 母 (氏) 名 (名)

出生子 (男女の別即長男或は二女)

右出生子の名何年何月何日何時何分何市何町何番地に於て出生候間此段及御届候也

何年何月何日

(父・氏) 名 (名)
 生年月日

在バタビヤ帝國領事何某殿

注意!!! 尙私生子出生届に關しては母之を爲すことを要するを以て右書式中父の氏名を錯除し母の名に於て届出ずべし。

書式乙號

私生子認知届 (本籍、族稱、職業)

母 (氏) 名 (名)
 私生子(男若くは女) (名)
 生年月日

右私生子認知候間此段及御届候也

何年何月何日

領事館及諸團體

(本籍族稱、職業)

認 知 者

(氏

名)印

生年月日

在バタビヤ帝國領事何某殿

書式丙號

婚 姻 届

本籍、族稱、職業

夫

(氏

名

生年月日

本籍、族稱、

右父

(氏

名

右母

(名)

本籍、族稱、職業

妻

(氏

名

生年月日

本籍、族稱

右父

(氏

名

右母

(名)

右婚姻候間此段及御届候也

何年何月何日

(夫の氏名)印

(妻の氏名)印

在バタビヤ帝國領事何某殿

書式丁號

死 亡 届

本籍、族稱、職業、戸主、氏名及戸主との續柄

死 亡 者

(氏

名

生年月日

右死亡者の名何年何月何日何時何分何市何町何番地に於て死亡候間別紙醫師の
診断書相添此段及御届候也

領事館及諸團體

何年何月何日

戸主又は同居者

(氏)

名

生年月日

在バタビヤ帝國領事何某殿

十一 香港日本俱樂部

同俱樂部の創業は十年前にして現在の役員及規則は左の如し。

委員長 (郵船支店長) 楠本武俊

維持會員 各會社、銀行十四名を評議員とす。

常務委員 會計 (郵船) 島雄三

圖書係 (正金) 赤崎盛助

調度係 (三井) 明字律太郎

庶務係 (同) 岡大四郎

遊戯係 (大阪商船) 大橋久一郎

通常會員 (現在) 百三十二名。

日本俱樂部規則

○總則

第一條 本團體を日本俱樂部と稱す

第二條 本俱樂部は在留本邦人の社交機關にして共同利益を増進し交誼を厚うするを以て目的とす

○會員

第三條 本俱樂部員を分ち名譽會員、會友、通常會員、特別會員、及び臨時會員とす

第四條 名譽會員及會友は本俱樂部の爲めに功勞有りたるものにして委員會の推薦したるもの

第五條 通常會員は香港在留の日本人有志者にして規定の會費を納むるもの

第六條 特別會員は香港に定住せざる有志者にして規定の會費を納むるもの

第七條 臨時會員は一時香港に滞留するものにして相當の寄附を爲すもの

第八條 入會せんとするものは會員の紹介を以て委員會に申込みべし委員會は全員一致の場合に限り入會を承認す此の場合に於ては入會者は規定の入會金を納むべし

但し第四條の場合には此の限りに非ず

第九條 退會せんとするものは其旨を委員長に届け出づべし

第十條 本俱樂部の目的を妨害し又は會員の體面を毀損する行爲有るものは委員會の決議を以て之れを除名す

○役員

第十一條 本俱樂部の維持費として相當の金額を寄附する團體の代表者を以て委員とし其数を十三名とす

但し委員會は必要に應じ其数を増減する事を得外に委員五名を置き總會に於て之れを選擧し其任期を一ケ年とす

第十二條 委員は本俱樂部の事務を處理するの外其目的を達する爲め必要なる方法を講じ又は細則を定む

第十三條 委員は互選に依り委員長一名、會計係一名、庶務係二名を定む

第十四條 委員長は本俱樂部の事務を總理し委員會及總會の議長となり且外部に對し本俱樂部を代表す委員長は毎月一回委員會を

領事館及諸團體

招集すべし

第十五條 會計係は本俱樂部の會計を掌り金錢の收支をなすものとす
第十六條 庶務係は本俱樂部の事務にして第十五條以外の一切の事務を處辨し物品を管理するものとす

○會計事務

第十七條 會計報告は毎年三月及九月の二回に之れをなすべし

第十八條 會員は何時にても本俱樂部の帳簿を閲覧する事を得

第十九條 委員長の承認を得ずして經費を支出する事を得ず

第二十條 本俱樂部の經費は凡て委員會の同意を得て之れを支出す緊急を要する場合は臨時の支出を爲す事を得
但し事後承諾を得る事を要す

○總會

第廿一條 本俱樂部は毎年三月總會を開き委員の改選及諸般の報告をなす

第廿二條 會員は十名以上の賛成者を得て臨時總會の開會を請求する事を得
但提出すべき事項は開會の請求と同時に豫め委員長に通告し委員長は其事項を各會員に通知し十日以内に總會を招集すべし

第廿三條 臨時總會に於ては提議事項以外の事項を議する事を得ず

第廿四條 總會の成立は會員三分の二以上の出席を要す
但代理權の委任を妨げず

第廿五條 總て決議は出席者の過半数を以て之れを行ふ
但特別の規定ある場合は此の限りに非ず

○雜 則

第廿六條 本俱樂部の會員にして會員以外のものを本俱樂部に同伴したる場合に於ては其會員は備付けある帳簿に自己及同伴者の氏名を記入し本俱樂部内に於ける同伴者の行爲に對し一切の責任を負擔すべし
但し香港在留の人を叩りに同伴すべからず

第廿七條 此の規則を改正せんとするときは會員三分の二以上の同意を要す

第二抄 各國銀行會社名錄

第一章 在星架坡各國銀行會社

一 在星架坡各國領事館所在

國 別	領 事	所 在
合 衆 國	E. S. Cunningham	5.9. 61 駐アルケード
ベ ル ギ ー	Max Tranb	ベネチアソフコンパニー
プ ラ ジ ル	C. L. D. Dreier.	3-A. マラッカストリート
支 那	Hoo Wei Yen	イーストアジアカツク會社
デ ン マ ーク	A. Hvalsoe	3. デ. アルナーダストカート.
プ ラ ソ ン ス	Comte R. de Bondy Riario.	オーチャード
イ タ リ ー	Carlo Ambrosoli	7. チャソアレー

各國銀行會社名錄

日本 Minoru Fuji (藤井實) 3. オーチャヤロード

電話 館舎 986.

舎宅 835.

ニージーランド H. Spakler 6. A. ラフォルス埠頭

ノルウエー E. D. Herwan. ホームステッドコンパニー

(18. コレヤー埠頭)

ポルチガル George d'Almeida 臺灣銀行二階

(100. ロビゾンロード)

ロシア N. A. Rorpopoff 8. セイントトーマスウオーク

シヤム A. Hood Begg. 7. バックリーロード

スエーデン E. L. Tomlin アダムフレキルヒラレ会社

(15. コレヤー埠頭)

II. 監査の略

稱 名 居 所 支配人若監督人名

Chinese Commercial Bank. 64. Kling street. ゴー、ケエ、キアソ、

(中華商業銀行)

Hongkong Shanghai Banking Corporation 本店、香港

ration (香港上海銀行組合) 支店、Collyer Quay. ゼー、シー、ビー、ター、

International Banking Corporation. 本店、ニューヨーク、 ダブルユー、グレイ、

(国際銀行組合) 支店、1. Prince st.

The Merchantil Bank of India. 本店、ロンドン、 アルデー、ヤソグ、

(印度商業銀行)

Netherland Handel Maatschappij. 本店、アムステルダム チー、ゼー、ハウトウア、

(ニージーランド商業組合) 支店、1. 2. Ceoil street.

Netherlands India Commercial Bank. 本店、アムステルダム、 デー、イツチ、セウニセン、

(印新商業銀行) 支店、193. Ceoil street.

Riuse Asiatic Bank. 本店、ボルネオ社内

(露西亞銀行)
 The Bank of Taiwan, Ltd. 本店、臺灣
 支店、100, Robinson road. 瀧田傳吉
 (臺灣銀行)

川汽船會社の船

Peninsular and Oriental Steamship 本社、Collyer Quay. エツチ、ダブルユ一
 Navigation Co. (ペニンヌラー、 波止場、Keppel Harbour. バックランド
 オリエンタル、汽船會社)
 Compagnie des Messageries Maritimes 5, 6, Collyer Quay. デエー、ヂ、コーチイス、
 Straits Steamship Co. Ltd. 4, Raffles Quay. デーケー、リパーベル、
 (スツレート汽船會社)
 The Ho Hong Steamship Co. Ltd. 61, Kling street. ラー、キム、ヤン、
 (ホ、ホン、汽船會社)

回線船客水先會社

Singapore Pilot Association. ダンチョンバカ、 水先案内者、
 (新嘉坡水先案内組合) 第一波止場、 アレキサソダースノー

他九名

中華生命保險會社の船

The China Mutual Life Insurance Co. 本店、上海、 エス、ビー、ネール、
 (支那共同生命保險會社) 當支店、2, Finlayson Green.
 Commercial Union Assurance Co. Ltd. 本店、24, London.
 (聯合商業保險會社) 新支店、ロビンソント ダブルユ一、エー、シムス、
 The Great Eastern Life Assurance Wincheste House, ジー、エー、デリツク、
 Co. Ltd. (大東洋生命保險會社) Collyer Quay.
 The Manufactures Life Insurance Co. 本店、Toronto, Canada.
 (マニコハクチュア一生命保險會社) 新支店、7, Battery, Road. エフ、エス、エバンス、
 North China Insurance Co. Ltd. 新支店、1, Finlayson Green. エー、エツチ、ターナー、
 (北支那保險會社) 本店、上海、
 The Shanghai Life Insurance Co. Ltd. 本店、上海、 專務取締役
 (上海生命保險會社) 新支店、The Arcade Singapore. アル、エツチ、パーカー

South British Insurance Co. Ltd. 新支店, 1. Finlayson, Green. デー、ジエー、ホーツ、
 (サウスブリタニッシュ保険會社)
 Standard Life Assurance Co. 本 店、エジンバラ、
 (スタンダード生命保險會社) 新支店, 15. Collyer Quay. エー、シー、カツター、
 Sun Life Assurance Co of Canada. 本 店、カナダ
 (カナダ、サン、生命保險會社) 新支店, 6-C. Battery Rd. エス、セイー、ホーク
 Union Assurance Society of Cantog. 本 店、香 港、 シー、ダブルユー、
 (カンントン聯合保險組合) 新支店, 6. Collyer Quay. ダービシヤー、

大 株 權 會 社 の 輪

(Kinta) Ampang Tin Mining Co. Ltd. Winchester House, シー、エベリツト、他三人、
 (キンダ、錫、鑛山公司) Collyer Quay. シー、エー、デリツク、
 The Belat Tin Mining Co. Ltd. Greohann House, エー、デー、アラレ、
 (ベラツ、錫、鑛山會社) Battery Road. チヤス、エークラーク、
 The Ramb Australia Gold Mining Co. 本 店、Queen street. アン、ド、リン
 (ラン、オーストラリア金探掘會社)

The Royal Johore Tin Mining Co. 本 店、新 嘉 坡 シー、エー、デリツク、
 Ltd. (ジョホール錫探掘會社) ジエー、ロバートソン、
 The Simpang Valley Hydraulic 新支店、Winchester House, デー、セエー、ガロウエー
 Mines, Ltd. Collyer Quay. 他、六人、
 The Strait & General Development Greohann House, デリツク會社
 Co. Ltd. (ストリート、アット、ゼネラ Battery road.
 ルラペロゾメント商會)

大 株 權 公 司 の 輪

Abdoollahay s. J. Najimee, 130 Arab street. Abdoollahoy
 (アブトアラビー) shaik Jaffeyie
 (輸出輸入) Najimee.
 Adamson, Gillilan & Co. Ltd. 15. Collyer Quay. サ、ラム、アダムソン、
 (アダムソン、ギルヒラソン會社) Adis and Egehiel. (仲買) 3. Finlayson st. イス、イス、アデイス、
 (アデイスアソシエツターズ) (アデイスアソシエツターズ)

Hadjee Alee (ハジアレー)	50. Bussorah st.	ハヂイ、アレー
Alsagoff & Co.	12. Battery Road.	サイド、オマー、アルサコフ
(アルサコフ會社)		
Ambrosoli, Stoppani & Co.	本店 Italy (伊國)	カロー、アルドロック、
(アルドロック、ストパニ會社)	新支店, 7. 4 8. Change Alley.	
The Anglo-Saxon Petroleum Co. Ltd.	Winchester House,	アソフクリク、アグニエー
(アソグロ、サクソン石油會社)	Collyer Quay.	
Angullia, M. S. E. & Co.	1. Robinson r'd.	エー、エム、エス、
(アソグリア、エム、エス、イー會社)		アソクリク
Planting Company (P. 698)		
The Asiatic Petroleum Co.	Winchester, House.	アソフクリエー、
(アジア石油會社)	Collyer Quay.	アグニエー、
Barker & Kengchun.	15. Battery Road.	アーカー、バーカー、
(バーカーケンチュン會社)		
Barlow & Co.	5 D' Almeida street.	イー、アレスメル、

(バロー會社)		
Bartholomense, F. A. & Co.	8, The Arcade.	エフ、エー、バースロメーズ
(バースロメーズ會社)		
(茶及材料商)		
Borneo Company, Limited.	1. Finlayson Green.	セイ、ジョンニストン、
(ボルネオ會社)	本店, ロンドン	ビー、ヂー、エームソン、
Borneo Sumatora Trading Co.	58. 60. 62. & 64.	フバート、ブライス、
(ボルネオ、スマトラ貿易會社)	The Alcade.	
Boustead & Co.	18. Collyer Quay.	ブー、カー、ヤング
(ボースタード會社)		
British-American Tobacco Co.	52. 53. 54.	シー、イー、ヂー、
(ブリタニヤ、アメリカン煙草會社)	Robinson Road.	ウハーリー、
The Cairo Tobacco Manufactory.	No. C. High street.	Zacharia Patlana.
(カイロ煙草製造會社)		
Coldback, Macgregor & Co.	21 2 & 2-1.	ケー、エー、スライソン、

(コルベツク、メーグレンツク會社)	Raffles Quay	
(酒類及精酒)		
Derrick & Co. (デリツク商會)	Greoham House	ジイ、エー、デリツク
(會計検査)	Battery Road.	
Down & Co. (ダウン商會)	43. 45. 47. The Arcade.	ブイ、ビー、ダウン
(會計、會計検査及書記)		
The Dunlop Rubber Co.	48. Robinson Rd.	トーマス、
(ダンロップ護謨會社)		
(宮内省御用)		
The East Asiatic Co. Ltd.	3. D' Almelda street.	エー、Hvalsoe.
(東アジア會社)		
(船主、土地取次)		
The East India Trading Co.	37. Robinson Road.	ラー、グラー、チヨウ、
(東印度貿易會社)		
(船舶、取次、貿易)		

The Eastern Export & Import Co.	179. Telok, Ayer street.	ジヨウ、ロバートソン、
(東洋貿易商會)		
Tramroz & Co. (ツラムロツク商會)	87. & 88. Cecil st.	ビー、エム、フラムロズ
(炭酸水製造業)		
Julian Frankel Furniture Co.	Opposit Government House.	ジュリアン、フランクフル
(ジュリアン、フランクフル家具商會)		
Central Engine Work. Ltd.	I.場、55. Victoria st.	ゼエー、エー、ハミルトン、
(中央機械製造會社)	本社、6-A. to 6-E. Battery road.	
Cheng & Co. (チェン公司)	22. High street.	タン、タン、アン、
(酒類其他諸道具類)		
Cheng Guan Heng & Co.	2. North Boat Quay.	シー、ペ、シー、
(チェン、ガレ、ヘン公司)		
(護謨類販賣)		
E. Cheong. (イー、チヨウ公司)	111. South Bridge road.	ホー、シー、コーン、
(卸、小賣商)		

- Ching Keng Lee & Co. 3. Raffles Place. コー、チョン、セン、
- (チョン、ケン、リー公司)
- (セリ賣併、土地取次、)
- Chin Huat Hin Oil Trading Co. 246. South Bridge Road. Seah. Peck Seah.
- (チョン、ハ、ヒン石油公司)
- K. A. J. Chotirmali & Co. 51. 52. High street. assornall Chotirmall.
- (チヨクサーマル商會)
- (寶石併類)
- Chow Kit & Co. (問屋) 31. Robinson Road. Loke Chow-Kit.
- (チヨウ、キ公司)
- Conleher and Hak Heng. 1. Raffles Place. クー、ハム、ヘン、
- (コール、チヤム、アソド、ハ、ヘン公司)
- (貿易商)
- Fraser & Neave, Ltd. The Alcade, Collyer Quay. タナムユウ、エツチ、
- (フレイザー、アソドニーマン會社) マタクレーヂー、

- (諸印刷、文房具販賣、炭酸水製造)
- Gaggino & Co. 6-A. Bonham st. ジョー、ガギノ、
- (商 具 商) 倉庫、25. Robinson rd. タナムユウ、ジョー、
- (Garvia, W. J. (ガーシア商會)、 219 Orchard r'd. カーシア、
- (諸樂器販賣) 23. Raffles Place. タナムユウ、エム
- Garnier, Quelch & Co. 及 91 11. 13. The Alcade. シム(Sime)
- (ガーナー、クエルチ商會)
- (酒類酒精類販賣) 4, 及 5-2, Beach r'd. ナ、ヒン、セン、
- Gasolene Light & Cycle Co. 4, 及 5-2, Beach r'd. ナ、ヒン、セン、
- (ガスリン燈及自転車商會)
- Gian Bee Ann & Co. 8 Robinson R'd. Wee Siew Ghee.
- (ギヤン、ビー、アソ公司)
- (船具其他護防水器販賣)
- Goslini & Co. (ガスリン會社) 33. Robinson Road. テー、イム、ガスリン、
- (運 送 業) 26, 27. Japan st.

- H. & W. Greer Ltd.(グリーナー商會) 43. Robinson r'd. トーマス Sibary.
- (輸出、輸入商)
- Chop Guan Joo & Co. 10. Malacca street. リー、クン、ヒー、
- (チヨフ、カン、ジヨーカー公司)
- Guan Kiat & Co.(ガンキイ公司) 37. Phillip street, ラー、ガン、キイ、
- (船具販賣、輸出輸入)
- Guston M.(ガストン、エム) 8. Prince street. エム、ガストン、
- (株式仲買)
- Hameed, N.(ハミード、エヌ商會) A. B. C. Code, 5th edition. エヌ、ハミード、
- (船 具 商)
- Hean Store(ヘーンストアー商會), N. High st. チュー、クン、ホ
- (酒精類販賣高等食料品輸入)
- Heng Hin & Co.(ヘン、ヒン商會), 12. Market st. クン、スーン、ラー、
- (酒精類輸出輸入)
- Ho Chong Seck & Co. Ltd.

- (ホ、チヨン、モ商會) 26. The Alcade. タン、チュー、ヤン、
- (現物及株式仲買)
- Ho Ho Biscuit Factory, Ltd. 25. 41. Chin Swee R'd. コー、ケ、キヤム、
- (ホ、ホ、ビスケット製造會社) 及、25-2. Boat Quay. クム、ベム、シヤン、
- Ho Hong Oil and Rice Mills. 1001. North Bridge rd. クム、ベム、シヤン、
- (ホ、ホン、製油、製米公司)
- Hooglandt & Co.(ホラント商會) 20. Collyer Quay. ガラヌー、エツチ、
- (問 屋) Diethelm.
- Huttenbach Bros & Co. ハツタンバ 13. Collyer Quay. オーガスト、ハツタンバ、
- (問 屋)
- The Indo Malay Co.(印島會社) 7. Prince st. エー、ゼー、ハーグソン、
- International Tradin Co. 36, 38. The Alcade. エフ、シー、ウイタリンダ
- (國際貿易商會) アムスター、ロンダ、
- Jitta & Co(ジッタ商會) 311. North Bridge ショー、シユー、キン、

(印刷、石版、文房具、ゴム印製造)	road.	
Katz Brothers, Ltd.	8-15 ^{ラッフェス} Raffles Place.	ルイス、カフ、
(カフ兄弟公司)		
Kay Song & Co. (ケーセン公司)	5. Malacca st.	ケー、セン、
(仲 買)		
Chap Kee Sing Chan.	40. South Bridge road.	Ug. Hong. Thye.
(チヤン、キー、シン、チヤン公司)		
(船具併茶販賣)		
Kelly and Walsh, Limited.	32. Raffles Place.	ケールター、キンズ、
(ケレー、ワツシ商會)		
(書籍、文房具)		
Kiam Kiat & Co. (キヤン、キヤ公司)	108 & 109. Market st.	キム、スエー、ガン、
(船具類販賣)		
Kin Hin & Co. (キン、ヒン公司)	13. Kling street.	リン、チ、シヨン、
(酒類販賣其他種々輸入)		

Lamb. T. N. & Co. (ラム、テ、エム會社)	1, Raffles Place.	トーマス、エム、ラム、
(輸出輸入業)		
John Little & Co. Ltd.	Raffles Square.	ジョン、スカラー、
(ジョン、リッソナル商會)		
(酒類、食料品、文房具、書籍、時計)		
(其他一切ノ日用品販賣)		
Low Cheng Yee Bros Co.	1. Lorong Telok.	ロー、チエン、イー
(ロ、チエン、イー、兄弟公司)		
(護 謨 販 賣 業)		
Lukmanji A. H. & Co.	6. Robinson r'd.	Abdul Hussen Lukmanji.
(ラクマンジ商會)		
(問 屋)		
M. S. Martin & Co.	5. Robinson r'd.	エム、エス、マーチソン、
(エム、エス、マーチソン商會)		
(輸出輸入商)		

- Mc Anliffe Davis & Hope. 7. Boat Quay. リンカー、トーマス、
Mc Anliffe.
- (特許會計) 23-1 Raffles Place. ハコールド、
エー、ジョーンス
- Moutrie, S. & Co.(モートリー商會) (樂器一式) エー、ダグルユエ
- 197 Pasir Panjang. シエー、デスタッド
- Nederlandsche Gutta Percha Maatschappij. (ニサートラントポム商會) バン、デスタッド
- Nestle and Anglo-Swiss Condensed Milk Co. (ネッスル、アソフ、アソフ) 本店、エー、リオタード、
ホット、
ロ、スイス、コンデンスミルク會社) 本店、ロソボン 星支店、エッチ、エム、
クエアー、
- The New Singapore Distilled Water Ice 98. Sungai & Larut Road. Factory. (新嘉坡氷製公司) シエー、デー、Mijer
- Ong Sam Leong & Co. 29. South Canal road. オン、サン、リヨン、
- (オン、サン、リヨン公司) 煉瓦材木商

- Pacific Trading Company. Ltd. 40. The Alcade. シー、シー、ホーリソグ、
- (太平洋貿易會社) 22. Raffles Place. ロイド、
バザリツシソグ會社、
- Periera & Co. (ペリアラ商會) (貿易商) シエー、ライ、ロイド、
- Powell & Co. (ポワエル商會) 競賣、評價、土地仲買、 18. Raffles Place. シエー、ホイートレー、
- RAVENSWAY & Co. (ラベンスウエー商會) (石碑、請負) 187. Orchard rd. シエー、ホイートレー、
- Ribeiro, C. A. & Co. Ltd. 6. 7. Raffles Place. シエー、エー、リベロ、
- (リベイロ、シー、エー、商會) (文房具一切) 1. 2. 及 3. Change Alley. シエー、バードマン、
- Rigold, Belgmann & Co. (リユールド、バードマン會社) (問屋) エス、アル、ロビンソン
- Borneo & Co. (ボルネオ會社) Raffles Place. 1144

(運動具、呉服類、其他字具一式)

Robinson Piano Co.

33 "

ダブリュー、

(ロビンソン、ピアノ會社)

ブイ、ロビンソン

(樂器一式販賣、修繕)

Sandilands Buttery & Co.

3. Cooc rd.

本店、ゼームス、キング

(ランズイランド、バター商會)

星支店、シー、イー、クレーグ

Sime, Darby & Co. Ltd.

97. Robinson r'd.

エス、アラソン、チャール、

(サイム、ダービー會社)

The Singapore Electric

本店、ロンドン

ジエ、エリチ、ガラード、

Tramway. Limited

支店、Maackenzie r'd.

(星嘉坡電燈會社)

Singapore Steam Lunch Co.

32. Winchester House

アレンダス、スノー、

(新嘉坡小蒸汽船會社)

Singapore Sewing Machine Co.

21. Sawford r'd.

ルイス、S. Carr.

(新嘉坡ミシン會社)

及 566. North Bridge r'd.

Standard Oil. Co. of New York.

106 B. Robinsoh r'd.

ルービー、ペーサー、

(紐育スタンダード石油會社)

The Strait Albion Press, Ltd.

20. B. Collyer Quay.

リム、ブロン、ケン、

(スツレートアルビオン新聞)

The Strait Cattle Trading Co.

22. Sungei R'd.

Moonkader Sultan.

(スツレーカツタル、ソレーダイク會社)

(牛 販 賣)

Strait Cycle & Motor Car Co.

15, Battery R'd.

エー、ペーカー、

(ストレート自動車商會)

Strait Ice Company. Ltd.

21. Mirhan R'd.

エス、カズ、他三人、

(ストレート氷製造會社)

The Strait Trading Co. Ltd.

11 Collyer Quay.

ダブリュー

(ストレート貿易會社)

Yap Whatt & Co.

7-A. Princest.

ラー、チェソ、キー

(ヤーワット公司)

K. Sultan Maricar Bros & Co. (サルタン、マリカー兄弟商會) (諸皮革、卸小賣)	88. Market st.	ケー、ムハヤツド、 ムラ、マツカー、
Tan Kah Kee. (タンカ、キー公司) (米 穀 商)	1. River Valley rd.	タン、ケン、ヘン、
The Union Trading Co. (ユニオン貿易商會)	36. Robinson rd.	ユー、クエ、ラアソ、
The United Saw Mills. (聯合鋸材公司)	59. Cecil street.	リム、アソ、ケン、
Vacuum Oil Company. (バ、クーン石油會社)	44. Robinson rd.	ダラヌユー、 ユー、ダラクレー、
Wassiamull, Assomull & Co. (綿類、寶石、磁器其他各種)	56-57. High st. 本店、印 度	ラー、エヌ、アソムル、
Whiteway, Laidlaw & Co. Ltd.	星 嘉 坡	F. Mac Dougall.

(ホワイトラアウエー、レードロー會社) (呉服其他衣類一式)		
The Dr. William's Medicine Co. (ウエリアム賣藥會社)	6. Bonham st Raffles Place.	エフ、クラー、
Woi Fung Sheong Tim. (ウ、フアン、シエソ、チン會社) (酒類、其他食料品文房具販賣) (歐、支、賣藥輸入)	187. South Bridge road.	ル、ラー、チヨー、

第二章 在彼南各國銀行會社

I' 彼南各國の會社

Penang Chamber of Commerce (彼南商業會議所)	1. Downing st.	議長、ジョン、ミケル、
Penang Chinese Chamber of Commerce. 各 國 銀 行 會 社 名 録	彼 南	Quah Beng Kee 二六九

(彼南支那人商業會議所)

Penang Chamber of Commerce Rubber

コー、ペンキー、
John Mitchell

Association. (彼南商業會議護護組合)

Fire Insurance Association of Penang. 1. Dowling st.

エツチ、エム、ピル、

(彼南火災保險會社)

Penang Pilot Association

Government building

(彼南水先案内組合)

II 銀行の類

Chartered Bank of India, Australia & China (印濠支特許銀行)

彼南

ダブルユー、ジー、ピーター

Hongkong and Shanghai Banking Corporation (上海、香港銀行組合)

彼南

エツチ、ピー、Pike,

The Mercantile Bank of India. Ltd.

Dowling street.

ジエー、ビー、クリッチトン

(印度商業銀行)

本店、ロンボン

Orighton.

Nederlandsche Handel Maatschappij

9. Beach st.

ダブルユー、ワー、ドク、

(ニューゼーランド貿易組合)

III 埋物店の類 (A.B.C.順)

Abraham, A & Co.

23. Market st.

エー、アブラハム

(アブラハムエー商會)

(卸問屋、時計、及附屬品一式)

(靴類輸入)

Adamson, Gillhans & Co. Ltd.

7. Dowling street.

エツ、エー、ロー、

(アダムソン、キルヒリアン商會)

本店、ロンボン

エヌ、キルヒ、ラン、

Aljuid. S. A. & Co. 問屋

101. Chulia st.

エヌエー、アルジュエニツド

Anthony A. Ac. Co. (アソトエー商會)

9. Beach st.

ジエー、エム、アソトエー

(株式、土地賣買)

The Asiatic Petroleum Co.

1. Weld Quay.

ジョー、シー、クラーク、

(東洋石油會社)

Barker, F. W. & Co. (パーカー商會)

Dowling street.

ダブルユー、

(會計代書)

ローカー、ケム、

Behn, Meyer & Co. Ltd.	3. Weld Quay.	ベシ、メーヤー、
(ベシ、メーヤー商會)	5. Weld Quay.	エム、ツカローク、
Behr & Co.	本店、ロンドン	S. Behr.
Boustead Co. (キースタート商會)	1. Weld Quay.	ブースター、ヤング、
Childbeck, Megregor & Co.	1. Bishop st.	グー、エー、フライグン
(カルトベツク、マグリッカー商會)	本店、ロンドン	
"Cash Chemi. sts"	52. 54, Beach st.	ノルマン、ブライイト、
(藥品卸小賣)		
(キヤツシ、ケミスト商會)		
The Ceylon Trading Co.	38. 40. Burmah	バシイ、モハメット、
(セイロン貿易會社)		
Cheng Iaw & Co.	49. 49A. 及 49B. Maxwell rd.	リム、チエソ、ロム、
(チエソロー商會)		
(精米業)		
Ohn Seng & Co. (チン、セン商會)	Farguhar st.	チー、シー、アベートム、

(自動車貸)

The Criterion Press, Ltd.	59, Beach st.	リム、セー、キー、
(クリテリオン新聞舎)		
Allen Denny & Co.	7, Union st.	
(アレン、デンニー商會)		
(保険、土地賣買)		
The Eastern and Pacific Trading Co. Ltd.	馬來聯邦鐵道會社内	Svent Agerholm.
The Eastern Shipping Co.	F. M. S. R. W. Building,	
Eastern Smelting Co. Ltd.	41. 43. Beach st.	グエー、ベー、キー、
(東洋鑛業會社)	本店、ロンドン	
The Eastern Trading Company.	支店、Penang.	ビー、イー、ロム、
(東洋貿易會社)	35. Pitt street.	チー、ビー、チヨン、
The Federal Rubber Stamp Co.	41. Bishop street.	フオー、フ、チエン、
(聯合護謄印會社)		

- (文房具卸小賣) Goon Yen & Friends. 30. 32. Beach st. トーイ、ゾーン、エン、
- (ゾーン、エン、アソド、アソド商會) (酒精類販賣、諸雜貨輸入) Guan Tin Hoe & Co. 227. 229. 231. Beach st. オン、ホ、ペン、
- (オン、ライオン、ホー公司) (輸入商) Guthrie & Co, Ltd. (ガスリ一商會) 4. Weld Quay サー、シヨソ、アソダ一ソソ
- Hibbert, Woodroff & Co. Ltd. 3. Union st. エツチ、アル、
- (酒、及アルコーン類販賣) Hug & Co. (ハツタ公司) 6-4. Beach st. シヨソ、バク、
- Huttenbach, Liebert & Co. 29. Beach rd. オークスト、Huttenbach
- (ハツチンバツタリバート商會) Ismail & Rabeen 11. Fargu Har street.
- (イスマール、ラヘーン商會)

(寶石類販賣)

- Katz Brothers, Ltd. 33. Beach st. エツチ、Wough.
- (カツ兄弟商會) Kennedy & Co. (ケネズイ一商會) Government building, エム、ケ一、
- (株式仲買) Downing st. フエツトロツク、
- Marijin & Co. (マルチン商會) 35. Beach st. エム、ゴールズン、バーク、
- Mohamed Nain Maricar K, S.A & Co. 68. Chulia st. デイ、エム、エヌ、
- (問屋) Penang Gazette Press, Ltd. 4-C. Berch st. ヲツカー、ムト一、
- (ペーナン、ガゼット新聞社) Pritchard & Co. (プリッチャード會社) 15. Beach st. and Union st. シイ一、エーチ、
- (紳士、淑女用衣類、家具類、其他酒類一式) Ribeiro, C. A. & Co. Ltd. 51. Beach st. and at Singapore. エツチ、リツカード、
- (印刷、文房具類販賣) (リベロー一商會)

Robinson Piano Co. Ltd. (諸樂器販賣修繕)	Penang (彼南)	ダブルユール、ホーナム、 ロビンソン、
(ロビンソンピアノ商會)		
Sandilands, Battery & Co. (サンデラズンバタリー商會)	29. Beach st.	ユール、ケール、バツタケール、
Seller, Murray & Co. (セラール、マレー商會)	Union st.	ユール、ユム、セラール、
Sin Pau Guan (シンパウカン商會) (採鑛、護謄栽培)	73. Beach street.	クムツン、オール、
Slot, G. H. & Co. (スロツト會社)	35-E. Beach st.	ロバート、ヘンドリール、
Standard Oil Company of New York (紐育スタンダード石油會社)	1. 馬來半島鐵道局内	イール、ユール、バツチャー、
The Strait Echo. (スツクエリート、ユール新聞)	59. Beach st.	ハーバート、クエール、ハム、
Tiang Lee & Co. (チヤン、リール、公司)	53. Beach st.	Yeoh Paik Kent.

(輸出輸入商)

Tong Joo & Co. (トウ、ジョール商會) (輸入商、酒類、タバコ)	39. Beach st.	ジョール、ジョール、コソ、
Tuan Chee Bin Syed Abdullah Idd. 寶石、其他金銀細工)	535 H.B. 535-1 Penang rd.	Tuan Chae ジョール、チャー、クネール、
Valvoline & Oil Co. (バルボリン石油會社)	本店、リバプール及紐育	
Whiteaway, Laidlaw & Co. Ltd. (ホワイトワエイ、ロー商會) (呉服、家具一式)	8-A, 8-B, 10. Beach st. 及、12, 14. Bishop st.	

第三章 在スマトラ島各國銀行會社

I. 銀行の略

Chartered Bank of India Australia and China. (日濠支特許銀行)	Medau, Deli	ゼイール、ユール、クロツカツト
---	-------------	-----------------

De Javrsche Bank
Medan
ビー、エフ、バイン、ヂン、
バーク、
エム、ジエム、ラシソク

(ジャバシー銀行)
Nederlandsche Handel Maatschappij
Medan Deli

(ニーザーランド商業銀行)

三 埋込の船

Barmer Export Gesellschaft,
Medan Deli,
タブルユ、ウイタートン
タソ、ホー、ラソ、

Chong Lee & Co.(チヨソリー公司)
Medan Deli,

(貿易商)

Cornfield, W.(コーンフィールド商會)
Medan Deli,
セフ、イー、コーンフィールド

Deli Courant (デリコーラント商會)
” ”
デナムムロース、

ベソノチャツツ

Penang Medan Deli

ワツクス、
コーデシムバーク、

Goldenberg, M. & Co.
72, 64, Kesawan, Medan.

(ゴールドンバーグ商會)
Handel Maatschappij
Medan,
イー、ゴールドン、バーク、

(ハンナル商會)

Huttenbach & Co.(フタツバ商會)
Medan Deli
エツチ、フタツバ、

(卸小賣商)

Kapitan K. Barwajoe & Co.
”
カピタン、ケー、バワジョー、

(カピタン、バワジョー商會)

Hadel Maatschappij Kerkhoff & Co.
”
ヘデル、エツチ、カーキョフ、

()

Langerreis, G. D & Co.
”
ランゲレイス、ラー、ラソカグース

(ランゲラー、ラスカグース商會)

(建築請負)

Mann, J. C.(マン商會)
”
マン、エム、シー、マン、

(牛肉商)

Banking & Trading Corporation.
セエム、セエム、デ、ヒート、

Nadin Ten Cate & Co. Ltd.
Medan, Belawan,
シヤコフ、バン、チ、

(銀行業、土地監督、)

Van Nie & Co. (バニ、ナイ商會)	and Tandjing Balei.	
Slot, G. H. & Co. (スロツト商會)	Medan Deli.	ゼュー、マルクイン、
De Sumatra Post. (スマトラポスト)	Medan Deli.	ゼュー、ハラヤン、
(日 日 新 聞)		
Toe Laer & Co (トールエカー商會)	Amsterdam and Medan Deli	ビー、セイー、トール、ブロー
(輸出輸入商)	113-115, Kesawan.	
Th. Konow Sieberg & Co.	Tandjing Poera, Langkat.	フレキサソグー、
(コナーヌバー商會)		ダラルユー、イー、
(貿易商)		エツチ、ホルスト、
Handel Maatschappij Gunfjel	Tandjong Poera	アムバード、ドラサー
Schumacher.		
(ハンチルマチャペーガセル、スカーカー商會)		

第三抄 日本に於ける南洋取引商名録

(東京の部)

絹、綿織物、樟腦、	京橋區三十間堀三ノ五	會社 萬世貿易商會	代表者 鮫島龜之助
爪卸、貝卸、	日本橋區馬喰町二ノ八	伊藤卸店	伊藤 定次郎
組紐、尾錠			
食料品、罐詰及雜貨、	京橋區銀座二、	菊屋商店	羽田 如雲
賣藥、化粧品、醫療器	神田區錦町一ノ六		
械、衛生材料、藥品		日本賣藥株式會社	社長 山崎嘉太郎
木綿、絹シャツ	日本橋區橋町四ノ一〇	潮谷株式會社	代表者 淺野百藏
及 雜 貨			
賣藥、藥材、寶石、奇石	日本橋區藥研堀町四十三番地	大東大藥房	高木與八郎
絹織物、絹手巾、	日本橋區築地二ノ二八	堀越商會	堀越善十郎
段通、繡物其他			
硝石、工業藥品、肥	京橋區南傳馬町一ノ二二	鈴木商店	鈴木三郎助
料、化粧品、自轉車			

工業藥品、繪具、染料、肥料
日本橋區伊勢町一六
小西安兵衛

品川町大字北品川七一六
東洋製菓株式會社
專務取締役 長谷川長次

絹織物、綿織物、刺繡、其他
品川町大字北品川七一六
高島屋飯田合名會社
代表者 飯田新七

人造肥料、工業藥品
東京府下北豐島郡王子
關東酸曹株式會社
專務取締役 田中榮次郎

メリヤス、器械類、其他雜貨
京橋區南大工町
立石貿易商會
立石佐次郎

菓子類及容器
芝區田町一ノ一二
森永商店
社長 森永太一郎

人力車
淺草區須賀町一
富士屋
西賀藤三郎

刷毛
日本橋區橫山町四
ワイ徳永商會
徳永保之助

一切の輸出入品取扱
日本橋區駿河町一
三井物産株式會社
取締役社長 三井八郎次郎

帽子、玩具、竹、紙、細工、扇子、團扇、絹物、陶器、漆器
日本橋區橫山町一ノ二三
橋本直一商店

日本に於ける南洋取引商名錄

書籍、文房具、西洋雜貨
日本橋區通り三ノ一四
丸善株式會社
專務取締役 小柳津要人

諸機械類、銅鐵、其他金屬製品、織物、ゴム製品其他
京橋區銀座二ノ一〇
米井商會
米井源次郎

雜貨、タワル、綿布、硝子製品、其他一切
京橋區北新堀町一
安宅商會東京出張所

食料品、酒食器類、厨器具、化粧品類、麥酒、鑛泉
京橋區銀座二ノ六
明治屋株式會社
社長 米井源次郎
副社長 磯野長三
支配人 眞崎宮治

鉛筆、家具、各油類、樟腦、沃度、薄荷、アンチモン製品、毛髮等
神田區表神保町二
佐々木商會
佐々木常之介

硝子、鐵物、食料品、雜貨
京橋區銀座三ノ二二
佐野合三

活字及活版印刷機械類
京橋區築地二ノ一七
株式會社 東京築地活版所
社長 野村宗十郎

帽子及雜貨
日本橋區馬喰町一ノ三
吉安商店

香油、香水、其他化粧品
日本橋區橫山町三ノ五
平尾銑也商店

機械製洋紙類

京橋區三十間堀一
富士製紙株式會社
社長 小野 金 六

雜貨、食料品

京橋區銀座三ノ七、八
三 枝 商 會
三枝代三郎

印刷用材料一切

京橋區金六町五
山本榮次郎商店

綿製品、化學藥品、
藥材、花蕊、絹製品等

日本橋區柳町
山井商店 東京支店
支配人 米田 鶴 吉

羽二重、絹手巾、
タオル、綿布、魚油、
豆油、刷毛、其他

麴町區内幸町一ノ三
兼松商店 東京支店
支配人 前田 卯之助

ピアノ、オルガン
グアイオリン

京橋區竹川町一四
日本樂器製造株式會社東京支店
支店長 福 島 銳 雄
支配人 内藤 文 六 郎

寫真器械、石版器械、
材料一切及光學器械、
藥種

日本橋區本町二丁目
淺 沼 商 會
淺 沼 藤 吉

寫真器械、石版器械
及附屬材料一切

小 西 六 右 衛 門

綿 製 品

京橋區南金六町一三
吉 澤 商 店
河 浦 謙 一

葡萄酒、ウイスキー

日本橋區本町二ノ八、九
近藤利兵衛商店

日本に於ける南洋取引商名録

雜 貨

京橋區銀座二丁目
東京貿易株式會社
取締役社長 一 井 保

原動力諸機械、工
業用原料及材料等

京橋區銀座二ノ七
株式會社 大 倉 組
取締役 大倉喜八郎

絹、茶、真田、綿
織物、ガラス器等

京橋區中橋廣小路
野 澤 組
野澤源次郎

真田、袋物、洋傘、
綿縮、花蕊、刷毛、
玩具、其他雜貨

本所區松坂町二ノ七
近 江 屋 商 店
野呂彦太郎

洋傘、及部分
品の製造販賣

東京府下北豐島郡巢鴨村一五五
岡田洋傘製造合資會社
代表者 岡田 甚 次 郎

工業藥品、醫療及
理化學器械、建築
材料等

麴町區有樂町一ノ四
合資會社 笠 井 商 會
主任 笠井精三

罐詰、食料品
メリヤス

京橋區新肴町一三
合資會社 垣 内 商 店
垣内德三郎

建築用建具、
金物、諸器械

日本橋區本石町
合資會社 恒 川 商 店
恒川常吉

諸雜貨、美術品、
絹、木綿類

日本橋區青物町二六
林 商 店
林 善 兵 衛

人力車及附屬品

京橋區銀座四丁目
秋葉大助商店
秋葉大助

陶器、電氣用陶器、
室內裝飾用陶器

京橋區南紺屋町一三
松風陶器會社
東京出張所
主任 松風嘉定

靴、鞆、擊劍道具、
革具類一切

日本橋通り鹽町八
木津商店
木津常吉

玩具

神田區宮本町七
日本玩具製造會社
專務取締役 市場虎之助

製麻、銚網、帆布、
ダック、リンネル製品

京橋區品川町三
帝國製麻株式會社
社長 安田善三郎
常務取締役 土岐 備
支配人 宮内 二朔

人力車

本郷區春木町二丁目
伊東竹三郎

煙花、煙花用藥品材料

淺草區千束町二ノ一二八
玉屋
及川佐藏

南洋貿易

京橋區南新堀町一ノ一四
南洋貿易株式會社
社長 田中九善藏

貿易及產業

京橋區三十間堀二ノ九
南洋經營組合
代表者 西澤吉次

洋傘及材料、絹、
綿織物、並ニ諸雜
貨、輸出業

日本橋區富澤町六番地
電話浪花(長九四一番)
三五九四番)
皆川商店

南洋興業合資會社

目的 南洋貿易及栽培
設立 大正二年一月三十一日
資本金 金五萬圓 出資人員四人

無限責任社員 松本正純

社長 橫井太郎

社員 同 光

社員 松本展

支店 ニューギニヤラバール港 マーシャル群島

中「ジャルート」「ミレー」「アルノ」「マジ

ロ」「アオル」島。

本店 麴町區有樂町一丁目四番地

南洋貿易

日本橋區南茅場町四番地
合名 電話浪花三二二三番
會社 三宅商會

雜貨、化粧品、
藥品、醫療機械

小石川區音羽九ノ六
泰正商店
南洋貿易部

輸出入業

京橋區船松町四番地
日南通商合資會社
社長 丸谷末七

菓子類

京橋區南傳馬町
三河屋 總本店

(大坂の部)

大阪市北區堂島濱通り三丁目

へチマ、貝釦、薄荷
除蟲菊、乾シヨウガ
寒天

長瀬商店

日本茶

同南區順慶町四丁目

生駒吉松

眼鏡

同東區南久寶寺町三丁目

川崎彌助

同南區東關谷

硝子製造、瓦斯器具
金物類

森高和吉

セルロイド櫛
同製品

同東區北久寶寺町堺筋

杉田商店

金屬製及硝子

同東區南本町四丁目

駒井庄太郎

化粧品

同東區上難波南町

松井號

日本茶

同東區内平野町二丁目

先春園

柳行李、竹籠、靴、
竝竹製品

同南區南久太郎町二丁目

葛籠九兵衛

日本茶

同西區北堀江下通り一丁目

笠谷タカ

髪油

大阪市南區鹽町三丁目

木村猶三郎

陶磁器

同西區靱上通り一丁目

富永甚四郎

雜貨、刷子

同西區江戸堀南通り

日和商會

同

同西區靱下通り一丁目

加藤新吉

硝子器

同西區長堀北通り二

三好製瓶所

同

同西區靱上通り一

辻惣兵衛

硝子器

同北區與力町二

山本製瓶所

同

同西區靱下一丁目

貞國元四郎

莫大小

同西區靱下通り三

山本吉商店

同

同西區立賣堀南通り一丁目

稻田政吉

シルケット、及各種糸類

同東區安土町三丁目

井上糸店

セルロイド製品

同東區南久太郎町一

小山定號

硫酸、硝酸、鹽酸、硫酸銅

同東區道修町二

柳原三郎

硝子器、ナブキン、香水
玩具、鉛、タオル、扇子

同南區順慶町二

吉本硝子店

石鹼

同東區十二軒町

春元石鹼店

日本に於ける南洋取引商名録

藥品、醫療器

同東區道修町二 武田長兵衛

同東區南本町二丁目 稻垣合名會社

精製樟腦

同東區道修町二 藤澤商店

同東區南本町二丁目 大阪市西區土佐堀裏町八七 瓦斯糸 絹絲、絹布、シルケット 西松商店

帽子

同東區瓦町三 石田藤商店

同東區東町三丁目

同南區順慶町三丁目 セルロイド製櫛、貝釦、花蕊、タオル、メリヤス 絹布、樟腦、硝子器 乙宗源次郎

綿糸、綿布、メリヤス、タオル、マツチ

伊藤輸出部

同東區道修町三丁目 小西喜兵衛

同東區備後町二

香水、香油、チツク、クリーム、ハミガキ、金子爲次郎

同東區北久寶寺町四丁目 三木樂器店

同東區高麗橋通り三丁目

メリヤス、タオル、雜貨、天然物、芝川合名會社

同東區高麗町五丁目 天產物、綿製品、絹製品、陶磁器、硝子器、安宅商會

同西區靱中通り一 ガラス、帽體、竹材、貝釦 重明舎

同東區南久寶寺町四丁目 大内商店

油類、機械類、絹絲、シルケット 大川商工株式會社

同南區難波反物町一 硝子光球 大井徳次郎

同東區高麗橋四丁目

メリヤス、タオル、硝子光球、革類、釦、毛布、絹手布 島商店

同東區備後町二 日傘、扇子、提灯、玩具、妻楊子 松好嘉兵衛

同東區末吉橋通り二

メリケン粉、肥料、ガラス、綿絲、油類 安部幸兵衛 大阪支店

同西區靱南通り二 特製タオル 倉橋商店

同北區堂島濱通り二

金物、雜貨 林音吉

同東區備後町四丁目 綿織物類 松本鐵次郎

同東區道修町二

醫療器、度量衡、絹帶材料 白井松器械舖

同東區北久寶寺町四丁目 メリヤス 嘉門長藏

藤田組渡邊音吉	ヤンヘンゴム	植林地	シヨホール、ナンヘン	六、七	三、七	一、八	九、九
福田太一	植林地	同	パセルグンデー	二、七	一〇〇	二	一、三
古河虎之助	酒井鶴之助	古河護謨園	スンゲイチラン	四、七	二、〇〇〇	一〇	一、〇〇
速水拾三郎	直	速水ゴム園	コタテング	一、〇〇〇	三〇〇	三	四、九
馬來ゴム	浅田忠順	馬來ゴム公司	ドラカンパンチヤ	一、八〇	三〇〇	五	九、九
飯田富五郎	直	立教ゴム園	カンボン	八	三	三	三、九
城野昌三	直	城野ゴム園	パセルグンデー	〇	〇	二	三、九
勝田小平	直	スンゲイラヤ	スンゲイテラン	四	一〇	四	〇
加藤鉦太郎	直	加藤ゴム園	スンゲীগアントン	五	一〇〇	五	一、八
木村長太郎	直	スリゴム園	スンゲスリマ	三	〇	二	五、九
小山芳松	直	小山ゴム園	パタホロー	三	一〇	三	五、九
小西重吉	西浦	レゴム園	スンゲイチラン	一、〇	五〇〇	五	六、九
森村開作	取締役	南亞ゴム公司	テルクスンゲイ	二、七	一、七	〇	二、九
森村開作	取締役	法華津孝治	パナン	二、〇〇	一、七	七	二、九
三井善吉	直	三井ゴム園	セナイ	一〇〇	一、七	七	二、九
三井男爵	川上精一	スンゲイ	タンシヨンセリンテイ	五、〇	七、〇	七	五、〇
三石彌十郎	池崎林作	三石ゴム園	シヤンタン、シヨホール、カンボン	二、二	〇	一	一、九
奈良崎忠兵衛	西成伍	ラヤゴム園	パトバハ、ラヤ	九、七	〇〇	三	〇
山川龜之助	山川龜之助	パンチヨ	パハチヨ	一、〇〇	〇	三	三、九
中野光三	和義雄	日新ゴム園	シンガホール	一、〇〇	〇	三	一、〇
日新ゴム園	和義雄	日新ゴム園	シンガホール	一、〇〇	〇	三	一、〇
西島安吉	池田輝雄	西島ゴム園	シヨホール、テレクスンゲイ	五、六	一、〇	二	一、八

協會に加入せざる部

長野實義直	マツイゴム園	同	コタテング	二、〇〇〇	一、〇〇〇	四	五、九
南洋ゴム	後藤吉武	南洋ゴム公司	スンゲイテモン	二、〇〇〇	一、〇〇〇	五	六、九
小野景啓直	直	小野ゴム園	スンゲイテラン	一、〇	一〇〇	一	〇
大倉組	長田戎三	大倉ゴム園	ニヨ	一、〇	一〇〇	二	〇
鈴木富三	櫻田益次郎	鈴木ゴム園	スンゲイテラン	二、一〇	一、〇〇〇	七	一、〇
菅原恒覽	菅原清	菅原ゴム園	ブキツトブランガン	〇、八	三、〇	三	〇
葛田顯理直	直	千歳ゴム公司	シンガホール、ピンチヤラ	一、〇	一、〇	二	〇
得丸龜次郎	直	得丸ゴム園	スンゲイスリマ	三、六	二、〇	四	元、九
渡邊知頼	渡邊勝家	渡邊ゴム園	ミンナンヘン	一、二	三〇〇	三	〇
南亞公司	直	南亞ゴム園	パトバパナン	一、〇	一	一	〇
吉田政三	吉田政三	朝日ゴム園	スンゲイスリマ	一、〇	〇	一	〇
石丸山崎	直	愛媛ゴム園	スンゲイテラン	三、三	二、〇	三	〇
吉井信照	吉井信照	吉井ゴム園	サンゲイリダン	九、九	三〇〇	三	八、九

馬來半島及彼南の部

雅名三藏直	雅名ゴム園	カンボン	同	六	五	一	一、九
田尻トキ直	田尻ゴム園	パキパレカンボン	同	六	五	一	一、九
高橋忠平直	高橋ゴム園	シヨホールマシヤンホ	同	五、〇	二〇〇	一	一、九

護謨栽培者

平田木稻、共同	位	セラソール州	同	置	反別	護謨栽培者	位	同	置	反別
秋田又三郎	同	同	同	同	一〇〇	永田カト	同	同	同	一〇〇

岩田、山下	同	一七	小川ヒシ	ニランホスダブ	一〇
高橋音吉	同	八	古賀平太郎	ヘタリンダ	一七
松田三次郎	同	二〇	中村宅市	ハラ州タバ	一八
松田、永田	同	六四〇	市川鐵雄	同	二〇〇
松田、山下	同	一〇五	氷上、村松	同	一五三
井ノ木	同	五〇	木村方正	同	五〇
小川ミネ	同	六	中川三次郎	タイピン	二〇〇
久保田平太郎	同	五〇	原田	同	二〇〇
橋爪	同	五	外不詳	同	二〇〇
杉山延太郎	同	一八	大隅大平	ブランガイ	三〇〇
森川又五郎	同	六〇	高木、木下	ケタラン	一五〇
永田伊勢松	同	一五	栗田立松	スナリン	九〇
立松安五郎	ハラ州ゴモロ	一二	前芝芳太郎	ハラ州△キムダライ	一二五
松永麟五郎	カムタム	六〇	中田、健田	△キムラント	二〇〇
大倉参太郎	△キム、スレンバン	五二	木下彌三郎	△キム、ラサ	三〇〇
久米庄次郎	同	五七	サマラハンゴム園	サマラハン、サラワク	一〇〇〇
松尾、西岡、笠田	△キムラサ	一八七	田中末五郎	ケダ州サンダーパーダ	五〇〇
馬來ゴム公司	同	一〇六七	笠田直吉	スレンバン	二二〇
西田興太郎	同	五〇	小浦フツ	ラサ	二二〇
古賀、原田	同	一九五	本田甚助	スレンバン	五〇
吉兼直次郎	スレンバン	六〇			二二〇

第五抄 實業家信用名鑑

- 一、新嘉坡の部
- 二、馬來半島彼南の部
- 三、スマトラ島の部
- 四、ジャワ島の部
- 五、香港の部

創立 明治十八年
 資本金 貳千貳百萬圓
 本社 東京市麴町區有樂町一丁目一番地
 社長 男爵 近藤 廉平
 副社長 加藤 正義



日本郵船株式會社

使用船總數百艘 噸數四十六萬五千噸

航路

歐洲 航路 二週一回
 米國 航路 二週一回
 濠洲 航路 每月一回
 孟買 航路 二週一回
 右の外内外航路二十數線あり

大正五年十月
 新嘉坡 代理店 バタソン、サイモンス商會
 波南 代理店 パウステツド商會
 馬拉加 代理店 サイム、ダービー商會

實業家信用名鑑



南洋航路

(地 港 寄) (船汽用使)

萬里都里 三、二、三一噸
 北順丸 三、二、八一噸
 旅順丸 四、〇、〇四噸
 每三週一回神戶出帆
 門司、基隆、香港、
 「サマラン」スラバヤ、
 「サマ」復航
 「サマ」セレス島、ボルネオ島
 「サマ」アカフサイ、バリクバマン
 香港、門司、神戸、橫濱、
 橫濱市海岸通四丁目
 合資會社 山形屋回漕店
 門司市東本町二丁目 電話特長四二番
 小栗合資會社 門司支店
 臺灣臺北基隆基隆街 電話特長一三五番、四六五七番
 日本郵船株式會社基隆支店
 香港 市ドック 電話一五六番、三九番
 巴達維亞市 マクレーマン、ワトソン商會
 サマラン市 マックレーマン、ワトソン商會
 スラバヤ市 フレザ、イトン商會
 マカッサル市
 ミツチエル、ステフエンス商會
 バリクバマン市
 バタビヤ 石油會社

三二七

南洋郵船株式會社

(番三四三三橋新話電) 目丁十町挽木區橋京市京東
 店支戶神社會式株船郵洋南

(番七〇四四長局本話電) 目丁三通岸海市戶神
 (番二三五四局本話電)

大倉護謨園

本社 大阪
 植林地 馬來半島ジョホール、ニヨール
 資本金 五拾萬圓(拂込濟)
 支配人 長田戒三
 開拓反別 一千二十九英反
 樹齡 四年半
 仕出地 新嘉坡

本護謨園所在地は地味肥沃にして定例液汁採取期より約一、二年の早採を得且つ鐵道沿線なれば頗る利便なり。

加藤護謨園

植林地 馬來半島ジョホール、スンゲーゼントン
 經營主 加藤鉦太郎
 開拓年號 西曆千九百十年
 開拓反別 五百四十二英反
 仕出地 星架坡

現況
 植附反別二百英反
 液汁採取

大平生命保險株式會社

本邦生命保險界に於ける海外發展の嚆矢なり



大平生命保險株式會社

一、英國の戸主は生命保險を附するを以て戸主の義務なりと信ず
 一、佛國の女子は生命保險に入りたる男子にあらざれば嫁せず
 一、米國の商人は取引限度に相當する生命保險券を銀行に提供す
 本社 東京麹町區内幸町一ノ三

臺灣支部長 岡田榮太郎
 新嘉坡代理店 遠藤隆夫
 No.5-16-17, BEACH ROAD.

一、獨逸の不動産銀行は債務者が借入金額に相當する生命保險を附することを貸金の條件とす
 海外代理店所在地 香港、蘭貢、メーダン、パタビヤ、マダニ、漳州、バンコック、其他海外樞要の地にあり。
 實業家信用名鑑



村上商店

吳服雜貨 村上淺次郎
 食料品

原籍(愛知縣海部郡七寶村) 開業、明治四十三年

尾の平原は由來堅實の人を産す、君は即ち其中京の人也。温乎たる好商人、顧客を遇する頗る懇懃、其營業振りや博利多賣主義也。これ實に堅實なる商法の道たる可らず。
 君がこの堅實の道に向つて努力するものは中京人士の代表的商人たるを失はず。ノースブリッヅザロード 村上商店の名馬來支那人間に至るまで尤も信用厚き實に故なきに非ず。

月見館

新嘉坡元オメデトホテル跡

古本 豊之

(長崎縣南松浦郡富江村)

君は五年前より新嘉坡ノースブリツ
チロート九十八號に於て齒科醫を開
業せしが本年九月之を他に譲りて飯
島サト子の經營にかゝるオメデトホ
テルを引受け之に改良を加へ旅館及
料理業を兼ね専ら君の手にて經營す
るに至れり

活動寫眞
フィルム製造販賣
貨貸並興行 **器械一切の發賣**

ハリマシネマトグラフ

經理者 播磨勝太郎

5-14, BEACH ROAD, SINGAPORE.

電話 壹壹壹六番

電略 HARIMA SINGAPORE.

ハリマホールは氏の創立せる邦人唯一の
活動寫眞館にして星架坡に於ける觀覽場
の一に數へらる尙氏は一保市にも活動常
設館を建設し現今に於ては貸フィルムを専
らとし先に大阪市日本橋通りに支店を開
きヒルムの賃貸を営みたるが其後支店を
東京に移し斯界に勇飛しつゝあり。

實業家信用名鑑

創刊大正三年四月

南洋日日新聞社

No. 50-2, VICTORIA STREET,
SINGAPORE.

經營者 古藤 秀三

古藤氏は元やまと新聞社に在りし
人故曾木氏と共に同社を起し在留
邦人唯一の機關として活躍しつゝ
あり

吳服商

越後屋 高橋 忠平

營業所星架坡明則大道二十三號
越後國柏崎町廣小路千百三十九
番地

堅忍不拔の人にして吳服商として
海峽殖民地方面に於て其名を知ら
るゝと共に尤も信用厚し

醫師 佐藤 有太

No. 25, MIDDLE ROAD,
SINGAPORE.

孟軻曰く、仁者に敵無しと、君は即ち其人歟、毀譽褒貶は君の間ふ處に非ず、人の小紛小情に争ふも君に於ては眼前を過ぐる雲煙のみ、これ君が自己の天職に忠なると公共に心を注ぐ性情ならざる可らず、曾て小學校の創立を發起し同志と共に幾多の障害を排して遂に今日の新嘉坡小學校を起したるの功績は決して没すべからざる也、體豊かにして温乎たる狀貌は君の一般を知るに足る、其刀圭の業に従ふや已に十年の星霜を經

ルービラクサ

釀造元

門司市 帝國麥酒株式會社

特約店 新嘉坡ビーチロード
五ノ十六泰東公司

遠藤隆夫

は芳烈にして苦味薄く他に味ひ難き風味を有す。

ビールの眞味を解するものは此ビールを最上と推獎す。

故にサクラビールは新時代の好飲料なるは言を俟たず。

新嘉坡バツタリロード

支那人方面一手販賣店

アンロツク商會

營業

有名賣藥、化粧品、醫療藥品、工業藥品、齒科器械並材料、醫療器械、各種空瓶、

種目

N.B.K.

印洗濯石鹼卸小賣

N.B.K.

日本賣藥株式會社新嘉坡支店

THE NIPPON BAITYAKU KAIS-

HA LTD,

No. 49-51 NORTH BRIDGE RD,

SINGAPORE.

支配人

竹内 精一

(原籍長野縣小縣郡上田町)

本店 (東京市神田區錦町一丁目六番地)

支店 (關東州大連市浪速町三丁目百十五號地
張新嘉坡小坡火車路第四九號、第五十一號)

出所 (爪哇、スラバヤ、
緬甸、蘭貢、)

創立 (明治三十九年十一月)

支店設置 (明治四十年五月)

實業家信用名鑑

日本齒科醫師
英領海峽殖民地齒科醫師
馬來聯邦州齒科醫師

高木憲太郎

98, NORTH BRIDGE ROAD,
SINGAPORE.

(山口縣長門國豐浦郡勝山村大

字田倉四三)

君は東京高山齒科醫學院 (現今東京齒科醫學專門學校

前身) 卒業後日本齒科醫の泰斗宮内省待醫米國ハーバ

ード大學卒業デントール、メヂチネードクトル伊澤信

平齒科學研究室に於て齒科學及實地に就て研究する處

あり神戸に於て拾數年間マニラに數年間開業せし經歷

を有す、要するに南洋に於ける齒科醫としては尤も造

詣あり

開業三年前

ニ まるに商會

日本美術雜貨
輸出入業

主人 西島 正信

新嘉坡ハイストリート十號

銀行 臺 灣

溫厚勤勉の人にして信用厚し

高等 都ホテル

創業一九〇三年

主人 山田 貞治郎

新嘉坡海岸通り五ノ四

電話 略 MIYAKO

原籍 京都上京區室町
通り二條上ル

資性温健親切の人なり

日本ホテル

主人

林 貞二郎
安 保 鹿 藏

新嘉坡海岸通り五ノ一五

電話 一四四四

銀行 臺 灣

THE NIPPON HOTEL.
No. 5-15. BEACH ROAD,
SINGAPORE.

創業明治四十五年六月

金崎商會

開業三年前

主 金子賀三郎

No. 96, TANK ROAD, SINGAPORE.

(長崎市大浦下町
一千三十五番地)

君は眞摯の人なり。常を守り其業に勵む之を以て君の商舖顧客の繁くして堪ゆるなく隆々として發展を見る而かも其業や南洋に於て尤も好適にして其技に於て又敵なし。

隆弘藥房

賣藥卸小賣 江尻弘一郎

No. 414, NORTH BRIDGE ROAD.

原籍(富山縣富山市南新町)

越中富山は賣藥商として近江の帷子賣りと共に多算敏捷、貨殖の雄者を以て著聞す、君は富山市南新町の人賣藥を以て海外に其志を展べんと邦人の未だ意を拂はざる南洋に魁けしたるが如きは機才の敏なるを證するに足らずや、今や新嘉坡に於て着々として多算的發展の境にあり。

南興護謨栽培所

支配人 渡邊 音吉

君は寛厚の人にして又頗ふる氣概あり、南興護謨園は四千四百英反餘にして今や其幾英反は採汁季に入るに至れるが君が經營の效果大に見るべきものあるに至れり。

實業家信用名鑑

菅原公司

No. 332 NORTH BRIDGE ROAD.

電話 1111111

電略 SUGAHARA, SINGAPORE.

支配人 菅原 通濟

森永製菓株式會社
麒麟麥酒株式會社
日本エレクトリック株式會社
星製藥株式會社
日本製藥株式會社
其他食料雜貨各種

代理店

罐詰食料品吳服雜貨

卸小賣

小山芳松商店

新嘉坡馬來場街二八

銀行臺灣、香港上海

護謨栽培所

小山芳松支部

馬來半島ジョホール洲



醬油醸造元

小山芳松本宅

和歌山縣海原郡日方町

電話特 三三三

創業明治三十五年

三三七

開業四年前

雜貨、食料品
呉服、日用品



商店

小山 徳松

新嘉坡海南街二十二號
(大阪西區京町堀通り
二ノ一)

由來商人なるものは隱忍にして敏捷、機に當り大膽なるを要す、君は正にこれ等の機微を有するものか、其着々として豫期したる打算の向上しつゝある所以のものは、這般の消息を立證するものならざる可らず、而して君が善く公共に志を致すを以ても平凡者流と伍するものならんや

呉服雜貨
卸小賣

● 日本商會

主人 城野昌三

經營人 中野徳男

新嘉坡ノースブリッジロード
四〇一

電話 四八六
銀行 臺灣支店
ダツチ支店

開業拾ヶ年

支店 星架坡馬來街二

東洋寫真館

松永能直

本館 ハイストリート十五號
分館 プラサバサロード十七號
原籍 (長崎市大浦)

礦田館 ホテル

主人 得丸龜次郎

No. 5-8, BEACH ROAD,
SINGAPORE.

新嘉坡ビクトリアストリート三八一

御旅館 花屋

主人 櫻尾七太郎

新嘉坡ミッドルロード一六五號

東洋旅館

主人 笠直太郎

實業家信用名鑑

美建築
輸出入
雜業料貨



長井禎商店

主人 長井禎三
支配人 芝田皆助

新嘉坡ハイストリート街
電話 NAGAI,
SINGAPORE.

創立八年以前
出張所

神戸三ノ宮町一ノ三四

タイガー(虎)印石鹼

バイレットオイル(香油)

南洋一手販賣

南洋調査會内

仲介部

ゴム及椰子栽培業

宮崎三喜男

大和商會

長野實隆

創立明治三十一年 新嘉坡ハイストリート四一號
電話 YAMATO SINGAPORE.

營業目
一、輸出入業
二、船用品納入業
三、船用品納入業
四、委託買賣業

船艦賣込業

ガジノ大和合資會社

新嘉坡ロビンソン街

新嘉坡ラファルス街一番
No. 1, RAFFLES PLACE,

乙宗商店

電話 九〇五
銀行 香港上海、臺灣

貿易商 日本雜貨卸 支配人 田中半衛門

英領新嘉坡ブキス街二十八番
日本賣藥會社代理店

鹽崎俊雄

(福岡縣築土郡山田村大字
四郎九千二百七十六番地)

新嘉坡ビクトリヤ街四六

醫院主 中野光三

(福岡縣浮羽郡竹野村)

御旅館瓊の家 田中百太郎

No. 5-19, BEACH RD.
SINGAPORE.

開業明治三十九年六月十九日

酒類雜貨福屋商店

食料品商 福田太一

新嘉坡ミッドル路一七七
(原籍兵庫縣神戸市)

新嘉坡マライ街二十八號

染物商 本岡與一

(佐賀縣伊萬里町)

美術雜貨食料品賣藥 卸賣

 中川菊三

No. 2, HIGH ST. SINGAPORE.
(滋賀縣蒲生郡相原村)

開業八年前

小山新之助

營業目錄
吳服雜貨、
罐詰乾物、
化粧小物、
荒物陶器、
味噌醬油

新小山本店
No. 31, MIDDLE RD.
SINGAPORE.
新小山支店
No. 20, HYLIAM ST.
SINGAPORE.

船舶、護謨園賣込商、

米井商會

ロビンソンロード九四號

御會席 星州樓

海岸通り五ノ十二

佐竹醫院

院長 佐竹逸藏

開業七年前
NO. 167, PETALING ST.
KUALA LUMPUR

君は信州下伊那郡伊賀良村の人千葉醫
學校の出身にして初め帝都に開業したる
が志の海外に在りしかば、知己の止むるを
聞かず多大の資を投じたる。醫院を閉鎖し
てシヤムに至りそれより、この地に來りて
直に現在の場所に開業し、今日に至れるが
爲人温厚にして義氣あり只管自己の天職
に努力し善く公私に盡す、今や内外人の信
用頗る厚く盛運に向へり。

齒科醫 岩田島治

(熊本縣天草郡久玉村)
76 PETALING STREET,
KUALA LUMPUR

君は熊本縣の人東京に出て、齒科を研究す
ること數年にして渡南直に今の咭隆坡市
に開業せるが技術の優良なると懇篤なる
を以て内外人に信用あり。

齒科醫 大河 慶助

在吉隆坡羅爺街六十一號
(鹿兒島縣出水郡阿久根村)

君は自重の人にして信義あり齒科醫を今の地に開業したるは十年前にて信用尤も厚く半島に於ける各州のラジャーは常に君の醫療を待てるは己に人の知る處、善く公共の爲めに盡す。

土木請負業

田島 平一

在吉隆坡手山吧
(長崎市大浦東山手町百六番地)

君は半島に於ける邦人土木請負業の嚆矢なり、會堂、兵營、官舎、住宅、道路等君の手に據て建造せられたるもの頗る多く、從つて信用厚し。



長久商會

吳服 雜貨 佐藤 範次郎

No. 16, STATION STREET,
KOALA, RUMPUR.

原籍(長崎縣南高來郡島原町)
開業明治三十四年

事業を巧みに始むるは半ば遂げたるに等し、君の商業振りや、この範に法るものゝ如し。勤勉にして進取、半島に於ける青年實業家として屈指せらる。

實業家信用名鑑

咖啡及雜貨商

開業四年前 中島 忠七

PORT-SUEFFENHAM.

君は肥前西松浦郡松浦村の人其温順にして親切なる性情は朝暮、筑紫富士王島川及び領巾振等の絶佳なる風物に育まれしに依るが今や半島はポートスイツテンハム埠頭新市街に在りて店頭頗る繁昌する所爲のものは真に君の懇篤なる營業振りに由らずんばならず。

開業明治三十五年八月

吉隆坡

雜貨商 松田 商店

店主 松田 三次郎
(長崎市鍛冶屋町十三)

中島商店

店主 中島 茂四郎

(埼玉縣大里郡安川居町)

營業目
寫真 美術 雜貨
ヨム山用什器

本店所在地
No. 55 & 57 HIGH ST.,
KUALAUMUR.

支店所在地
カラン及コーラスランゴール

三四三



明治三十九年開院
醫士
松竹 勝次
IAXAMANA
RD.
IPOH. S.S.
(長崎縣南高來郡
南串山村)

君は花の人に非ずして實の人也。絢爛の人に非ずして平淡の人也。この好紳士たる刀圭家を半島に得たるは邦人の爲めに喜ぶべく、外人間に尤も信用厚く邦人中ペラ州に於ける代表者として尊敬せらるる現在精英會の會頭たり。

開業明治三十八年
齒科醫 浦田 志 德

No. 97.
IPOH
(熊本縣鹿本郡米田村)

温厚の人内外に信用あり。

開院八年前

醫師 石 井 六 郎
(千葉縣安房郡)

半島トレクアンソに在り。

開店一年前
日本美術
雜貨商 川 野 種 美
(福岡縣三潯郡青木村大字下青木)

No. 126 HUGH LAW. IPOH.

十年前開業
寫真部 伊 東 猪 之 松
理髮部
(長崎縣西彼杵郡小ヶ倉村百七十番戸)

奈良寫真館主
寫真機械
原料品一切 奈 良 守 太 郎
No. HALE ST. IPOH
長崎市大浦町三十一番

ペラ州安順埠ボーリング街三

寫真業 藤 山 寬 一
(山口縣熊毛郡鹿郷村)

開業六年前

賣藥
雜貨商 森 谷 隆 平
食料品

No. 94. HUGH LOW ST. IPOH.
(佐賀縣東松浦郡濱崎村)

開業二年前

怡保ヒューロー街一一六號

醫士 福 島 作 一

(鹿兒島縣川邊郡東加喜田村小湊)
No. 116. HUGH ROW ST. IPOH.

内田寫真館主

内 田 鐵 吉

馬來聯邦州ペラ州
大平市マケット街二一號
(橫濱市石川中村)

明治四十五年開業

寫場撮影、出張撮影、

寫眞部……額調製及販賣

寫眞原料品卸賣

雜貨部……日本雜貨輸入販賣

營 業 目 的

開院二年前

齒科醫

佐藤源次郎

No. 17. STATION R.D.

TAIPING.

原籍(岩手縣紫波郡彦部村)

開店六年前

雜貨藥

山本芳太郎

No. 143. KOTA R.D.

TAIPING.

原籍(和歌山縣東牟婁郡西向村)

開業六年前

坂井旅館主

ホテル

坂井伊代松

馬來半島ペラ州大平クローズ街二八號

原籍(福岡縣三池郡大牟田町新地)

開店四年前

雜貨藥

松尾友一

(佐賀縣藤津郡吉田村)

No. 170. KOTA R.D.

TAIPING.

スレンバン市

醫 士 大 貫 公 光

君は新嘉坡に於て醫業を開き後今のスレ

ンバンに醫院を移せるが資性温順にして

覇氣あり、熱帯病の研究に頗る努め大に發

見する處のものありしと云ふ。

彼南市チュリア街

田中ホテル

田中商店

田中末五郎

No. 368-370 CHULIA ST. PENANG.

No. 169. CANPPUL ST. PENANG.

君は長崎縣南高來郡山田村の人、彼南に於ける邦人の
旅館開業者の嚆矢にして、現にホテルの外に雜貨店を
經營す、資性淳樸にして堅忍信用頗る厚し。

馬來半島ラサ

ゴム栽培

小浦ふじ

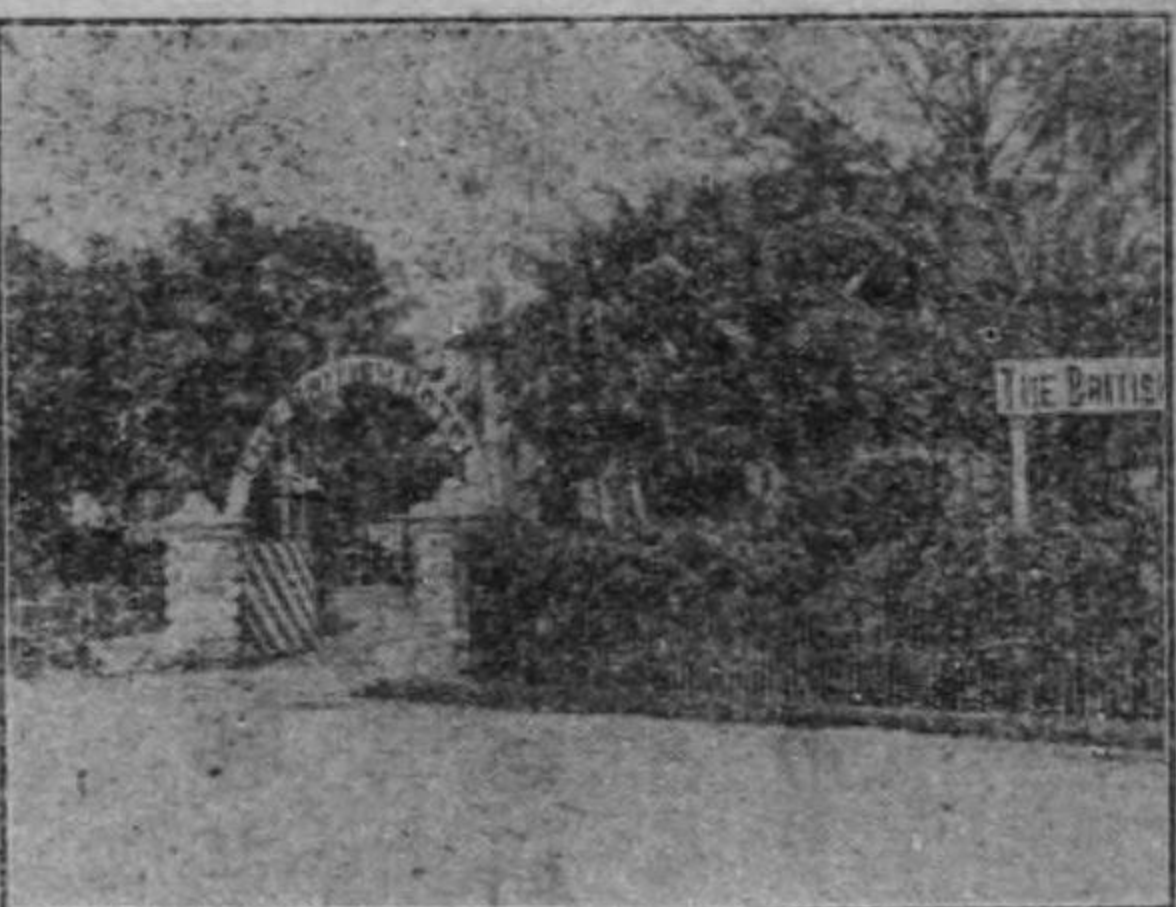
開業六年前

理髮業

柴下留三郎

No. 79. BARRACK, R.D.

TAIPING.



THE BRITISH HOTEL

No. 22, LEITH STREET,
PENANG

CABLE ADDRESS: "BRITISH PENANG"

一、一等付
二、而英人經營セシモノニ新シク日
三、本街ノ中央ニアリ而モ閑静ナル廣
四、庭ヲ廻ラシテ休憩室ト氣持ヨキ食堂ヲ
五、御紹介申上度候
六、汽船着ノ時ハ店員是非罷出御
案内申上候
彼南へ御寄の方々は屹度
ブリテツシユホテル
アル事ヲ御記憶願上候

ブリヂンエ ホテル

THE BRITISH
HOTEL
No. 22, LEITH
ST. PENANG.

英領彼南リース街
第二十二號
(電話四八〇番)

開業二年前
醫藥類
賣藥開設
印度製藥輸出
寺島喜代次
(山形縣西置賜郡長井町)
No. 393, CHUIA ST.

開館九年前

日光寫真館主

岡庭喜三治

No. 21, PENANG RD.
PENANG.

原籍(新潟縣高田市樹形町十六番地)

開業五年前
美術商
雜貨商
岩越宗郷
No. 56, BEACH ST.
PENANG.

齒科醫
橋元啓造
No. 183 BANDA HILIR.
MALACCA.

齒科醫
鈴木廣三
No. 119, JONGKAR ST.
MALACCA.

開院四年前
日本醫院
彦坂正義
No. 175, MILL ROAD,
MALACCA.

開業七年前
寫真業
石井長助
No. 13, BANDA HILIR
MALACCA.

實業家信用名鑑

開業二年前
フラワーホテル
フラワー商會主
(美術雜貨)
村島勝次郎
No. 1, EGERTON ROAD,
MALACCA.

(大阪市東區豊後町百ノ三番戸)

科目
美術雜貨
食料藥品
筒井信吉
No. 196, BUNGARAYA ROAD,
MALACCA.

(兵庫縣印南郡的形村)

三井物産會社爪哇支店

主任 野 呂 隆 三 郎

滔々たる大河も初めより大なるに非らず、
涸水、細流、聚注して以て漸く舟筏を浮ぶ
べし、三井の今日の富や元より然らざるの
理なし、然れども細心にして機略あり、聰
敏にして鋭進なる君の如き人材を要處に
配置せらるゝに由らずんば非ず、眞に君は
三井物産の未知數の材物たり。

臺 灣 銀 行

スラバヤ出張所

支配人 柳 悅 耳

雜貨及貿易

株式會社 潮谷商會スラバヤ支店

大 澤 部

- 本店 東京市日本橋區橋町四丁目拾番地
電話特長浪花一八五六
- 貿易部 東京市日本橋區橋町四丁目拾番地
電話 浪花一八五五
- 支店 大阪市東區淡路町二丁目四十九番地
電話 本局一五五八
- 支店 ジャバ、スラバヤ市スロンゴリタン街
(TEL. 649 SB.)
- 支店 ジャバ、スマラン市ベコジャン街
(TEL. 363 SB.)

實業家信用名鑑

瓜哇泗水

福 島 洋 行

主任 西堀由太郎

本店 大阪

支店 蘭領爪哇泗水

(電話二四九番)

同行爪哇支店はメリヤス及雜貨の卸商と
して蘭領印度に於ける邦人屈指の大商會
たり主任西堀氏は敏腕を以て令名あり。

美術雜貨
物産貿易 **高橋商店**

開業十四年前

高橋保

STED TEPEKANG,
SOERABAJA, JAVA.
(長崎市酒屋町)

君は奮闘努力の人なり、南洋に志を立て、
より十有餘年幾多の奮闘を續け、日露役當
時に於ては一擧して數萬を儲け得たるが
如き其奮闘振りや壯なりと云ふべし、今や
爪哇に於ける邦人屈指の商店經營者たり。

岡崎商店主
雜貨貿易 **上田 丑松**

OFFICE TOKO OKAZAKI & Co.
SONGOJEDAN ST. SOERABAJA(JAVA)
RESIDENCE: U. UYEDA.
No. 7. OUD HOSPITAL STRAAT.
(BOOMSTRAAT)

(原籍奈良縣高市郡今井町)

君は南洋開拓者たる先登の一人者たり、初
め濠洲に渡り數萬の金を得たることある
も性豪快にして従つて得れば従つて散じ、
幾變轉して今や泗水に雜貨貿易を營み新
嘉坡に煙火の支店を設く。義俠に富み、善
く人の爲めに盡す、之を以て岡崎の名は南
洋の島々に普し。

雜貨南洋物産
輸出入商



橋本兄弟商會

創業大正二年

橋本健一

CEMBILONGAN, SOERABAJA, JAVA.

(原籍東京市本郷區森川町五一番地)

君は商科の出身にして曾て横濱絹物商大
和合資會社の店員たりしが農商務省の特
別練習生に拔擢せられ爪哇に來たれるも
遂に今のソラバヤの地をトシブルームに
雜貨商を營める長兄千四郎氏の合資によ
り橋本兄弟商會を起し活躍するに至れる
が今や益々進境に向へるは君の敏腕を窺
ふに足らんか。

實業家信用名



日本人ステウダー
シツブチャンドー
諸勞力請負業
艦船諸御用達
物産委託買賣

平松商會主

平松一壽

創業五年前

(長崎縣南高東郡堂崎村)

疾風に堪ふるものは勁草たり、艱苦を忍ぶ
ものは偉人なり。君や偉人にあらずと雖も
勁草たるの人なり。海外に於て日本人の經
營に成れる其スチウダーの嚆矢としてソ
ラバヤ港に在りて外人間に其の名を知ら
れ海運業者に信用を博せるに至れるまで
の君の奮闘振りや實にそれ疾風怒濤と戰
ひたる勇敢を想はざる可らずこの人にし
て初めて海外的志を展ぶるを得べきか。

三五三

南洋瓜哇スラバヤ市サンボンガン街

巴 ー 松 原 孝

(原籍和歌山縣西牟婁郡串本町)

由來和歌山の人は海外に志を展ぶるもの多し、君は曾て西濠洲に渡り奮闘幾年大に財を積み歸朝するや再び瓜哇に來り現在の地にバーを開く、バーの開業は君を以て嚆矢となす。

貨自動車、雜貨 物産買次業 千代喜商店

店主 高 田 繁 男

開業明治十年

TJI JOKEI & Co.
TOKO, JAPAN.
TOELOENGGAENG, JAVA.

二心無き之を誠と謂ひ欺かざる之を信と謂ふ、人世誠と信とを以てせば天下之く所として適せざる無し、君は即ちこの二心無きの人なり。之を以て内外人の間に立て頗る信用を博し着々として成功の域に進みつゝ、あるもの遇然に非ず。今や雜貨業の外自動車業を營めり。

雜貨 南洋商會主

堤 林 數 衛

開業明治四十二年

(山形縣最上郡新庄町)

本店	瓜哇スマラン市タマン街
支店	ベユシヤン街
支店	サンワロン街
支店	マカラシ支店
支店	マデオン支店
支店	ケデリー支店
支店	バルスワン支店
支店	ポロポリンダ支店

君は創造の人にして堅忍頗る未來を有す。

實業家信用名鑑



雜貨 貿易
タビオカ製造

安倍 洋行

貿易部電話一八五番
タビオカ工場
電話A一五番
CHERIBON, JAVA.

行主 安倍辨之助

支配人 安倍喜一郎

同行主安倍辨之助氏は秋田縣平鹿郡増田町の人にして明治二十九年より日露の役前三十六年の交まではエトロフ島、カムチャツカ等の沿海に三隻の船を以て専ら漁業に従事し卅九年にはサガレン島アレキサンドルに於て日本軍用品の買入等を爲したるが其翌年北韓地方を視察したるも其志を展ぶるに足らざるを見て四十二年南洋に渡り瓜哇島チエリボンに於て貿易及農業方面に向つて鋭意奮闘今日に於ては全く其基礎確立し日支問題の餘波支那人のホイコットありたるも氏は何等の痛痒を感せず更らに猛進してインダラマユ、ジャヤガ其他數ヶ所に支店を設け大飛躍を試みたるが時機に投じたること、頗る隆盛を見るに至れり、支配人喜一郎氏は氏の令息にして早大商科の出身なり。

日本雜貨、藥、**富士洋行**
食料品、卸小賣

代理者 **澤部 磨 礎 男**

DJOCJA, JAVA

(東京市淺草區榮久町二八)

其容姿の閑雅にして恬如たる風采はこれ
即ち君の温厚の青年たるを覗ふに足らん
か、今や富士洋行を代表して倍々進境に向
はしめ、外人及土人間に尤も信用を扶植せ
しめしもの眞に君の努力の致す處に因ら
ざる可らず、青年實業家の模範たるを失は
ず。

佐々木商店

佐々木房次郎

KALIDAWERE,

TOELOENGAGAENG, JAVA.

長崎縣南松浦郡崎山村

開業明治四十五年

雜貨并南洋物産買次業

雜貨仲次卸

中村商店

中村章三

AMPEL SOERABAJA, JAVA.

神戸市古港町

雜貨理髮

野村勇吉

瓜哇シヨクミヤ

熊本縣下益城郡松橋町

開業六年前

吧 太 比 亞

櫻寫真館主

芳野 英

H. YOSHINO.

JAPANSCHÉ PHOTOGRAPHISCHE ATELIER

No. 26 GANG CHAUDLAN,

WELLEVREN,

BATAVIA, JAVA.

日本及西洋雜貨并理髮

中村富五郎

KRETIKAGANTOENG, JAVA.

和歌山縣東牟婁郡大島村大字須江

淺野セメント
サクラビール 瓜哇一手販賣

永井洋行主

永井 靜 一

KETAPANG, SOERABAJA, JAVA.

石川縣鳳至郡輪島町